

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A
	18
	2053

P 7924

6904

六九〇三號

勞頓

1924
F 1118

私ノ同僚諸君ト私ガ提出致サウト存ジテ居リマ
ス問題ハ前調ヲ除ク支那全土ニ於テ近代の陸海空
軍ニ使ル征服トテ目的トスル計畫的ノ事取
軍事使際全使ニ巨ルモノデ

支那全土ノ征服
（支那全土ノ征服）

陸軍ハ次ノ事ヲ置左致シマ
ル西大使政ハ支那領土ニ對

シテ行ハレ、且支那海岸ニ對シテ海軍封鎖ガ實施
サレタコト。

ソノ軍事使際ハ日支戦争へ所謂支那事變ノガ末期
後相ヲ呈スル頃マデニ日本ガ海岸地帯ノ支那及東
部支那ノ大部分ニ支配權ヲ獲得スルマデ進軍サレ
且孰強ニ進行サレタノデアリマス。

前調ニ於ケル衝突ハ、ソレニ就テダ一シ一氏ト
ソノ同僚ガ證據ヲ提出シテ居ルノデアリマスガ、
上海ニマデ進軍ガリマシタ、サウシテ一九三二年（昭
和七年）一月二十九日及三十日ノ上海ニ於ケル支
那使政ハ前調使際ノ發生のチアツタノデアリマス。

P 7924

P 6834

六九〇番

勞頓

37924 F
1/1/24

私ノ同僚諸君ト私ガ提出致サウト存ジテ居リマ
ス問題ハ諸君ヲ除ク支那全土ニ於テ近代の陸海空
軍ニ依ル征伐ト掠奪トヲ目的トスル計畫的ノ專政
軍並ニ侵攻カラ、成ル軍事侵略全盛ニ至ルモノデ
アリマス。

吾々が茲ニ提出スル建議ハ次ノ事ヲ置左致シマ
ス。即チ、日本軍ニ依ル西大侵攻ハ支那領土ニ對
シテ行ハレ、且支那海岸ニ對シテ海軍封鎖ガ實施
サレタコト。

ソノ軍事侵略ハ日支戦争（所謂支那事變）ガ末期
後相ヲ呈スル頃マデニ日本ガ海岸沿邊ノ支那及東
部支那ノ大部分ニ支配權ヲ獲得スルマデ進軍サレ
且以強ニ進行サレタノデアリマス。

諸君ニ於ケル衝突ハ、ソレニ就テダーシー氏ト
ソノ同僚ガ證據ヲ提出シテ居ルノデアリマスガ、
上海ニマデ進軍ガリマシタ、サウシテ一九三二（昭
和七年）一月二十九日及三十日ノ上海ニ於ケル支
那國家ハ諸君諸君ノ發生動テアツタノデアリマス。

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

日本陸軍ハ第十九師團ノ隷屬以上ニ死傷者
 ノ要期ニ出合ヒマシタ。右十九路兵ハ計クニ
 上ニシタ日本軍ニ任ツテ追サレタ度ニ巨ル側面
 行爲ニ任ツテ、東國諸地ニ共同ニ兵ノ騰越
 地区カラ支那軍ガ掃蕩サレルマデ、ヤガテ陸軍ノ
 應接ヲ促タ日本陸軍駐蹕ト立向ツテ居タノデア
 リマス。

休戦協定ハ一九三二年（昭和七年）五月五日ニ
 結バレ、四月三十一日ニ日本軍ハ上陸ヲ遂行シ
 マシタ。會議シタ支那軍ハ當先未同ノ時ニ發
 動シマシタ。サウシテ日本ノ軍隊ニ掃蕩ヲ發
 ナクセシメ、中央支那ニ於ケル大軍駐蹕ノ一時
 停止ヲ具ナクセシメタモノコソ、支那ニ後進ノ要
 ナル所カデアツタノデアリマス。

支那ニ於ケル第二次ノハ第一次ノ上陸
 後、我が陸軍駐蹕ニ任ツテ請求ヲ得テカラ三年後
 ニ設ツタノデアリマス。

第一次ノ要期ニ於ケルト同様に、東國行軍ハ真
 中ニ斷ツサレタコトガ立証サレマス、即チソノ
 時日本軍ハ支那軍ニ任ツテ正當ニ台メラレテ居ル
 状態ニ任シテ交戦ニ任ジテ行進ヲ許シタノデア
 リマス。又、第一次ノ要期ト同様、日本陸軍駐蹕ハ
 何年モ前ニ能カナル駐蹕カテ請求ツタ領有權
 果デアツタノデアリマス。

原本不明瞭

裏面白紙

北平ノ消息 十月ノ消息ニ於テ、一九三七年（昭和十二年）七月七日ニ待望ガ終リマシタ。事件ハ急激ニ進展シマシタ。幾千ノ日本軍ガ朝陽ト瀋陽カラ北平ノ近郊ヘ派レ込ミマシタ。北平ハ日本軍ニ占領サレテ、支那軍ハ何方ニ進出ラレマシタ。

日本外務省情報局長ハ、今日、日清戦争事件ハ北支五省ヲ支配セントシテ日本ニト冀介石ヲトノ間ノ戦ヒノ戦國開始ノ發端デアツタト述ベテ居リマス。

日ニハ上掲ニ於テ第二次大戦ガ開始サレマシタ。日本ノ軍事長官ハ今回ハ上海近郊外ニ於ケル休戦條約ヲ停止セズシテ、世界中デモ亦モ人口稠密ナ平原タル上海南京間ノ中央支那ノ肥沃地帯ハ、實際法ト古ヘヨリ稱ハル凡ユル競争法派ヲコレ見ヨガシニ強シク宣戰布告無キ侵略戦争ニ於テ際臨サレ、掠奪サレ、焚サレ、殺サレ、強キ強クサレ、荒廢ニ付セラレタノデアリマス。

此ノ存続ハ支那ノ首都南京ノ奪取ト共ニ終了シタノデアリマス。此ノ古代都市ノ住民ガ悲惨、苦悶強、強ノ目ニ見ハサレタ事、履行 亂的軍人ノ首領ノ手ニ持タサレタ放火、強、及ビ強、強ハ、匈奴「アテラ」以來比強ナキ強候スベキ物強ヲ強ツタ事、及ビ強ニナツタ支那軍人ガ強ニ

原本不明瞭

裏面白紙

6904-4

新ラレ、無差支ニシテサレタ事ヲ我々ハ指示
シマス。

是并、如テ大森及真領ノ下ニ進歩的ニ行ハレタ
諸事ハ、自前及ビ河津ヲ過フテ進行シ、而シ
テ支那ノ沿岸ハ日本ノ領土ニ付テ進歩サレタノ
デアリマス。日本ノ領土ハ、子江及真領ノ河川ヲ
遡ルシテ陸奥ノ地ニ至ルヤケ、而シテ日本領土ハ
日本ニ付テ占ハサレテ居ナイ部分ノ支那領土
ニ至リ其ノ領土ヲ認メシタノデアリマス。

支那領土ナキハ、自前及ビ河津ヲ過フテ進行シ、而シ
テ支那ノ沿岸ハ日本ノ領土ニ付テ進歩サレタノ
デアリマス。日本ノ領土ハ、子江及真領ノ河川ヲ
遡ルシテ陸奥ノ地ニ至ルヤケ、而シテ日本領土ハ
日本ニ付テ占ハサレテ居ナイ部分ノ支那領土
ニ至リ其ノ領土ヲ認メシタノデアリマス。

一九〇〇年（明治三十三年）三月三〇日、日本人
ニ付テ支那領土ガ獨立サレルマデ、何等ニ
ナツタ支那領土ノ進歩云々ニ付テハ、何等正
式ナ規定ハ設ケラレテ居ナカッタノデアリマス。
此コニ、自前及ビ河津ヲ過フテ進行シ、而シ
テ支那ノ沿岸ハ日本ノ領土ニ付テ進歩サレタノ
デアリマス。日本ノ領土ハ、子江及真領ノ河川ヲ
遡ルシテ陸奥ノ地ニ至ルヤケ、而シテ日本領土ハ
日本ニ付テ占ハサレテ居ナイ部分ノ支那領土
ニ至リ其ノ領土ヲ認メシタノデアリマス。

我々ガ漢語ニシマスニ付テハ、自前及ビ河津ヲ過フテ進行シ、而シ
テ支那ノ沿岸ハ日本ノ領土ニ付テ進歩サレタノ
デアリマス。日本ノ領土ハ、子江及真領ノ河川ヲ
遡ルシテ陸奥ノ地ニ至ルヤケ、而シテ日本領土ハ
日本ニ付テ占ハサレテ居ナイ部分ノ支那領土
ニ至リ其ノ領土ヲ認メシタノデアリマス。

本側ノ統計ノ比較ニ依レバ、支那側ノ生死不明ノ部ハ將ニ百萬ヲ數ヘナケレバナラヌ事ヲ示シテ居リ、之ガ即チ戰ヒニ於テ、日本軍ニ依リ、捕虜トナサレテ殺害サレタ數デアリ、更ニ四一萬一千名ガ勘定漏レニナツテ居ルノデアリマス。支那及ビ日本側ノ死傷者統計ハ此ノ推定ノ本ニノミ相衰スルモノデアリマス。

之ハ、日本ガ署名シテ居ル條約サノ法規ニ反シテヤツタ事デアリ、然モコノ侵略其ノ物ハ、日本モ加入國デアツタ九ヶ國條約、一ヶローグーブライアンド」協定及ビ其他ノ條約並ニ保障ヲ無視シテ違セラレタモノデアリマス。

此ノ軍事的侵略ガ日本ノ政治家達ニ依リ入念ニモ一辜變」ト呼稱サレテ居ルニモ拘ラズ、支那ノ領土ニ於テ日本ノ侵略ニ抗スル事ニ依リ、百四十萬九千百三十三名ノ支那陸海軍軍人が殺死シ或ハ生死不明トナツテ居ル事、且死傷者合セテ三百二十萬七千九百四十八名ヘ支那側統計ヲ算シ、日本側公式概算ニ依レバ違カニ之ヲ越エテ居ル事ガ證明サレルデアリマセウ。更ニ、無謀ニモ中立國ノ權利ヲモ損ミズ、締和ニ基キ支那ノ水上ニ在ル米國及ビ英國ノ軍艦ヲ日本軍ハ爆撃及ビ砲撃シ、且、自動車ニ乘ツテ行ク英國大使ヲ爆撃シ負傷セ

シメタノデアリマス。

一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニハ第三
同日ノ上海侵襲ガ行ハレタノデアリマスガ、此度
ノ目標ハ共同租界地デアツテ、其處ニ居タ米國及
ビ英國人ハ、捕獲收容サレタノデアリマス。

上海共同租界地ノ向ウ側ノ河上ニ在ツタ英國ノ
砲艦「ビトレール」ハ日本ノ砲艦及軍艦ノ砲火ニ
依リ撃沈サレタノデアリマス。此ノ砲艦ハ後進我
ガ英國ノ同僚ニ依ツテ取上ゲラレル事ニナリマセ
ウ。

對支軍事侵略ノ途上ニ犯サレ、且主トシテ支那
ノ非戦闘員ニ對シテ犯サレタ犯罪並ニ阿片其他ノ
麻薬ヲ不合法ニ使用シタ事ニ對スル「ロー」級犯罪
ニツイテハチエテュン・シアン氏及デイヴッド・
ネルソン・サトン氏ニ依ツテ、當該國ト相關聯
シテ取リ上ゲラレル事ニナリマセウ。支那領土内
ニ於テ軍事使略ヲ遂行シタ歴代日本政府内ノ公
職ニ於ケル彼等ノ行爲ノ故ヲ以テ、又支那領土内
ニ於ケル彼等ノ個人的活動、参加乃至談話ノ故ヲ
以テ、並發者ハ上記ノ戰爭犯罪ニ對シテ、又左記
各訴因ニ告訴サレテ居ル通り、責任ガアルノデア
リマス、即チ、第一級乃至第六級、第十九級、第
二十八級。第二級乃至第四級、第五級、第六級、

第四十七類、第四十八類、第四十九類、第五十類。
第三類一訴因五十四。又該證據ハ左記ノ起訴狀附
屬書ニ關係ガ有リマス。即チ、附屬書A第二章。
附屬書B第一、第二、第三、第四、第五、第六、
第七、第八、第九、第十、第二十一、第二十二、
第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二
十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、
第三十二、第三十三、第三十四、及第三十五項。
附屬書C、第四、第五、第六、第七、及第八項。
附屬書D、第一及第二項。第四章、a項、第十、
第十一、及第十二章。附屬書E一特ニ第二(無番
號)條。

是等ノ起訴ヲ支持スル證據ハ口頭証言ヲ通ジ又
文書證據ニ依ツテ提出サレルデアリマセウ、而シ
テソノ大部分ハソレ等日本人自身ノ公人トシテノ
發言ナノデアリマス。

P 6904B-1

22

序 論

主題 支那ニ於ケル一役人其他ニ對スル諸多ノ
強虐行爲及ビ阿片其他ノ麻薬使用

支那ニ於ケル一役人其他ニ對スル強虐行爲及ビ阿片其他ノ麻薬使用ノ件

官 Che Chun Hsiang

官 トマスエツチ・モロウ大佐

ケネスエン バーキンソン

ヘンリ チユウ (中國)

デービト エヌ・サットン

ジョン エフ・ハメル少佐

アイサー エー・サンダスキー大尉

提出

國際 檢察 部

日本、東京

一九四六年六月

日

序 論

支那ニ於ケル一役人其他ニ對スル強虐行爲及ビ
阿片其他ノ麻薬使用ノ件

Che Chun Hsiang 檢察官ニ依ル報告

以上起訴狀中訴因第四十四乃至五十及ビ第五十三
乃至五十五ニ於ケル對支戦争ノ経過中發生シ、且
ツ右戦争ノ性格及ビ日本人ノ目的ヲ語ル一役人其
他ニ加ヘラレタル諸多ノ強虐行爲ノ或ルモノヲ論

P 6904B-1
22

序 論

主題 支那ニ於ケル一殺人其他ニ對スル諸多ノ
強行爲及ビ阿片其他ノ麻薬使用

檢察官 Che Chun Heiang

提出

副檢察官

- トマスエツチ・モロウ大佐
- ケネスエン バークンソン
- ヘンリ チュウ (中國)
- デービット エヌ・サットン
- ジョン エフ・ハメル少佐
- アーサー エー・サンダスキー大尉

國際 檢察 部

日本、東京
一九四六年六月 日

序 論

支那ニ於ケル一殺人其他ニ對スル強行爲及ビ
阿片其他ノ麻薬使用ノ件

Che Chun Heiang 檢察官ニ依ル報告

以上起訴狀中訴因第四十四乃至五十及ビ第五十三
乃至五十五ニ於ケル對支戦争ノ經過中發生シ、且
ツ右戦争ノ性格及ビ日本人ノ目的ヲ語ル一殺人其
他ニ加ヘラレタル諸多ノ強行爲ノ或ルモノヲ論

裏面白紙

6904

裏面白紙

述スベシ。

余ガ今論ゼントスル所ハ單ニ一國民ニ對スル
多ノ刑虐行爲及ビ人道ニ對スル諸多ノ罪ノ全圖中
其一部ノミシテ是等ニ關シテハ更ニ後段比律賓國代
表團檢察官ベドロ ロベズ少佐ニ依リ本問題ニ關
スル序論ニ引續キ論ゼラルベキ檢察部所理事項ノ
一部面ニ於テ詳論セラルベシ。余ハ以下支那ニ
於ケル戰爭ニ關シテノミ論ゼントス。提出セント
スル證據ハ一彼民ニ對スル加害行爲ガ

(1) 殺人及ビ虐殺

(2) 拷問

(3) 凌辱

(4) 財産ノ掠奪、劫掠及ビ不法破壊

ヲ含ムモノナル事ヲ明カニスベシ。

人道ニ對スル日本軍隊ノ是等犯罪行爲ハ支那ノ凡
ユル占領地域ニ於テ一九三七年乃至一九四五年ノ
全期間ニ亘リ行ハレタルモノナリ。是等行爲ノ類
著ナル一事例ハ一九三七年十二月十三日南京陥落
後發生ヲ見タリ。即チ支那軍ガ凡テノ抵抗ヲ停止
シ南京市ガ全ク被佔松井大將指揮下ノ日本軍ノ制
禦下ニ置カレタル後、暴行ト犯罪ノ大狂亂ガ始マリ、
之レガ弛ム事ナク四十余日ニ亘リ續行セラレタリ。
日本兵等ハ彼等ヲ指揮スル將校及ビ東京ノ統帥首

6904-37

日部ノ完全ナル了知及び同意ノ下ニ新ナル強行爲ニ依リ支那民衆ノ凡ニル抗議欲ヲ永久ニ滅却セント企圖シタルモノナリ。是等犯罪（史上總括的ニ「南京ノ暴行」トシテ知ラル、ニ至リタルモノ）ノ詳細ハ證據ニ依リ明カニサルベシ。此處ニハ是等諸多ノ犯罪ガ、余ガ既ニ述ベタル類ニ即チ殺人及び虐殺、擄囚、凌辱、財産ノ掠奪、劫掠及び不法破壊等各種ノ犯罪ノ幾多ノ事例ヲ包含スルモノナル事ヲ指シスレバ足ル。

南京ニ於ケル日本兵ノ行爲ガ孤立的事例ニアラザル事ヲ明カニサレン。右ハ典型的ナルモノナリ。支那各地ニ於ケル司法官署ノ閉ラセル公報ニ徴スレバ、此種幾多事件ニシテ一九三七年乃至一九四五年ニ亘ル期間中支那占領地境全面ニ於テ行ハレタル個々ノ件數ハ總數九万五千余ニ上ル。支那ニ於ケル日本兵ノ是等繼續的幾多強行爲ニ關スル情報ハ東京ニ於ケル日本統帥首腦部及び日本政府ニ齎ラセラレタル所ナリ。屢次ノ通告及び抗議ニモ拘ハラズ是等ノ強行爲ハ引續キ行ハレタリ。是レガ戰爭進行ノ日本の運命ナリ。是等ノ強行爲爲ニ關シテハヴァーヂニア裁判所所長デーヴィド・ネルスン、サットン氏、モロ、大佐、パーキンソン氏及中國ヘンリー・チウ氏ニ依リ當法廷ニ於テ報告セ

6904P-4

ラルベシ。

更ニ支那ヲ征服セントスル彼等ノ計畫ノ一節トシテ日本海軍等ガ支那ニ於ケル要港ニ艦ヘ兵ツ之レヲ發大スル爲メノ武器トシテ阿片其他ノ麻薬ヲ使用セル事實ヲ明ラカニセントス。是レハ阿片其他ノ毒物使用抑留ニ關スル三箇ノ條約即チ日本ガ條約國ノ一ツタルモノニシテ證據物第十七、十八及ビ十九號トシテ現在證據中ニ包括サレ居ル條約規定ノ要諦ニ違背スルモノナリ。

何レノ地境ニ於テモ日本ノ武力侵略ノ前進ニツレ日本ノ軍事及ビ民間諸機關ハ嘗ニ日本租界ノミナラズ、支那ノ凡ユル地域ニ於テモ阿片及ビ麻薬ノ販流ナル不正取引ニ從事セリ。是等諸機關ハヘロイン、モルヒネ及ビ他阿片製劑ヲ從來其使用ガ流布サレ居ラザリシ諸地域ヘ其生産ヲ導入セリ。是等ノ機關ハ支那ニ於ケル日本ノ治外法權ノ存在ノ故ニ殆ンド制限ヲ受クル事ナク活動シタル所ナリ。此非合法的活動ノ意圖及ビ所産ハ麻薬ノ脅威ヲ抑制セントスル支那側ノ企圖ヲ凡テ中和シ或ハ完全ニ破砕セントスルモノナリ。阿片耽溺ノ生理的影響ガ如何ナルモノナルカハ周知ノ事ニ屬シ、日本ガ支那幾百萬ノ民衆ヲ之レニ依リ侵略反抗ニ無感覺且ツ無能力化セシメント企圖セシ事實ニ徴

裏面白紙

6914B-1

裏面白紙

シ明カナル所ナリ。

此非合法的活動ノ公的性格ハ日本人ノ麻薬不正取引従事ヲ防遏シ、或ハ支那其他ノ警察官憲ノ手ニ麻薬違犯ニ因リ逮捕サレタル日本人ヲ適當ニ所斷スルタメ積極的ナル行動ヲ屢々日本領事館當局ガ怠リタル事實ニヨリテ示サル、所ナリ。此怠慢ハ日本人ガ同國人ニ對シ麻薬ヲ賣却セシ場合日本官憲ガ取りタル斷乎タル所置ト明確ナル對照ヲ爲ス。

次ニ明カニセントスル點ハ日本ハ支那各地域ノ制壓ニ成功スルヤ、是等各地域ガ日本ガ「和平」ト呼稱スル武力侵略ノ一運体ノ爲メ指定サレタル次ノ地域ニ對スル麻薬攻勢ノ行動基地トシテノ役目ヲ果セル事實ナリ。

此點ニ關シ、滿洲國ニ於ケル傀儡政府ノ樹立ニ始マリ、更ニ北中南支ヲ通ジ、逐次樹立セラレタル日本制壓下ノ傀儡政府ハ夫々阿片其他ノ麻薬ニ關シ、支那ノ法令廢棄ノ一定型ヲ踏襲シタルモノニシテ、且ツ阿片專賣制ヲ創設スルニ當リ、是レガ表面宛カモ阿片使用抑制機關タルガ如ク工作セラレタル所ナルガ、而モ此專賣制ハ事實ニ於テ右政府治下ノ諸地域ニ於ケル阿片及ビ其他ノ麻薬ノ不正取引ノ總元締ト化シタルモノナリ。斯クシテ

6904B-6

裏面白紙

日本制禁下ノ諸地域ニ於テ阿片窟ノ大増加、罈粟栽培面積ノ増大、阿片其他ノ麻薬ノ大量輸入及ビ阿片専賣制ノ前述ノ如キ計畫的目的ノ線ニ沿ヒ抑制措置ノ弛緩ヲ誘致セリ。

阿片使用抑止ヲ裝フ統制ノ下ニ日本制禁下ノ是等他國政府ハ阿片及ビ麻薬賣買ニ依ル麗大ナル收入ヲ手中ニ收メタリ。

滿洲國ニ於ケル他國政府ノ諸施策ノ財源ヲ賄フ爲阿片取引ニ依ル諸收を確保トシテ日本債ガ成立セシ事實アル事ヲ明カニスベシ。

約言スレバ、前記證據ハ阿片及ビ麻薬ノ賣買ガ以上ニ述ブル二ツノ目的ヲ以テ日本ニ依リ勸導セラレタルモノナル事ヲ明カニスルモノナリ。

(1) 支那民衆ノ体力ヲ低下セシメ、以テ抗戰意カヲ弱体化セシメントスル事。

(2) 日本ノ軍事の経済的侵略ヲ賄フ巨大ナル收入ヲ擧ゲントスル事。

麻薬ニ關スル證據ハサットン氏、米軍所屬ジモンエフ・ハメル少佐及ビアイサー・エー・サンダスキ大尉ニ依リ提出セララルベシ。

21.8.6
五
1.

Doc 2215, Exhibit A

證據書類「A」 「ジョセフ、ダブリュー、バラントイン」ノ
一九四六年／昭和二十一年／六月十四日附口供書

天 羽 聲 明

一九三四年／昭和九年／四月十七日、日本外務省非公式聲明

左記ハ一九三四年（昭和九年）四月十七日外務
省ニヨリ發表セラレタル「天羽聲明」トシテ知ラ
レテ居ル非公式聲明ナルモノノ外務省ニ依リ非公
式ニ發表セラレタ英譯「ノ和譯」デアリマス。

×××××

日本ハ支那トノ關係ニ於ケル其ノ特殊的地位ニ
鑑ミ支那問題ニ付テハ日本ノ立場及ビ主長ガ列國
ト一致セザルモノガアルカモ知レヌガ、日本ハ東
亞ニ於ケル使命ヲ果シ責任ヲ遂行スルタメニハ全
力ヲ盡サナケレバナラス立場ニアルコトヲ悟ラナ
ケレバナラス。サキニ日本ガ聯盟カラノ説退ヲ余
儀ナクサレタノハ、東亞ニ於ケル平和維持ノ根本
原則ニ就キ聯盟トノ意見ガ一致シナカッタ爲デア
ツタ。日本ノ支那ニ對スル態度ハ、諸外國トハ必
ズシモ一致セザルトコロガアルカモ知レヌガ、コ
レハ日本ノ地位使命ヨリ來ルヤムヲ得ザル事デア

裏面白紙

2.

Dec 22 15, Exhibit A

ル。

日本ハ部外諸ニ對シテハ常ニ友好關係ノ維持増進ニ努メテイルハ謂フ迄モナイガ、同時ニ、東亞ニ於ケル平和及び秩序ヲ維持スル爲メニハ吾々ノ責任ニ於テ單獨ニ爲スコトハ當然ノ歸結ト考ヘル。又コレヲ遂行スルコトガ我々ノ使命デアアル。同時ニ東亞ニ於ケル平和維持ノ責任ヲ日本ト共ニ分ツ立場ニアアルハ中華民國以外ニハナイ。從ツテ支那ノ統一、領土保全、乃至國內秩序ノ回復ハ、日本ノ最も切望スルトコロデアアル。而シテ是等ハ支那自身ノ自覺又ハ自發的勢力ニマツ外ナキハ歴史ノ示スココロデアアル。故ニ支那側ガ若シ他國ヲ利用シテ日本ニ抵抗セントスルナラバ吾々ハ之ヲ排撃スルモノデアリ、又支那側ガ以英制英ノ對外策ヲ執ルナラバ吾々ハ之ヲ排撃スルモノデアアル。又列國側ニ於テモ滿洲專横及び上海專横後ノ現在ニ於テ支那ニ對シテ、共同動作ヲ執ラントスルコト如キコトアリトセバ假令其ノ名目ハ技術的又ハ財政的援助デアルニセヨ、政治的意味ヲ帯ブルコト必然デアアル。カ、ル性質ノ企圖ガ最後迄遂行セララルトキハ遂ニ支那ニ於ケル勢力、範圍ノ設定或ハ支那ノ國際管理又ハ分割等ノ問題ヲ討論セザルヲ得ザル紛擾ヲ招來スルハ必然デアリ、カクテハ支那

裏面白紙

Doc 2215, Exhibit A

3

裏面白紙

ニ對シテ最大ナル不幸ヲ蒙ルノミナラズ日本及び
東亞ニ對シテモ最大ナル結果ヲ及ボスベキ恐
ガアル從ツテ日本トシテハ主權トシテカ、ル企圖
ニハ反對セザルヲ務メ、シカシ各國ガ各々別々ニ
支那トノ經濟上貿易上カラ交渉スルガ如キハ支那
ニ對シテ援助トナルモ東亞ノ平和維持ニ支障ヲ來サ
ザル限リ之ニ干渉スル必要ガナイ。

シカシ支那ニ軍用飛行機ヲ供給シ、支那ニ飛行
機格納庫ヲ建設シ支那ニ軍事教官又ハ軍事顧問ヲ
派遣シ又ハ政治借款ヲ起スガ如キハ結局支那ト日
本其ノ他ノ國ノ關係ヲ離隔シ東亞ノ平和ト秩序ヲ
混亂スルコト明白デアアルカラ日本トシテハコレニ
反對スル。

右ノ方針ハ日本ノ從來ノ方針ヨリ當然演繹セラ
ルベキモノデアアルガ外國カ支那ニ於テ共同動作
助ノ如キ種々ノ名目ヲ藉儀的ニ動イテイル報アル
ニ儘ミ、此際日本ノ方針ヲ明カニスルモ徒爾ナラ
ザルベシト信スル

(合衆國ノ外交關係ニ關スル書類一日本、一九三
一年十一月四日、第一卷第二二四頁一三二五
頁)

Doc 2911

2-1-8-6(11)
本館(文部省)
(文部省)

(誤審)ノ誤同ヨリノ抄送

此エテ文部へ日本ノ軍事領
カ。

答、關東軍ヲト思ヒマス。

問、東京ノ参謀長等モ同様ニ軍事領大ヲ提唱シテ
居マシタカ。

答、私ハ東京ノ参謀長ハ、ソノナ意見ヲ持ツテ居
ナカツタト思ヒマス。

問、貴下ハ東京ノ参謀本部ハ關東軍ノ参謀長ガ高
里ノ長統ヲ越エテ文部へ使入スルコトヲ悉レ
テキタト思ヒマスカ。ソレガ問題デアツタノ
デスカ。

答、然リ。

問、ソノ行動ハ後垣及ビ石原ニヨツテ開始サレマ
シタカ。

答、然リ。

問、彼等ハサウイフ運動ヲ指導シマシタカ。
答、然リ。

Doc 2911 (4) 372

一九四六年二月七日日本戸幸一（証言）ノ証詞ヨリノ抜萃
二四四頁

問、誰ガ高屋ノ長城ヲ起エテ文部ヘ日本ノ軍事積
大ヲ提唱シマシタカ。

答、關東軍ダト思ヒマス。
問、東京ノ参謀長等モ同様ニ軍事積大ヲ提唱シテ
居マシタカ。

答、私ハ東京ノ参謀長ハ、ソノテ意見ヲ持ツテ居
ナカツタト思ヒマス。

問、貴下ハ東京ノ参謀本部ハ關東軍ノ参謀長ガ高
屋ノ長城ヲ起エテ文部ヘ侵入スルコトヲ悉レ
テキタト思ヒマスカ。ソレガ証憑デアツタノ
デスカ。

答、然リ。
問、ソノ行動ハ坂垣及ビ石原ニヨツテ開始サレマ
シタカ。

答、然リ。
問、彼等ハサウイフ運動ヲ指導シマシタカ。
答、然リ。

裏面白紙

Evidentiary Document #P2912

(4) 6

22

大正九年二月十二日

本館第一(候爵)顧問調査隊

ニ上ル頁

頃私に於ては所謂「三月十日及十八日」に於ては所謂支那の支那と満洲

の關係に於ては三細五向の各氏、会談して千七

百七十四の向の各氏は彼の述べての通り記憶して居る。

為被私に於ては述べての通り、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と

満洲の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支

那と満洲の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各

氏の支那と満洲の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向

の各氏の支那と満洲の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就

ては向の各氏の支那と満洲の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は

經過に就ては向の各氏の支那と満洲の關係に於ては三細五向の各氏は、

此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲の關係に於ては三細五向の

各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲の關係に於ては三

細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲の關係に

於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲

の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支

那と満洲の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の

各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲の關係に於ては三

細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲の關係に

於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲

の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支

那と満洲の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の

各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲の關係に於ては三

細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲の關係に

於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲

の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支

那と満洲の關係に於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の

各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲の關係に於ては三

細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲の關係に

於ては三細五向の各氏は、此の件は經過に就ては向の各氏の支那と満洲

裏面白紙

next 163 P. 2263

1044-1

110001 在 昭和十年十月四日附「新支三原」

110001 在 昭和十年十月十三日附「北支三原」

110001 在 昭和十年十月十七日附「北支三原」

110001 在 昭和十年十月二十日附「北支三原」

110001 在 昭和十年十月二十三日附「北支三原」

110001 在 昭和十年十月二十六日附「北支三原」

110001 在 昭和十年十月二十九日附「北支三原」

110001 在 昭和十年十月三十一日附「北支三原」

110001 在 昭和十年十一月一日附「北支三原」

原本不明瞭

裏面白紙

1044-2

對支政策(昭和十一年八月十一日內閣會議決定)
 昭和十一年八月七日決定ノ「對國外交方針」ニ基
 シ對支政策ニ「シテ當リ執ルヘキ」ヲ左ノ如
 一 對北支政策

北支方面ノ主眼ハ其地ヲ所共日ノ特殊利益
 タラシメ併セテ日領資源ノ獲得ニ交通路ノ開
 充ニ資シ一ハ以テ滿洲ノ發達ニ資シ他ハ以テ日
 支三國經濟共同實現ノ基礎ヲラシムルニ在リ。右
 親日經濟政策ハ北支五省ヲ以テ目途トスヘキモ徒
 ニ地畧ノ擴大ヲハ理想的分治ノ一舉完成ニ焦點ス
 ルハ却テ紛糾ヲ増シ目的ヲ達成スル所以ニ非ルノ
 ミナラス、況ニ經濟發展ヲ有利ナラシメントスル
 考ニ反スルノ結果トナル虞アルヲ以テ、先ツ徐
 ニ其地ニ分治完成ニ専念シ、他三省ニ由京
 ニシテハ日共親善日及日支經濟提携ヲ主眼トス
 ル點ノ工作ニ努ム。分治ノ形式ニ就テハ左目ノ
 如何ニ決定スルコトナク、實質ヲ求ルコトニ着眼
 シ前京政體ノ西子ヲモ考テ日領地ヲシテ其ノ接
 界ノ形式下ニ對シテ北支各省分治ヲ承認セシムル
 コトヲ望ナリトス(附註ハ二次北支經濟提携政策
 自來ニトシテハ前京政體ノ經濟政策ヲ以テシテハ右
 ヲ前京政體ニ對スル經濟上ノ手トシテ日領地ニ
 依リ前京政體トノ提携ニ付對大東亞ノ發展ヲ助メン

原本不明瞭

裏面白紙

1044-3

トスルモノナルヲ以テ、之カ處理ニ當リテハ中央及
出先ハ一任トナリ緊急ノ任ニ出テ他無正ナ
ル態度ヲ持シ候ニモ支那領ヲシテ之ニ關シ所謂二重
敵對等ヲ辨スル待遇ナカラシムルコト所望ナリ
ニ南京政府ニ對スル

南京政府ニ對シテハ這次反帝的運動ヲ欲リ得ト
近頃スル如ク具體的ニ促進ヲ計リ得ニ北支那領ノ
政府ニ對シテハ同政府ヲシテ自ラ進ムテ地方セサ
ルヘカラサル如ク促進スルモノトス。右運動ニ當
リテハ南京政府ノ面子ヲ守リ得シ同政府ヲシテ國民
ノ手前抗日運動ノ已ムナキニ至ラシムルカ如キ程
同政府ニ對シテ共ニ支那民族ヲ救済トシ如ク共在
共榮ヲ實現スルカ如キ經濟工作ニ方ヲ注ク一方、
前記一、北支那領ノ急進實現ヲ終結念頭ニ持
キ必クニ作リテハ與フルニ對シテ以テシ仍シテ以
テ南京政府ヲシテ與方ニ依存スルノ已ムナキニ至ラ
シムルカ如クスルコト必クナリトス。但シ南京政府
ノ政策ヲ是正セシムルコトナクシテ、之カ善後ヲ強
化セシムル如キ程ハ執ラサルモノトス

(一) 關共軍事協定ノ維持

- (イ) 本協定維持ノ爲メ南京政府ヨリ成ル秘密
内務長官ヲ組織ス
- (ロ) 本内務長官ハ南京政府ノ決定ノ内容

裏面白紙

カ如キ經濟提議工作ヲ進メ以テ支那政局ノ動向如何ニ依リ影響セラレサル日支不可分關係ノ遠慮ヲ期ス本項南京政權ニ對スル總策ハ必シモ前項對北支總策ト併行シ同時解決ヲ期セントスルモノニ非ス、發令時宜ニ慮シテ工作シ以テ之カ解決ヲ期スルヲ要ス、尙右總策ニ當リテハ要スレハ南京政權及黨部ノ組織人的要素等ニ付必要ノ調整ヲ加ヘシム。

其ノ他ノ地方政權ニ對スル總策

地方的政權ニ對スル我方總策ハ此等地方的政權ヲ親日的ナラシムルコトニ依リ我方利益ノ伸張ヲ期スルト共ニ右ニ依リ南京政權ノ對北態度ヲ更改セシムルヲ以テ主タル目的トス。從ツテ統一ヲ助長シ又ハ分立ヲ計ル目的ヲ以テ地方政權ヲ援助スルカ如キ政權ハ之ヲ執ラサルモノトス

前記方針ノ下ニ局地的政權ニ對シテハキ實行策左ノ如シ

- (一) 南支ニ對スル經濟的進出（例へハ陝西、廣東、廣西省等ノ資源開發、石油鐵道、日通航空路線、蘭州至北平航空線等）
- (二) 邊境ニ對スル調査（四川、甘肅、新、青海等ニ對スル交通調査ノ發給等）
- (三) 内蒙方面ニ對シテハ日ヲ善トスル蒙古人ノ

蒙古建國ヲ指導シ以テ對露強勢ヲ訂定ス、而シテ之
ハ工作ニ方リテハ成ルヘキ内密且内面的ニ行ヒ對露
及對支政策トノ協同ニ留意ス

乙 號

第二次北支處理要綱(昭和十一年八月十一日陸海省間決定)

方針

一 北支處理ノ主眼ハ北支民衆ヲ本位トスル分治政治
ノ完成ヲ補助シ陸境ニ對國タル防共抗日ノ地帯
ヲ建設セシメ併セテ國防資源ノ獲得並ニ交通施設ノ
擴充ニ資シ以テ一ハ露國ノ侵襲ニ備ヘ一ハ日支三
國提携共助實現ノ基礎ヲラシムルニ在リ
ニ右目的達成ノ爲ニハ該地政體ニ對スル内面指導ニ
依ルト共ニ之ト併行シ南京政府ヲシテ北支ノ特殊
ヲ承認シ北支ノ分治ヲ牽制スルカ知キ通達ヲナサス
道ムテ北支政體ニ對シ特殊且包括的ナル分治ノ管理
ヲ賦與セシムル基礎ヲ築スルモノトス

要綱

一 分治ノ内容

分治ノ内容ハ前記方針ニ基キ北支政體ヲシテ對露商
業交通等諸般ノ事項ニ付實質上ノ管理ヲ行使セシメ
北支民衆ノ安居樂業並ニ日支三國ノ提携共助ヲ日

裏面白紙

2/8.6

P.1264c

電報 秘密

東京 一九三七年(昭和十二年)一月五日 午後五時四十五分

一九三七年(昭和十二年)一月五日 午後二時差

一月五日 五時

本月一日 電報第一號ニ

對シテ

王 魚 秘 密

滿鐵總務大臣宛電

(一) 外務大臣ハ在滿口及東京駐在ノ大使ヲ通知シテ支那政府トヨリ直轄ナル通商ノ確立ニ同意ス

而シテ外務大臣ハ當地駐在ノ支那大使ガ自國政府ヨリノ、予トノ密接ナル關係ヲ確立セヨトノ訓令ヲ發シ且大使ガカ、ル意見ノ交渉ニ賛成スルヤ否ヤ予ノ質問ニ肯定的回答ヲナシタル故、一層通商ノ確立ニ同意ス

(二) 之ニ關係シテ日本政府ハ今ヤ支那政府ノ通商カナル交渉ヲ要求スベキデアルト外務大臣ハ認メテ應ニ且強固シテ述べラレタ。支那政府ガ第三國(英國及蘇米等)ニ和平條件ニ關シ通報シ且ソノ助言ヲ求メタト云フ事ハ、秘密且信ズベキ情報デアル。

裏面白紙

124

1269c-2

之ニ「シネーゾベルト」及「王支那」大使トノ間ニ會談ガ
 行ハレタ。
 日本ハ條約ニ對シテ條約條約ニ應スルノヲ許容
 出来ナイシ又支那ガ最モ反對ノ立場ニアル國々カラ
 影響ヲ受ケルノヲ許容出来ナイ。新開ノ移住者
 モ一部ニシテ事實ニ差ヅク。支那ノ態度ハ蔭介石ガ
 交渉ノ進行状態ニ對シテ要求シタルヲ以テ一層攻撃
 ヲ受レ又、新々ナル軍事行動ガ計畫サレテキルカラ
 早急ナ返答ガ必要デアル。

裏面白紙

坂原時三郎

証 明 書

「ワシントン」文書局 第一六三四號
國 際 検 察 部

真贋及び公正ニ關スル證明

余、磯野ユイゾー / ISONO YUZO / ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ外務省文書課長トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添付セラレタル、十四項ヨリ成ル、一九三四—一九三七年附、下記題名、即チ發送—自一九三四年至一九三七年對外、對内政策ニ關スル重要決定ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ) 該書類又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ) 外務省

千九百四十六年 / 昭和二十一年 / 六月十八日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

右ノ者ノ公的資格

証 人

磯野ユイゾー / Y. ISONO / 署名 /

尾戸長春 / OCHO. Nagaharu / 署名 /

218.6

Xloc. 1634 - Cert.

0 1013

下登載者州

Handwritten signature

Doc 1634 - Cert.

2

公式入手ニ關スル證明

余、ウイリアム・シー・ブラウト / WILLIAM C. BROUT
ハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノ
ナルコト、且ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本
政府ノ上記題名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ
茲ニ證明ス。

千九百四十六年 / 昭和二十一年 / 六月十八日

東京ニ於テ署名

氏 名 編

ウイリアム・シー・ブラウト

WILLIAM C. BROUT

署名

右ノ者ノ公的資格

國際檢察部調査官

証

人

クレナ・ステファネリ

Stefano Chare 署名

裏面白紙

證明書

余、ジェイムス、ホイト / JAMES HOYT / ハ茲
ニ左記ノ如ク證明ス。

記

- 一 余ハ連合國最高指揮官總司令部國際檢察部文書課々長代理ニシテ、且ツ本職ノ任トシテ右檢察部ノ入手ニ係ル總テノ書類ノ原本或ハ寫シノ保持、保管、管理ニ當ルモノナルコト、
- 二 右ノ書類中ニ國際檢察部文書第一六三四號Mノ寫シ一部存在シタルモ、之ハ日本外務省ノ公文書類ノ一部ヲナシ且ツ國際檢察部ガ同省ヨリ入手シタルモノナルコト。
- 三 右文書ハ國際檢察部一職員ガ遺失シ未ダ所在ヲ發見スルニ到ラス。
- 四 證據トシテ提出サルベキ上記文書ノ日本文寫シハ、右原文ノ正確ナル寫シナルコトヲ更ニ茲ニ證明ス。

一九四八年一月七日

ジェイムス、ホイト / 署名 /
JAMES HOYT

[Handwritten signature]

聖原時三郎

(外務省公文書館ヨリ複製)

第九條

後ニテツテ各局ハ上述ノ文書Dハ各局管下ニ
行ハレタルハ該管ニ於テ陸海軍及外務省關係ノ課
長ノ同意セル主筆ノ記述トシテ陸海軍外務省ニヨ
ツテ取扱ハレルベキ事ヲ承認セリ。

(別紙)

(附屬書D)

21.8.6

1013

11-8-8
2015
P1634A
E. 215

下巻前巻封

裏面白紙

1013

一 概言

對支政策の關係 (一九三七)

一 我對支政策ハ何支那ヲシテ帝國ノ中心トスル日滿支三國ノ提携共助ニ依リ完成セシムルニ在リ其ノ確據ニシテハ帝國ノ方針ニ違ハレシムルニ在リ例シテ支那ニ對スル我ノ商權ノ伸張ヲ期スルヲ以テ根本主義トス

二 然レトモ支那ノ現狀ニ顧ミ同國政局對支政策ニ依リ急ニ速ニ第一項ノ目的ヲ達成スルニシテ難ナルニシテ又我ニ於テ過急ニ斯種ノ政策ヲ行フ事ハ却テ反對ノ結果ヲ招来スルノ危險モアリ漸ク進テ左目的ヲ達成シ期スルヲ要ス

三 一方支那ニ對スル我ノ商權伸張言ハレ我ガ支那ニ在リ強固ナル經濟上ノ地歩ヲ築クニシテ其ノ自體我對支政策ノ根本主義トスルニシテ他面我ガ勢力ヲ以テ支那ヲ控制シ同國ヲシテ我ガ利益ヲ接近セシムルノ辭儀ナキニシラシムベキ有リトシテ手段ナリ

而シテ右商權伸張ニ在リ中央及各地政權ノ挑日的態度ヲ嚴シク是正スト共ニ支那各地就中經濟上我ガ關係深キ地方ニ在リテ強固ニ留意シ一般官民ノ同ニ對日依存ノ空氣ヲ醸成セシム事肝要ナリ

四 仍テ我ガ力ニシテハ此ノ際支那政局ノ自然ノ推移ニ逆行スル無理ナル措置固ク避ケべきニ在リ自然ノ推移ヲ我ガ有利ニ誘導スルニ在リ支那ノ實狀ニ應ジ我ガ力ニ必要ト認ムルヲ策シ且執切ニ實施シ以テ支那政局

裏面白紙

推挙上吉然、帰朝ト認ムル、同國内政、極力行能ト相俟
、皆局支那ニシテ大親カ、赴ク所遂ニ我方ニ接近ヲ求ムル
、關係ナキ、如キ境也ニエテシムルヲ期セサルヘカラス

第二 方針策要綱

一 一般方針策

支那側カ東亞大局ニ寛解セス依然東亞、平和ヲ破壞
スル政策ヲ繼續スルニ於テハ飽ク迄之カ日足正ヲ求ムルニ
シマサル堅キ我方、決意ヲ支那官民ニ一層印象セシメ
支那側カ日支關係、打開ニ付現實ニ誠意ヲ示スニ
於テハ我方亦好意ヲ以テ之ヲ迎フヘキモ我方ヨリ進ミ
知親ヲ求メス且支那側ニ於テ我方ノ權益ヲ侵害スル
場合ニ於テ方独自ノ立場ニ基キ必要ノ措置ヲ執ルヘトノ
意ヲ公正ナル態ニ以テ之ヲ臨ムコト
尚彼等ノ内部抗争ヲ利用シ其ノ抗日政策ヲ更改セシ
テ事ニ系留意スルノ要アリ

前記ノ如ク權益擁護ニ必要ナル我方措置ノ結果支那
政局ニ動揺ヲ生ズル事アリトスルモ右ハ止ムコト得サル所ナル
カ然ルニ限リ我方ニ於テ殊更支那ノ事態ヲ紛亂セシ
ムル如キ措置ヲ出ラサルコト。又支那各地、就中經濟
上我方トノ關係深キ地方ニ於テハ治安、維持ニ留意ス
ルニ報官民ノ間ニ對シテ日依存ノ態度ヲ醸成セシムルニ
排日策、動員ニ對シテハ之ヲ阻止終熄セシムル様最
要ナル以テ我方高橋ノ伸張ヲ期スルコト

裏面白紙

日支接近の最大ノ障害タル支那ノ遠交近攻の心理即チ
同國カ外國ノ力ヲ藉リテ我方ヲ抑制セムコトヲ僥
倖セムトスル心理及在心理ニ基ク各般ノ行動並ニ之ニ
策應ス外國側ノ對支援助ヲ極力排撃スルコト。是カ
返ニ主トシテ外交上及經濟上ノ方策ヲ積極的ニ実施スルコト

ニ對南京政權の方策

國民政府ノ指導原理帝國ノ對支政策ト根本ニ於テ相容レザル
モアルヲ以テ南京政權ニ對スル方策ノ基調同政權ノ
存亡ハ同政權ニ於テ日支關係ノ打開ニ誠意ヲ示スカ否
カニ懸ルト云フカ如キ境地ニ至窮局ニ於テ同政權ヲ追込ムニ
上ニ存スル次第ニシテ右目的ノ為ニハ前記一般方策(イ)
及(ロ)ノ施策ヲ執拗行ヒ殊ニ同政權ニ對シテ排日ノ停止
就中黨部ノ策動ヲ控制セムコトヲ要求シ同時ニ縣案ノ
解決及我方權益ノ伸張ニ付テハ後述ヨリモ一層積極的
ノ努力ヲナシ且同政權下ノ官職等我政策遂行ニ便せん
人物ヲ任命セシム標任向テ以テ同政權ノ態度ヲ我方ニ有
利ニ誘導スル期スルコト

三對北支政權の方策

我オトシテハ北支地方ニ對シ南京政權ノ政令及ハサルカ如キ
情勢トアラムコトヲ希望スルモ此ノ際急速ニ右ノ如キ情
勢ヲ招来スルコトハ我方ニ於テ巨大ナル災カラ用フムノ
決意ナキ限り困難ナル付キ左ノ如キ北支地方ニ於テハ南
京政權ノ政令北支ニ付テハ同地方ノ現實ノ事態ニ應ジテ
去勢セラルル情勢ヲ次ニ濃厚ナラシムヘキ事ヲ目標トシ

(1634-ITEM1-4)

(2)

漸々進ツテ之が実現ヲ期スルコト。從テ我方トシテハ北支政權ヲ討シテ
 大體前記南京側ニ討スル方針ヲ準テ用シ且該政權ヲ有カサルモノ
 ニテ誠意ヲ示スニ於テハ我方モ亦好意ヲ以テ之ニ臨ミ、以テ
 懸案ノ解決及我方權益ノ維持伸長ニ努ムルトモ之ニ對シテ先
 黨本部ノ活動ヲ事實上對シテ且北支政權下ノ官職等ヲシテ
 我政策遂行ニ便スル人物ニ選キ換ヘシムル積ニ向テ以テ北支
 地方ノ官民ガ同地方ニ於テハ排日ハ行ハズ元ノナリトノ先入的ノ
 觀念ヲ持ツニ至ル積ノ空氣ヲ醸成シ行キ結局我方權益ノ
 伸張ト排日ニ昵マサル一般空氣ヲ醸成トシ依テ北支政權ノ
 主權ガ何人ナルモ北支ニ於ケル日滿友ノ特殊ノ關係ヲ無視スルコト
 不可能ナルガ如キ狀況ヲ招来スルニ努ムルコト。

四西南派リ、他ノ局地的政權ヲ討スル方策
 西南派リ、他ノ局地的政權ニ討シテ先則記一般方策並ニ之ニ基テ
 對南京及北支政權方策ヲ準用スヘキ事勿論ナルガ西南派
 及韓復榘等間錫公等ノ南京政權ト對立シ、又不即
 不為ノ態度ヲ執リ居ル狀況ヲ維持セシムルコトハ南京政權
 對日態度ヲ牽制スル上ニ於テ沙々マシキニ自ラ我方トシテハ
 北支政權ガ我方ニ討シ得意ヲ示スニ於テハ我方亦之ニ
 相応スル好意ヲ示シ滿宜連絡ヲ維持スルコト。

裏面白紙

(1634-ITEMI-5) (2)

但新權地方政權、新ナル發生ハ支那政局ノ自然ノ推移ニ
本スヘク我々トシテハ南京政權ノ擁護ニ偏スルカ如キ結
果トナラサル種留意スルト共ニ積極的ニ新ニ地方政權ノ
健全ヲ助成スルカ如キ措置ニ之ヲ避クルコト

五、商權伸張ニ関スル方策

前記各方策ノ實施間之ニ適應シテ我々對支商權伸張
張ニ努ム之カ為各政權ヲ利導シテソノ目的達成ヲ
計ルト共ニ広ク對象ヲ實業界ソノ他一般民間ニ亦
國民經濟提携ヲ促進シ尙排日ニ昵マサル一般の空氣
ノ醸成ヲ計リ以テ日滿支間ノ經濟的轉運關係ハ政治
的昇ノ理由ニ依リ如何トモ難キカ如キ事態ノ招来ヲ期ス
ルコト

其後外務及陸海軍側ニ於テ右丁號ヲ「外務及陸海軍關係
課長カ各々上局ノ指導ヲ監督ノ下ニ協議シ意見一致ヲ見タル
要領ヲ記述セルモノトシテ取扱フコトニ關シ夫々上局ノ承認ヲ
得タルヲ以テ當方ニ於テハ昭和十年一月十二日附第一機密合第
ニニ号公信(別紙戎号)ヲ以テ前記各公館(香港ハ其後一月
三十日水澤總領事ニ石公信寫及前記第一調書ヲ託送ス)
ニ對シ右丁号(即チ前記第一調書ノ丙号)ノ趣旨ニ依リ
諸般ノ對支工作上此ノ上共出先陸海軍ト密接ナル連絡
ヲ保持スヘキ旨訓令セリ

裏面白紙

裏面白紙

Doc 2104 - P1 20

千九百三十七年十月六日國際聯盟總會ニ依リ
採擇サレタル第一回報告書

小委員會ハ極意ニ於ケル戰禍ノ歴史的巨ツ根本ノ
諸原因ヲ取扱ホウトシテオラナイ。例ヘバ千九百三
十三年二月二十四日開催ノ總會ニ依リ採擇サレタル
報告書中ニ取扱ハレ居ル諸問題ニ遍及スル必要アリ
ト考ヘテイナイ。或ハ又軍事行動ノ範圍若クハ交
渉、政策ノ範圍ニ於ケル事件ノ進展ヲ詳述シヤウト
シテオラナイ。是等ニ關シ諸方面ノ發表シタ報告ハ
相矛盾シ、入手シ得ル資料ニ基キ特ニ千九百三十五
年三月二十八日以来最早豫想加蓋シナイ日本ガ委
員會ニ出席ノ代表ヲ送ルコトヲ承知シナカッタ事實
ニ鑑ミ、コレガ詳述ハ不可能デアラウ。

何レノ場合ニモ、詳細ナル研究ハ不長デアアル。千
九百三十七年七月初ニハ、何レノ側カラ見テモ、ソ
ノ關係ニ於テ平和的ニ解決出來ナイ様ナモノガアル
コトヲ疑ハ見エナカッタ。委員會ガナサネバナラ
ヌコトノ全部ハ平和的ニ解決カシ大軍ガ戰闘ヲ行
フ局面ニ至ラシメタル諸事件ヲ記述シ算定スルニア
ル。從ツテ委員會ハ一諸事件ノ主ナル發展ヲ追究ス
ル適當ナル時期ニ於テ一戰闘ニ對スル當事國ノ條約
上ノ義務ヲ檢討シ、本報告書ノ後ニ述ベラレル結
論ヲ得ルコトハ可能デアアル。

21.8.6 1013 Ex 58

(千九百三十七年)

Doc 219 H - P 2

千九百三十七年七月ノ初ニハ、北支ニハ約七千ノ日本兵ガキタ。是等ノ部隊ハ支那ト北京ニ公使館ヲ有スル列強トノ間ニ締結サレタル千九百〇一年九月七日ノ議定書（並ニソノ添附書）ニ基キソコニ駐屯シタ。是等ノ協定ノ下ニ支那ハ北京ノ公使館區域ニ恒久的警備ヲ維持シ、又北京ト海上トノ交通ヲ確保スル爲十二指定地點ヲ占領スル各國ノ權利ヲ認メタ。尙千九百二年七月十五日―十八日締結ノ追加協定ノ條件下ニ上記諸地點ニ駐屯セル外國部隊ハ「戦火ヲ交ユル」場合ヲ除イテ、支那當局ニ通告スルコトナク、野外演習、射撃訓練等ヲ行フ權利ガアツタ。

現在北京及ビ一九〇一年九月七日付協定ニテ特記サレタル地點ニ駐屯軍ヲ有シ居ル日本以外ノ列強ハ極少數ノ派遣隊ヲ有シテキルニ過ギナイ。本年七月初ニ北支ニ駐屯シテ居タ英國兵ノ數ハ一〇〇七人デアツタ。本數字ハ公使館警備兵二五二人ヲ含ム。同様ニ佛蘭西ガ河北ニ有シテ居タ實兵力ハ一七〇〇人カラ一九〇〇人ノ間デ其主力ハ天津ニ居ル。其餘ハ山海關、秦皇島、沽、及北京ノ守備隊ニ分布サレ、北京ノ場合ハ大使館警備隊ヲ組織シテ居ル。現在之等軍隊ノ全兵力ハ兵一、六〇〇人、騎兵六〇人ヲ内大使館警備兵ハ一二〇人デアル。

Doc 2194-H-1-P3

滿洲及熱河ニ於ケル事件及新事態ニ加フルニ北支ニ於ケル日本ノ政治的活動、德國ノ派遣隊ヲ送カニ要駕スル日本有教兵員ノ駐屯、而シテ履行ハル日本軍ノ練兵ヲ演習ハ支那人ヲ動搖サセタ。去ル七月七日緊張シタ雰囲気ノ中デ事件ガ發生シタ。本事件ハ之ニ先ンジテ起キタコレ迄ノ諸事件ト本質的ニハ何等異ツタモノデハナカツタガ、北支ニ於ケル日本軍ノ現在ノ作戦行動發生ノ誘因トナツタノデアツタ。事變ノ端緒ハ北平（北京）ノ南西十三軒米ノ地點ニアル直隸橋ニ於テ其地方デ夜間演習ヲ行ツテ居タ日本軍ト支那守備軍トノ間ニ起ツタ。

支那側及日本側ノ本事件ノ説明ハ相違シテ居ル。

日本側ノ説明ニ依レバ、發砲ヲ開始シタノハ支那第二十九軍ノ兵デアツタ。七月八日ノ朝日本軍當局ノ間ニ假停戦ガ取極メラレタ。此事件解決ノ爲ニ兩當局ノ間ニ直チニ交渉ヲ開始スル途ヲ開イタ筈デアル。然シ支那軍ハコノ協定ヲ守ラズ、又其翌日成立シタ日支兩軍相互撤退協定ヲモ守ラナカツタ。コノ支那軍ノ攻勢的態度ノ爲ニ七月十一日ニ一方日本軍當局ト他方天津市長及河北省公安署長トノ間ニ締結サレタ事變處理協定モ無用トナツタ。

支那側ノ説明ニ據レバ、七月七日夜演習ヲシテ居

Doc 30914-PA

ツタ日本軍隊ガ一人ノ兵ガ見エナクナツタト云フ口
 實テ調査ヲスル爲蘆溝橋ニ入ル許可ヲ求メタトコロ、
 此レヲ拒絶セラレタノデ日本軍ノ歩兵ト砲兵ニヨリ
 蘆溝橋ガ攻撃セラレ、支那守衛隊ガ此レニ應戦シタ
 情勢ガ悪化シタノハ、日本軍ガ撤退ヲ開始スルヨリ
 前ニサヘ、撤兵ノ協定ヲ應諾シタ支那軍ノ行動ニヨ
 ツテデハナク、大增援部隊ヲ得テ蘆溝橋地區ニ於ケ
 ル攻勢ヲ再開シ、彼等ノ作戦ヲ北京近郊ニ拡張大シ
 タ日本軍ノ行動ニヨルモノデアツタ。支那政府ハ七
 月十一日文部地方政府ト日本軍トノ間ニ締結セラレ
 タ協定ノ條件ニ何等異議ヲ唱ヘナカツタガ、日本ハ
 此協定ノ追加的處置ヲ強固シ様トシタ。加フルニ軍
 隊ノ相互撤退ノタメニ締結シタ協定ヲ無視シ、日本
 軍隊ハ北支ニ於ケルソノ作戦ヲ擴大シタ。

ソレラノ事件ニ關スル此等ノ支那側及ビ日本側ノ
 説明ニ明瞭ナル矛盾ハ僅ク尠キ、局地解決ノタメ現
 地當局者間ニ此等交渉ガ進メラレテオハル時、又日本
 政府ハ地方的解決トスルコトガ北支ニ於ケル其勢力
 ヲ確認スル局地的解決ヲ南京ヲ除イテ圖ルベキデア
 ルト主張シ、日本政府ト支那政府トノ間ニ鞏固ノ交
 換ガ行ハレテ居ル時、部隊ノ大規模移動ガ情勢ヲ益
 ヲ悪化シテ居ツタ。急速ニ蘆溝ヨリ派遣セラレタ増
 援部隊ノ天津及ビ北平郊外到着ノ結果、七月十二日

Doc 294-75

現在ノ日本ノ有効部隊ハ支那側ノ報告ニヨレバ二万名ヲ超過シ其空軍ハ飛行機百機ヨリ成ツテ居タ、又中央支那政府ノ軍隊ハ北上シテ居ツタト發表サレタ。

日本政府ハ七月七日ノ事件解決ニ干渉セザル様ニト南京ニ通告セルガ如ク、支那軍ノ北上ニ對シテ同政府へ警告ヲ發シタ、千九百三十三年（昭和八年）五月三十一日ノ沽休戰會議及ビ千九百三十五年（昭和十年）六月十日ノ梅津何應欽協定（支那側ノ論取スル協定デアル）ニ據リ日本ハ支那兵ノ河北派遣ニヨリ生起スル重大ナル結果ニツキ南京政府へ警告ヲ發シタ。

七月末、北支ニ於テ、地方的交渉ガ進行シツツアツタ時ニ突如トシテ戰鬪行為ガ勃發シタ。日本軍ハ北平天津ヲ占領シ、右兩都市ト中支トヲ結ブ南方向ケ鐵道ヲ奪取シタ。日本勢力ニ好意ヲ有スル一新政府ガ、河北ニ樹立サレタ。

日本軍ハ、ソレカラ、張家口、大同ヲ經由シ北平ト、綏遠トヲ結ブ鐵道沿線ヲ西方ニ向ツテ進ンダ。尙又、河北ト察哈爾トノ國境ニ沿ツテ進ンダ、北平ノ西北約八十軒ノ南口峠ノ隘路ニヨツテ、日清軍諮師團ノ内モンチニ突入ヲ容易ナラシメタ。

北支ニ於ケル日本軍ノ作戦ハ、支那テ盛ンナ反動ヲ誘發シタ。支那ハ須ク讓歩スベシトノ日本政治家

Doc 234 H. P 6

ノ諸宣言、東京デ實施サレタ非常時財政協定、在支
日本人ノ引揚等ニヨツテ、支那ノ官民ハ何レモ、日
本ハ兵力ヲ以テ支那ノ抵抗ヲ擊破スル決意ナリトノ
結語ニ盡スルニ至ツタ。

此ノ與國ハ、八月第二週目ノ末頃、支那側デハ新
カル段圖行爲ガ、支那及ビ他國ノ權益ガ復雜錯綜セ
ル上海デ行ハレルコトヲ極力回避セントノアラユル
努力ヲセルニ拘ラズ上海地區ガ第二ノ作戦地域トナ
ツタ時、愈々確認サレルコト、ナツタ。

昭和七年（千九百三十二年）五月五日協定締結ニ
ヨリ、上海ノ紛争ハ終局ヲ告ゲタ、該協定第二條ニ
ハ、該協定ニ據リ處理サルル地域内ニ於ケル正當狀
態ノ再建ニ關シ後日之ガ取極メヲ見ル迄ハ、支那軍
ハ協定締結當時其占領セル位置ニ停止スベシト規定
サレテ居ル。上海會議ノ支那側代表者ハ、此協定受
諾ニ際シ、該協定ハ支那領土内ノ支那軍ノ行動ニ對
シ何等永久的拘束ヲ含マザルモノト諒解スル旨特ニ
言明シタ。

日本國外務大臣ハ、昭和十二年（千九百三十七年）
九月五日帝國議會ニ於ケル演説デ、八月九日ノ上海
ニ於ケル最初ノ事件並ニ後日起ツタ紛争ニ就テ次ノ
通り述べテ居ル。

「九月九日上海ニ於テ陸軍隊ノ大山少尉、齋藤水

Doc 194-P7

兵ノ兩名ガ支那ノ保安隊ノ手デ殺害サレタ

「當時ニ於テサヘ尙ホ日本側ハ寧ラ平和主義ニ則リ、支那側ヲシテ保安隊ノ撤退並ニ昭和七年（千九百三十二年）ノ休戰協定ニ違反シテ建設サレタ一切ノ軍需工場ノ撤去ヲナサシメルコトニヨツテ該事變ノ解決ヲ計ラントシタ、然ルニ支那側ハ兎ヤ角言ヲ左右ニシテ、我方ノ要求ニ應ズルコトヲ肯ンゼズ、反對ニ其ノ兵力並ニ禁止地帯ニ於ケル軍需工場ヲ増強シ、遂ニ邦人ニ對シ不當ナ攻撃ヲ開始シタ」

「カクテ、我が政府ハ、當然ノ義務上、上海在留邦人保護ノ非常手段トシテ、海軍ノ小増強隊ヲ上海ニ派遣シタ。」

廣田氏ハ上海ヲ交戦區域カラ除外セントスル各國ノ努力ニ就テ述ベタ後「八月十三日午後、上海地區ニ増強サレツツアツタ支那軍ハ攻勢ニ出デタ」ト言ツタ。

コノ説明ハ八月三十日國際聯盟ニ通達サレタ中華
民國政府ノ聲明中ノ説明ト對照ヲナシテキル。

八月九日ノ事件ハ左ノ如ク述ベラレテキル。

「日本海軍々人ガ支那側ノ警告ヲ無視シテ、上海近郊ノ支那陸軍飛行場ニ接近セントシタ爲惹起セル

Doc 2244H-P8

衝突ニ於テ日本海軍士官一名、日本海軍水兵一名及
 ビ多数ノ支那保安隊員ガ殺傷サレタ。

更ニ一九三二年（昭和七年）五月五日ノ協約締結
 ノ際ニ中華民國代表ノナシタル上違ノ聲明ヲ想起シ、
 中華民國代表ハ一方支那政府ガ上海地方官憲ニ對シ
 如何ナル不幸ナル事件モ發生セヌ様特ニ注意スルヤ
 ウ再三命令シタコトヲ述べ、支那領土内ニ於ケル支
 那軍ノ行動ハ協定違反ナリト思考サレ得ルモノニ非
 ズト主張シタ。

支那領ノ警備ニ依レバ上海暴變ノ發端ハ次ノ如ク
 述べラレテキル。

「四十八時間内ニ日本ハ上海ニ三十隻ノ軍艦ヲ集
 結シ、數千ノ兵力ヲ増強シタ。併シ乍ラ爾時ニ、中
 華民國ノ防禦ヲ除去シ密カニ破壞スルタメニ突出シ
 タ諸要求ヲ中華民國當局ニナシ來ツタ。強弱セラレ
 タ攻撃ハ事件四日後ノ八月十三日ニ開始サレタ。」

ソレ以來、激烈ナル戦闘ガ上海周邊ニ續行サレテ
 キル。七月上旬ニ於ケル國際租界内及ビ特別租界道
 路上ニ陸屯セル日本軍隊ノ兵力ハ四千入デアツタ。
 九月末ニハ吳淞ニ集結シタ三千八百隻ノ日本軍艦ノ援
 隊下ニ、支那當局ノ算定デハ一萬五千ニノボル増援
 軍ガ上陸シタ。

最近四週間ニ、日本ハ日本飛行機ガ就中中華民國

Doc 219H-79

主都ヲ爆撃シタ揚子江流域ノミデナク、中華民国沿岸及ビ奥地ニ向ツテ軍事行動ヲ擴大シ、該地ニ夥シイ空爆ガ行ハレタ。

北支及中文ニ於ケル日本陸軍ノ軍事行動及日本航空機ニ依ル港都及支那内地ノ都市ニ對スル空爆トハ別ニ現在日本艦隊ハ陸軍トノ協力ヲ特ニ上海正西ニ於テ纏ケル一方支那ニ依ル支那ヘノ物資ノ供給ヲ阻止スル爲ニ沿岸ノ航ヲ行ヒツツアル一支那ノ敵隻ハ撃沈サレタ。

七月七日以來遂次増大スル抵抗ニ直爾シテ日本ハ其行動ヲ強化スルコトヲ止メズ兵力ヲ益々増加シ益々強力ナル武器ヲ使用シタ。支那ノ見解ニヨレバ上海地境ニ於ケル十万人ノ騎卒ノ外ニ支那デ行動シツツアル日本ノ軍隊ノ勢力ハ二十五万人ヲ越エテ居ル。日本航空機ノ活躍ニ際シテハ諮詢委員會ハ九月二十七日ノ決議ニ於テ支那ニ於ケル開放都市ニ對スル空爆ヲ批准シタ。總會モ亦此決議ヲ採擧シマシタ。

二

現在ノ状況ニ懸念シタ諸事案ヲ撤消スルガ爲ニ支那ニ於ケル商業事項及日本国民ノ支那ニ於ケル治外法權放棄ノ如キ事項ヲ規定スル諸條約ヲ撤消スル事ハ必要トハ思ハレナイ。吾々ノ現在ノ目的ニ懸念ア

Doc 2194-P 10

ル只三ツノ主要ナル條約ガアル一即一九〇一年（明治三十四年）九月七日ノ最終議定書、一九二二年（大正十一年）華盛頓ニ於テ締印サレタ九ヶ國條約及一九二八年（昭和三年）ノ巴黎條約デアリ之ニ少シ性質ヲ異ニシテ居ルガ一九〇七年（明治四十年）十月十八日海峽條約第一號ガ追加サレテヨイデアラウ。之等ノ外ニ日華僑務ニ類々ナル場合ニ局地的ニ協議サレタル不定數ノ双務的協定ガアル。其ノ詳細ナル言葉、範圍、之等ノ協定ノ效力ニ付テノ解釋ハ附録ノ下トナツテ居リマス。之等ノ協定ハ、上記三ノ多數國ニヨル協定中ノ當該國ノイヅレカニ依リ負擔サレル義務ニモ影響ヲ及ボシ又ハ之ヲ蹂躪スルコトハ出来ナイ。

千九百一年（明治三十四年）九月七日ノ協定書及ビ附屬文書ニ依リ、日本ハ該ル領ノ國々ト共ニ北平ニ於ケル公使館ト海トノ間ノ一線ニ公同サレタル通商ヲ保持スルガ爲ニ北平奉天鐵道ニ沿ヒ河北省ノ既定ノ地帯ニ專横ヲ庇護セシメ得ルコトニナツテ居リマス。之等ノ專横ハ一支配官權ニ通知スルコトナク對外演習ヤ射擊演習等ヲ行フ權利ガアルコトニナツテ居リマス、尤モ實地ノ場合ハ此ノ限デハアリマセン。

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 219 H - P 11

千九百三十二年（大正十一年）ノ支那ニ關シ
 タ事項ヲ締約國ガ遵守スベキ原則及政策ヲ定メタ
 ル九ヶ國條約ニ依リ支那ヲ徐ク締約國ハ條ニ支那
 ノ主權、獨立及領土行政上ノ保全ヲ尊重シ且ツ支
 那ノ爲ニ強力且安國ナル政府ヲ發展維持スル爲メ
 ニ充分ナル且及障礙ナキ機會ヲ支那ニ供與スルコ
 トヲ決定シマシタ。締約國（支那ヲ含ム）ハ更ニ
 締約國ノ何レカノ一國ノ意見ヲ本條約ノ條項ノ道
 用ヲ伴ヒ且新ル道用ノ可否ヲ協議スルコトヲ希望
 セラル、ガ如キ狀勢ガ發生シタ時ニハ國條締約國
 間ニハ充分ニ且明ラニ議論スルベキコトニ約
 定サレマシタ

千九百二十八年（昭和三年）ノ巴黎條約デハ各
 國等國ハ各締約國ノ國民ノ名ニ於テ廢止ニ次ノ如
 ク聲明致シマシタ即チ各締約國ハ國家間ノ紛争ノ
 解決ヲ戰爭ニ歸ヘルコトヲ非トシ且國家相互間ノ
 關係ニ於ケル關係ノ一手取トシテノ戰爭ヲ禁止ス
 ルト。締約國ハ更ニ彼等ノ間ニ發生シタ如何テ
 ル性質ノ又如何ナル原因ノモノデアレザル紛争ヤ紛争
 ノ處理解決ニハ平和的方法以外ノ方法ヲ採ム可ラ
 ザルコトヲモ決定致シマシタ

Doc 21944-P12

三

一見シテ此ノ報告ノ最初ノ部分ニ管カレテアル
 事諸件ハ、之等條約ニ基ク日本ノ中華民國及ビ
 他ノ諸國ニ對スル義務ノ違反ヲ構成シテキル。
 既述ノ情況ノ下ニ有ツテ、全中華民國ニ亘ル陸
 海、空ヨリスル日本軍ノ敵對行動ハ一見シテ中
 華民國ノ主權、獨立並ニ領土ノ保全ヲ奪主スベ
 キ義務及ビ又如何ナル原因及ビ性質ノモノモ中
 華民國トノ紛争、ノ解決ハ平和的手段ニ依リテ
 ノミ求ムベシトノ義務ト相容レザルモノデアル。
 若シ其レガ自己防衛(合法的支那領土ニ在ル日
 本軍及ビ日本人ノ防衛ヲ含ム)ニ必要ナル手段
 デアル事ガ明示デキタナラ日本軍ノ支那ニ於ケ
 ル地位ハ日本ノ條約義務ト調和セシメラレ得タ
 様ニ思ハレル。本問題ガ裁決サレル要素ノ中ニ
 ハ現在迄ニ到ル紛争發展經過中ノ當事國ノ態度
 及ビ政策ニ關シテ當事國自身ニ依リ爲サレタ聲
 明ヲ包含セネバナラヌ。
 支那ノ態度ハ行政部委員長蔣介石元帥ノ千九百
 三十七年七月十七日ノ演說中ニ示サレテキル。
 其ノ中デ彼ハ次ノ事ヲ強調シタ。
 國家存立ト國防的共存ハ中國國民政府對外政策
 ノ一對ノ目的デアル。、中國ハ戰爭ヲ求メテ
 ハ居ナイ。中國ハ唯中國ノ存立ソノモノヲ脅ス

Doc 819 H-714

國防法又ハ條約ニ認メラレタル如何ナル和平的方法譬ヘハ直接交渉。周居仲調停及ビ仲裁談判ノ如キヲ受ケルベキ用意有ル事ヲ明確ニ述べテ居ル。

日本政府ノ紛争ニ對スル一般的態度ハ七月廿七日、議會ニ於ル質問ニ答ヘテ首相ガナシタ聲明中ニ示サレテキル。

彼ハ言フ？

「日本ハ中國ニ於ケル如何ナル領土の野心モナイ。若シ日本ガ中國ノ襟スル如キ計畫ヲ有スルナラバトシタラ、日本軍ハ既ニ全北支ヲ占領シテキルカモ知レナイ。中國政府及ビ列強ハ必ズコレヲ明ラカニ認メテキル。日本ハ中國ノ協力ヲ求メテキルノデアリ、支那ノ領土ヲ求メテキルノデハナイ。協力ト云フ事ニ依リ私ハ中國ノ利益ガ日本ノ利益ニ從屬セシメラルル事ヲ意味スルノデハ無ク。二國ガ平等ナル相互援助ノ基礎ノ上ニ極東ノ文化及ビ繁榮ノ發展ニ盡クスベキ事ヲ意味スルノデアルト。

Doc 219 H- P 15

日本一九三一年一九四一

第一卷

外務大臣廣田氏ハ九月五日議會ニ於ケル演説ニ於テ日本政府ノ方針ハ局部的解決並ニ不擴大方針デアル事及ビ日本政府ハ急速ナル解決ニ凡ユル努力ヲ爲シ來リタルコトヲ宣言シタ。

九月十五日同外務省スポークスマン局部的解決不擴大方針ニ基キ日本政府ハ速急ナル解決ニ到達スル爲メニ有ユル事ヲ爲シタト宣言シタ。

如斯聲明ハ事件ノ初期ニ於テハ兩當事者共ニ局地的ニ局限サレ得且平和的解決ガ見出サレ得ルト信ジテキタ事ヲ示スモノ、如クデアアル。然シ斯カル結果ハ得ラレナカツタ。

日本政府ノ公式聲明ガ日本政府ノ和平意圖ヲ水泡ニ碎セシメタルハ中國軍ノ行動ト中國政府ノ侵略的意圖ナリト宣言スルハ注目ニ値ヒスル。一方中國政府ノ公式聲明ハ全然同一ノ攻勢ヲ日本ニ對シテナシテキル、即チ日本軍ノ侵入ト日本政府ノ侵略的意圖ガ局部的事件ヲ大慘劇ニ擴大セシメタノデアアルト。

比較的初期ニ於テ日本政府ハ單ニ此事態ヲ局地的解決スルノミナラズ更ニ日支間ニ存在シタ有ユル問題ノ解決ヲ得ント決意セシモノ如ク見エタ。

Doc 2194-P16

七月十一日夕刻外務省ハ同日午前中閣議ニ於テ決定サレタル聲明ヲ發表シタ。

右聲明ノ趣意ハ日本ハ北支ニ於ケル平和並ニ秩序ノ維持ヲ熟望スルモ日本政府ハ右地方兵力ヲ急派スル爲メ凡ユル必要ナル方法ヲ採ル意圖ナリト云フ事デアツタ

七月二十七日近衛公ハ左ノ如キ聲明ヲ含ム演説ヲ行ツタ。

「對支問題ヲ局部的ニ解決スルノミナラズ吾々ト更ラニ一歩進ノデ日支關係ノ根本的解決ニ到達スベキダト思フ」

九月五日廣田氏ハ議會ニ於テ述ベテ曰ク

「日本政府ノ根本的政策ガ滿支ノ共存共榮ノ爲メニ之等三國ノ關係ノ鞏固化ヲ目的トスルノデアルコトハ今更議論ヲ要セナイ 吾々ノ此ノ眞意ヲ無視シ中國ガ我々ニ強シテ大軍ヲ動員シタ以上、吾々モ武力ノ動員ヲ以テ之ニ對抗スル以外ニ方法ハナイ、中國ノ如キ國ニ其誤謬ヲ反省スルカモ知レヌ様ニ決定的打撃ヲ與フベク我國ガ決意ヲ爲シタルハ自衛權ト大義ニ從フモノデアルト確信ス。日本帝國ノ採ルベキ途ハ支那電ヲ擊破シ以テ完全ニ腹意ヲ失ハラシムニ在ル」
支那側ハ七月三十日蔣介石ニ依リ左ノ如キ聲明ヲ發表シタ。

Doc 219 H-P 17

「私ガ（キーリン）デ爲シタ聲明及蘆溝橋事件
解決ノ爲メニ私ガ提案シタ最少限度ノ四條件ニ
變リハナイ。此ノ決定的事態ニ違シタカラニハ
吾々ガ北京及天津ノ狀勢ヲ地方的解決ノ問題デ
アルト猶考ヘル事ガ出來タト云フ事又ハ北部地
方ニ於ケル日本軍ノ隊ヤ同地ニ別ノ傀儡政府
ヲ日本軍ガ樹立スルコトガ許サレタデアラウ
ト云フコトハ問題ニナラヌノデアル。現在吾々
ニ與ヘラレテキル唯一ノ道ハ國民大衆ヲ唯一ノ
國民的計畫ノ下ニ彙後迄固フ様ニ指導スルコト
デアル、ツマリ、日本ノ侵略ニ對抗スル政府ノ
政策ハ依然トシテ同一デアリ何等變更サレナイ。
其ノ政策ト云フノハ中國領土ノ保全ト政治的獨
立ヲ維持スルコトデアル」

日本政府ハ屢々日支間ノ平和的解決ト渾然タ
ル極力ニ對スル希望ヲ聲明シテ來タ。然シ乍ラ
日本政府ハ第三者ノ干涉無シニ、日支間ノミデ
此ノ結果ガ達成セラレナケレバナラヌト終始主
張シテ來タ。

故ニ政府ハ第三者ノ干涉ヲ強メ對ズル爲メ確平
タル聲明ヲ成スベキダト云フ七月二十九日ノ豫
算委員會ニ於ケル提議ニ應ヘテ日本ノ外務大臣
ハ自分ハ干涉ヲ豫期シテキナイト、又若シソノ

Doc 2194 - P 18

様ナ申出ガアツタナラバ政府ハ之ヲ必ズ拒絶ス
ルト答辯ヲナシタ
更ニ諮問委員会ノ仕事ニ参加スル様ニトノ招請
ヲ謝絶セル九月二十五日附電報ノ中デ廣田氏ハ
帝國政府ハ現在ノ事件ノ解決ニ臨シ、屢次ノ聲
明ノ如ク、日支間ノ問題ノ正當、公平且ツ實際
的ナル解決ハ二國ニ依リ見出ス事ガ出來ル事ヲ
確信シテキルト言明シタ。
中國ノ態度ニ付テハ議會ト支那代表委員会ニ依
テ爲サレタ聲明ガ参照トナリ得ルダロウ。
七月十九日ノ覺書——ソレハ既ニ引用サレタノ
デアルガ——ガ中國政府ノ政策ヲ依然説明シテ
キルコトニ疑ヒヲ差シ扱ム余地ハナイ。

Doc 219 H - P 19

結 論

紛争ノ基礎ヲナセル根柢ニ關シ、又敵對行爲ノ最初ノ勃發ヘ誘導セル事件ニ關シ、兩國ガ非常ニ異ツタ見解ヲ取ルハ明カデアアル。

併シ有力ナル日本軍隊ガ中國領土ニ侵入シ、北京ヲモ含ム廣大ナル地域ヲ軍事的ニ支配シテ居リ、日本政府ガ海軍上ノ處置ヲ深ツテ中國ノ船舶ニ對シテ中國沿岸ヲ封鎖セルコト、及ビ日本航空機ガ該國ノ廣イ地域ニ渡ツテ各地ニ爆撃ヲナシツツアル事ハ拒否シ難イ。

英出サレタ事實ヲ検討シタ後、委員會ハ日本ニヨリ陸、海、空ヨリ中國ニ加ヘラレタ軍事行動ハ本國ヲ惹起シタ事件トハ全然均衡ヲ失シテキテ、カカル行動ハ日本國政治家ガソノ政策ノ目的トシテ斷言シテキルニ懸案間ノ友好的協力ヲ増進助長スルコトハ到底出來ナイシ、ソレハ現存シテキル法的文書ヲ基礎トシテモ、又自衛權ニ礎イテモイヅレモ正當デアリ得ナイシ、且マタソレハ、一九二二年（大正十一年）二月六日ノ九箇國條約及ビ一九二八年（昭和三年）八月二十七日ノ巴里協約ニ對スル日本ノ義務ニ違反スルモノデアルトノ見解ヲ取ラザルヲ得ナイノデアアル。

一九三七年（昭和十二年）十月六日國際聯盟總會

Doc 2104-P20

ニ採用セラレタ第二報告

一、分科委員會ガ既ニ諮問委員會ニ提出シタ報告ニ於テ、中國ノ現狀ノ事實及ビ日本ノ條約上ノ義務ガ檢討サレタ。該報告ハ日本ノ採ツタ行動ハ日本ノ條約上ノ義務違反デアリ、正當化シ得ザルコトヲ説明シテヤル。

二、國際法ガ蓋政府間ノ行爲ノ實際的法則ナリトスル了解ノ獨立竝ニ組織アル國民相互間ノ交渉ニ於テ條約上ノ義務ノ尊重ノ保持ハ總テノ國家ニ取ツテ重大關心事ナノデアル。

三、中國ニ於ケル現在ノ狀態ハ、紛争中ノ二國家ノミナラズ、總テノ國家ニ取リテ、多少ノ差ハアレ、關心事ナノデアル。多クノ國ハ既ニソノ國民ノ生命、及ビ物質的利害ニ直接影響ヲ蒙ツタ。併シコレヨリ更ニ重大ナノハ、總テノ國家ガ平和回復ト維持ニ對シテ有スベキ關心デアル。實ニコレコソ聯盟ガソノ爲ニ存在シテキル根本目的デアル。カカルガ故ニ聯盟ハ規約ト條約ノ現存義務ニ從ヒ、極東ニ於ケル平和ヲ速ニ回復セント試ミル義務ノミナラズ、權利ヲモ有スルモノデアル。

四、分科委員會ハ、カカル事情ノ下ニ於テ規約ガ聯盟加入國ニ課スル義務ヲ第一ニ考慮シタ。

一九三七年（昭和十二年）十月五日ノ委員會ニ採用サレタ極東諮問委員會分科委員會第二報告」

Doc 219 H. 721

本文ハ國際聯盟文書、一九三七年（昭和十二年）十月五日、ゼネバ、A、八〇、一九三八、七ヨリ再版サレタモノデアル。

五、諸國委員會ハ規約ノ第三條（三）ノ一般的规定ノ下ニ成立シタ、シカシテソノ條項ハ聯盟ノ活動範圍内ノ事項或ハ世界平和ニ關聯スル事項ヲ總會ガソノ會議ニ於テ取扱フ權限ヲ與ヘテキル。

六、本條項ハ總會ノ活動ニ制限ヲ加ヘナイ

又特ニ中國ニ依リ訴ヘラレタ第二條（11）ハ「聯盟ハ諸國ノ平和ヲ擴張スルタメ賢明ニシテ效果的ニ思ハレルル如何ナル方策ヲモ取ルベシ」ト規定シテキル。

七、如何ナル方策ガ「賢明ニシテ效果的」デアルカラ決定セントシテ分科委員會ハ事態ヲ考察シタ。

八、極東ニ於ケル現在ノ亂暴ハ日本ノ條約上ノ義務違反ヲ伴フガ本來日支政府間ノ直接方法ニ依ツテノミ解決出來ルモノデアルト云フ事ハ認め得ナイ。反對ニ全情勢ハ最も深刻配慮サレネバナラナイ。

ソシテ聯約規約及ビ國際法ノ原則並ビ現存ノ諸條約ノ諸規定ニ從ヒ、平和ガ再ビ確立出來得ル適當ナル方法ガ特ニ考ヘラレナケレバナラナイ。

九、他ノ可能性ヲ吟味スル前ニ、コノ段階ノ亂暴ニ於テサヘ了解ニ依ル平和復興ヲ確立スル爲ニ此レ以上ノ努力ガナサレネバナラヌト分科委員會ハ

Doc 219 H. P 222

通信シテキル。

十、現在ノ軋轢ノ交渉ニ依ル解決ヲ試ミントスルニ當ツテ、聯盟ハ一方ノ當事國ハ聯盟加盟國ノデナク、諮詢委員會ノ仕事ニ關聯シテ政治的問題ニ於テ聯盟トノ務方ヲ明ラカニ心ヨシトシナイ事實ヲ見失フコトハ出来ナイ。

一、「ワシントン」ニ於テ署名サレタ九ヶ國條約ノ下ニ、中國ヲ除ク他ノ締約國ハ中國ノ主權獨立及ビ領土並ニ行政的保全ヲ等ニ尊敬スル事ニ同意シ又中國ヲ含ム全締約國ハ條約條項ノ適用ヲ必要トシ又ハカクノ如キ適用ノ協議ヲ必要トスル事懸カ生ジタ時ハ何時デモ關係國內ニ充分ナ又率直ナ連絡ヲナスベキ事ニ同意シタト分科委員會ハ注意シタ。ソレ故、聯盟ノ名ニ於テ總會ガトルベキ最初ノ手段ハ九ヶ國條約ノ締約國デアル聯盟加盟國ヲ初期ノ有效的ナ時期ニ上述ノ如キ協議ヲ開始出来ル様ニ招待スル事デアルト分科委員會ニハ思ハレルノデアアル。此等加盟國ハ此ノ招待ニ效果ヲ與ヘル最善ナ又最早イ手段ヲ決定スル爲速ニ會合スベキデアルト分科委員會ハ提案スル。

了解ニ依リ軌道ヲ終了スル方法ヲ求メル爲メ極東ニ於ケル特別權益ヲ持ツ他ノ諸國ト、關係諸國ガソノ仕事ニ共同出來得ルヤウトノ希望ヲ分科委員

Doc 21941-793

會ハ更ニ表示スル。

一一、新ク協議ニ參加シタ爾々ハ如何ナル段階ニ於
テモ、諮問委員會ノ中介ニ依リ總會ニ對シ提議ヲ
スルコトヲ望マシト考ヘルデアラウ。分科委員
會ハ、總會ハ閉會スベキデハナク、其ノ様ナ提議
ニ際シテハ實現可能デアル最大限ノ協力ヲ考慮ス
ルト云フ聯盟ノ意向ヲ宣言ス可キデアルト勸告ス
ル。兎モ角諮問委員會ハ一ヶ月ノ期間内ニ（一）ジ
エネバレカ或ハ何處カ他所デ一更ニ會合ヲ開ク可
キデアル。

一二、提議サレタ方策ノ結果ガ列ル迄、諮問委員會
ハ中國ニ對スル精神的支援ヲ表明スル爲、又聯盟
ノ加強ニ對シテハ中國ノ抗力ヲ弱メ新クテ今次ノ衝突
ニ於ケル中國ノ困難ヲ益ス如キ效果ヲ持たアル如
何ナル處置モ避クベキデアルト
而シテ又如何ナル程度迄各側ガ領々ニ中國ニ對ス
ル援助ヲ與フルコトガ出來ルカヲ考慮スベキデア
ルコトヲ勸告スルタメ諮問委員會ハ總會ヲ召集ス
可キデアル。

原本不明瞭

裏面白紙

一九〇一年、明治三十三年「華北の治安」を以て
臣列國の利益ノ間ニ紛争セラレタルヲ爲メノ書定

第九條 支那政府ハ明治三十四年一月十六日
附章ニ添附セル議定書ニ依リ首領トシテ
ニ於ケル公國支那領土ノ爲メ列強國ノ承認
ニ非キ決定スベキ地帯ヲ占領スル者ヲ
列強國ニ報告ス・列強國ニヨリテ占領サレル
地帯ハ次ノ如シ

- 資 村 (HUANG-TSUN) 坊 (LIANG-FANG)
- 通 村 (YANG-FONG) 天 津 (TIENTSIN)
- 工 部 鎮 (HUN-LIANG CHENG) 滄 州 (TSANG-CHOW)
- 巨 台 (KI-TAI) 蔚 山 (PANG-SHAN)
- 秦 州 (CHIN-CHOW) 昌 黎 (CHANG-LI)
- 秦 皇 島 (CHIN-KWANG-SHANG) 庄 家 鎮 (TSANG-KWANG-SHANG)

21-2-5
5

Doc 1726

Ex247

1726

王冷青

7. Aug 30 248
21-8-6
72
P. 1790-1
248

直隸省事件實錄

王冷青 記述

日本ノ華北侵略並ニ直隸省事件ノ概略ニ關シテハ、既に前北平市長蔡德純氏が事實ニ關スル報告ヲサレタ。蔡市長ハ華北ニ於ケル高級官吏事件發生ノ當時、冀察政務委員會委員長宋哲元氏ハ休職ヲ得テ、故郷ニ歸省中デアツタ。華北一切ノ外交事務ハ均シク蔡氏之レニ當リ、凡テノ交渉、統戰ノ責任ハ蔡氏自カラガ頂ツテ居タ。故ニ氏自カラ記述スル所ハ、事實ニシテ、眞實ナルモノデアル。當時、私ハ河北省第三區行政督察委員兼宛平縣長デ、日本ガ直隸省事件ヲ發生セシメタ際、其ノ地ハ僕ノ管轄區域内ノ事故ニ關リ、當時ノ交渉及統戰モ亦、私自カラ参加シタモノデアリ、其ノ間前後ノ事情ヲ詳述スレバ左記ノ如クデ有ル。

私ハ、民衆賦稅五年款、日本ガ侵略ノ際ニ加ヘツツアツタ時ニ本職ニ就任シタ、以ニ交渉ハ頻繁ニ行ハレ、事急ハ事急ヲ許シナイ状態ニ有ツタ。宛平城ハ北平ノ外郭的要地デ且北支交通ノ樞紐ヲナシ、平漢鐵道ノ蘆溝橋、北寧鐵道ノ豐台、平漢鐵道ノ滄河ノ各大驛ハ皆、宛平當局ノ管轄下ニ有ツタ。

裏面白紙

1790-2

日本軍ハ豊台ノ占據後、平津ノ交通ヲ断絶シ北
 方ト中央ヲ切斷シ以テ昔ヨリ爲難シ居ツタ處ノ特
 殊勢力範圍ト認スルモノニ北支ヲ領ヘル企圖ヲ持
 ツテ居ツタ。然レニ前々ヨリ其ノ欲リテ日本ハ屢々東三
 省ニ侵ツテ成功シタ手ヲ用ヒテ、一兵モ一矢モ獲
 セズ北支占領ヲ遂行セシ事ヲ希冀シタ。コノ鬼地
 カラシテ和平侵略ナルモノヲ開始シタ、豊台ヲ占
 領シ其處ヘ陸兵シテ更ニ北支ヲ侵襲シテモ寧ろセントシ
 タ。萬一コレガ成功シタラバ北平ハ俄ミ難チ作廢ヲ以
 テ、彼等ニ領土サレル事トナリ、廿九軍モ亦彼等
 ノ監視下ニ置カレル事ニテツタ。

其レヨリ前、北寧路局長陳覺生ノ勢力ニ因リ、
 餘道巡警ノ名義ヲ借りテ豊台ヨリ龍興橋ノ中間地
 帯六十四畝ノ測量ヲシタ。コノ完了ヲ待ツテ日本
 側ハ我ガ方ニ交渉シ、該地帯ヲ租借又ハ買収シテ
 兵營ト飛行場ニセントシタ。北平ニ於テ敵國ニ直
 リ交渉ヲナシタガ、均シク我ガ方ニ拒絕セラレタ。

コノ試ミガ失敗シタルタメ彼等ハ金ヲ以テ買収セ
 ントシタ。該地ノ住民ヘハ土地ヲ自發的ニ賣リ度
 イト主張サセ、ソウスル事ニ因ツテ、一方彼等ノ
 生計ヲ保チ、他方日本ノ勢力ヲ壓迫ヲ免レルタメ
 ダト縣政府ヘ提議セシメタ。日本側ハ北京日本特
 務機關部並ニ天津駐屯軍司令部ヲ通ジ支那當局ト

裏面白紙

1790-3

裏面白紙

ノ交渉ニ於テ希望シタ事ガ遂行出来テナカッタ、
 其後日本側ノ許諾ダト私ハ知ツタカラ寸土ト雖モ
 無暗者ニ許ル可ラズト言フ決意ノ下ニ自分ノ責任
 ラ感ジテ其處ノ住民ヲ全部召集シテ曉諭シタ。愛
 國心ニ燃ヘル彼等住民ハ土地ヲ賣リ或ハ直ヲ讓サ
 ズニハ後へ退クガ如キ事ハナサジトノ誓ヲシタ。
 彼等ハ居宅焚却ヲナシテ決意ヲ披瀝シタ。彼等日
 本側ガ土地ヲ賣ル事ハ住民ノ自由意志ニ因ルモノ
 ナリト申入レテ來タカラ吾々ハ右宣誓ヲ日本
 へ見セタ。新クテ日本側ハ和平的便宜ノ不可能ナ
 ルヲ知り、武力ニ依ル便宜ノ其ナシトシ、此處ニ
 「直轄領事」ヲ設ケ補スルニ至ツタノデアアル。
 「直轄領事」ハ吾ガ政府ノ地方當局ニ何等通知モ
 ナク日本軍ノ演習ニ附テ發シタ。日本軍ハ其時營
 周ニ何等ノ通知モナク、支那ノ領土ニ於テ演習ヲ
 ナセシ事ハ支那ト締結シアル條約上特約理由ハ勿
 論ナク不法デアアル。私ガ、此處ニ於テ悉ク時ヨ
 リ、「直轄領事」ノ發生ニ至ル迄、日本軍ノ演
 習ヲナセル事大同ニ及ビタリ。我が方ハ和平ヲ維
 持スルタメ、武力ヲ以テコノ演習ヲ停止スル事ヲ
 シナカツタケレ共、演習ガ行ハレル毎ニ抗議シタ。
 此ル時演習ガ行ハレタ後、新カル演習ハ住民ノ同
 ニ關係ヲ想クオソレノアル事ニ付テ注意シ抗議ヲ

1790-7

シタ。處ガ日本領ハコノ種族習ハ混雜甚ダ小サク
且空際デ住民ヲ察カス様ナコトハナイト通事シタ。
其後、空際演習ヲシ文部當局ニ通報スル事ナク、
種族官ヲ通ジテ該住民ニ通知シタノミデ、彼等ノ
侵蝕的意圖ハ、既に計獲シナモノトナリ、一歩一
歩、準備ヲ進メ候ヲ見テ關礙セントシテ居ツタ。

裏面白紙

1790-5

千九百三十七年（昭和十二年）七月七日ノ夜半、
十一時頃突然、銃聲ガ發聲宛平城外ニ聞コヘタ、
調査ノ結果、始メテ日本軍ノ夜間演習ヲナシ居ル
ヲ知り、嚴重ニ注意サセテ居タ處ニ三分後泰市長
ヨリ電話ガ有リ日本特務機關長松井ガ我方ヘ對
シ日本兵一名、宛平部隊ノ日本軍部隊ニ向ケテノ
發砲ノ際、行方不明トナリタルニ因リ、日本軍ハ
隨意ニ城内ニ進入シ搜查シタキ旨申込デ奈タ。
其處テ、早速、調査ノ上、返答スルヤウ命令ヲ受
ケタ。當方ノ派シタ警備隊ノ多數ニ因リ城内外ヲ
際ナク搜查サセシ處例ノ行方不明ノ日本兵ハ發見
シ得ス、因ツテ直チニ北平ニ至リ泰市長ニ報告セ
リ、此ノ時松井機關長ガ、談判ヲ續リニ促スニ因
リ冀察政務委員外務委員會主席魏宗翰、委員林銑
宇及交通署長周永業氏ト共ニ保安隊本部ノ下ニ日
本代表者ト交渉開始ノ命令ヲ受ケタ、松井ハ、日
本兵ノ行方不明ハ既定的ナモノデ、日本軍ヲ城内
ノ搜查ノタメ入城サセテ呉レト主張シタ。私ハ直
チニコレヲ拒絶シタ、又南京總領事、竊本モ亦行
方不明ト云フノデ、調査ノ結果自分自ラ隠レ、罪
ヲ文部政府ニ負ハス目的デアツタ事ヲ思ヒ出シタ。
アルヒハ、該日本兵行方不明ナルモノモ竊本ノ過
合ト執ラーニスルモノナルヤモ知レズト云ヒタル

裏面白紙

1790-6

ニ、松井ハコレニ謝シ否認シタ、固ツテ裁判ノ結
果第一次トシテ、日支双方ヨリ先ズ委員ヲ派シ、
宛平ノ調査ニ赴キ、後第二次トシテ滿州ニ歸ルノ
段取トスルコトニ決定シタ當時、我が方カラハ林、
周並ニ私ノ三人、日本領ハ寺平、齋藤二名ガ同行
シタ。

日本軍副隊長幸田口藤也モ亦私ニ面會ヲ索メ、事
態ハ極メテ重大デ實事員ハ全權ヲ以テ現場ヲ察メテ
解決ニ當リテ實ヒ度イ今北京當局ニ意見ヲ索メテ
后ル時間ガナイカラト言ツタ。私ハ先ズ、コノ交
渉委員ハ豫備調査ヲ行フ可キデアリ又未ダ解決ヲ
要スル問題ガ起ツテ居ラス皆答ヘタ、宛平へ出發
ニ當リ我一行ト日本領代表トハ二重ノ事ニ分乘シ
タ。宛平城ヲ離ルル事、約一里許リ、許沙崗ニ達
シタ時既に聯隊副官森田ニ卒イラレテ日本軍ノ一
隊ガ該處ヲ防備シテ后ルノヲ見タ。此處テ寺平ハ
私ニ下章ヲス、メタノテ事態ノ重大性ヲ認メル事
ガ出来タ、更ニ彼ハ最早ヤ調査ノ余道ハ断テレテ
居ラス又城ノ門ヲ閉ク縁私カラ命令ヲ下セト脅シ
タ。城門ヲ閉キ日本軍ヲ入レル途ハ解決ノ見込ミ
ナシト彼ハ言ツタ、森田ハ武力ヲ以テ私ヲ脅迫ス
ル程度デアツタ、私ハ問題ヲ極ク輕ク取リソシテ
特務機關ニ於テ決定サレタノダカラ第一段ニ於

裏面白紙

1790-7

テ調査第二段ニ於テ解決ト云フ段取テアル旨ヲ彼等ニ話シタ、故ニコノ決定事項以外ノ事ハ矛盾スル事デアアル。萬一事件ガ擴大シテ君等ノ責任ダトスルナラバ結局決定事項ニ從フ可キデアラウト私ハ恐ネタ、彼等ハ脅迫行爲ノ無爲ナルヲ信リ先ズ調査ト云フコトニナリ私ハ遂ニ寺平ト共ニ城内ニ入ツタ。

專員公署ニ於テ、會談ヲ開始シ、私ガ頂度警察局長カラ提登報告ヲ受領シテ居タ時、銃聲ノ六音ヲ城外ニ聞キ其ノ彈ガ余ノ頭上ヲカスメテ通ルノヲ聞イタ。日軍ガ先ズ發砲セシハ疑ヒナキ處デ有ル。數分後吾ガ方モ亦、銃ノ上ヨリ防衛軍之レニ應答シ約一時間ニ亘リ射撃ガ續イタ、日本軍卒田口部長長ハ直チニ奮面ヲ以テ私ニ城内防衛軍團長吉星文ト共ニ城外ニ至リ停戦會談ヲナシタキ旨申シ出デタ、余ト吉團長ハ城内防備ノ責任上控リニ、其ノ職ヲ離レル事ノ出來ナイ理由ニヨリコレヲ拒絶シタ、ソコテ林精宇ハ寺平ト同行シ銃聲ヲ乘リ越ヘテ出タ、約二時間消息ハ着トシテ知ラレナカツタガ日本軍ハ再び城内ニ向ケ射撃ヲ開始シ我等モ反撃ヲシタ、午後四時マテ續イテ双方共多數ノ死傷者ヲ出シタ。午後五時日本軍ハ迫撃砲ヲ以テ城内ニ向ケ連發發射ヲ試ミ彈丸ハ專員公署ニ着テ、全

裏面白紙

1790-8

部被襲セラレタ、幸ニシテ私ハ城分間前、全職員
 ラ比較的完全地帯ニ移シテ置イタ、午後六時以後
 銃聲ハ稍々衰ヘタ。日本軍ノ隊長河邊正之モ亦奮
 闘ラ以テ、余ニ城ヲ出テ會談ス可ク若シ應ジナケ
 レバ、城内ノ住民ヲ他ニ移シ大砲ヲ以テ城ヲ破壞
 ス可シト申入レタ。余ハ此ノ要求ヲ拒絶シタ。此
 ノ時我が長平居ヨリノ後援部隊ノ一部入城、防備
 ヲ増加シ、夜間ニ至リ、我が軍六刀隊出動シ、籠
 王廟ノ日本軍ト白兵戦ヲ演ジ、六刀隊ハ勇猛ヲ顯
 露サレテ居ツタカラ多数ノ日本人ヲ殺シタ。是等
 諸隊ハ本來日本軍ノ占據セシ處、此處ニ至リ我
 ガ方ノ再ビ奪取スル處トナレリ。日本軍隊退シテ
 籠王廟ハ一時止ンダ。

次ノ朝、泰市長ヨリ、電話ニ接シ、日本側ハ既ニ
 我が方ニ停戦會談ヲ申シ込ミ居ル由、夕分時タノ
 頃内ノ故チ有ラウ。其ノ會談事項ハ三項目ヨリナ
 リ、一) 双方直チニ戰事行動ノ停止ヲ請ルコト、二) 漢
 方ノ軍隊ハ各々、最初ノ線迄撤退スルコト、三) 城内
 ノ軍隊ニ代ルニ、雲北保安隊ヲ駐屯セシメ防備ニ
 當ラシメルコト。第三項ノ雲北保安隊ハ兵數三百
 名、二時間後到着スル豫定テ有ツタ。此ノ時突然、
 日本軍顧問笠井及通譯官ノ變節、二人請ヲ請ヘテ
 城内ニ至リ和平ヲ建議シタ。彼等が去ッテ間モナ

裏面白紙

1790-9

ク、城外ニ籠城ヲ固キ、時既ニ午後四時ナノニ保
 安隊到着セズ。嗣空サセテ、大井村ヲ通過シヤ
 ウトシタ際（該村ハ北京ト直隸省ノ中間ニ有ル。）
 日本軍ノ阻ム處トナリ、漢方ノ固ニ衝突ヲ生ジタ、
 此ノ件ニ關シ、北平當局ト日本駐屯軍參謀長齋本
 ト交渉シタ。齋本ハ前約定ヲ稱シ、保衛隊兵數ハ
 必シモ三百名ヲ必要トセズ、機關銃ヲ發射スル必要
 ナシト稱シタ、我ガ方此ノ要求ヲ拒絶シタガ効果
 ナク。城内へ入ツタモノハ一五〇名デ、機關銃モ
 亦持タナカッタ。斯クテ、日本領ハ順國、中島、
 櫻井兩人ヲ送り我ガ方、赤嶺宇並ビニ參謀局恩請
 子、宛平ニ送り、漢方ノ發兵ヲ監督シタ、我ガ言
 軍國ハ益部約定ニ違ヒ、最初ノ防禦線退却シ日
 本軍モ亦望遠ニ向ケ退却シタ。處ガ調空ノ結果尙
 鐵道ノ酒洞附近ニ居ル日本軍百餘名ハ退却シナカ
 ヲタ、余ガ中島ニ發シ交渉ヲ提議シタ處、中島ハ
 全部撤退スル事ヲ約束シ且日本軍ハ再ビ發砲行爲
 ニ出デザル事ヲ保證シタ其夜深夜、日本軍ハ再ビ
 城内ニ向ケ發射シ、約半時間テ止ンダ。鐵道沿線
 ノ日本軍ガ撤退セザルハ必ズ計略ヲ用ヒルニ違ヒ
 ナキ事ヲ私ハ承認シタ、ソコニ軍事施設ノ建設ヲ
 ナシ、其レヲ根據ニセント欲シタ、コノ腹心ヲ治
 テザル理由ハ和平協定テ日本軍ガ時ヲ待テ計略ニ
 外ナラヌト私ハ懸レタ、私ハ鐵兵ノ責任ヲ待ツ中
 島ニ根據ヲ約束ヲ守ル事要求シタ。

裏面白紙

1790-10

裏面白紙

彼ハ私ト共ニ北平ニ趣キノコトテ事ヲ解決セシム
 ニ同意シタ翌朝、私ハ中島ト北平ニ趣イタ。余等
 ノ汽車ガ二洞ヲ過ギル時、二、三ノ日本軍ガ警備
 ニ着イテ居ルノヲ目撃シタ、コレ確カニ日本軍ノ
 計ヲ詭シツツ有ル保證デアツタ
 北平ニ到着シテ先ズ秦市長宅ヲ訪レタ處、河北省
 主席馮治安及冀北保安隊長程希賢ニモ、面會シ
 タ數分後、日本原岡根井、秘魯齋藤モ亦同ジクヤ
 ツテ來タ。私ハ其ノ時秦市長並ビニ馮主席ニ鐵道
 沿線ノ日本軍ガ未ダニ撤收シナイ事實ヲ報告シタ。
 秦市長ハ中島、根井、齋藤及私等ヲ召集シテ、
 本案ニ付キ徹底的討議ヲナシタ。齋藤ハ、日本軍
 ガ未ダ全面的ニ撤退シナイノハ、日本兵隊死者ノ
 死骸ノ若干ガ未ダニ発見セラレザルニ因ル、從ツ
 テ、発見次第直チニ、撤收スルト言ツタ其處デ私
 ハ死體発見ニ何故置除ノ處也ヲ必兵トスルノカト
 同ヲ發シタノニ齋藤ハ若シ日本兵ノ數ガ少ナイト
 支那軍ニ殺サレル恐レアリ必然的自衛手段デアル
 カラ多數ノ兵ヲ置クノダト答ヘタ、斯カル言ハ通
 辭ニ過ギズト秦市長ハ息ツタノテ鐵道ガ續イタ、
 最後ニ双方徒手搜索除ヲ組織シ日華各々一〇名宛
 ヲ出シ一日間ヲ以テ武器ヲシテ搜索ヲ打テ切ル事

1790-11

トシタ、無論死傷ノ有無ニ拘ラズ、日本軍ヲ
 ラ遵守シ撤退スルコトニシタ處、彼等ハ最早請
 ス可キ復讐ヲ失ヒ、同意シタ。頂度搜索隊ノ組織
 ヲ協議中中島等ハ發言スルコトナク席ヲ離レタ。
 此ノ時、各方面ヨリノ電話ニ因リ後日本軍ガ既ニ
 古北口、山海關等ヲリ二營師ガ導出シテ來タノヲ
 知ツタ。飛行機モ數台、天津ニ到着、日本軍ノ一
 部ハ蘆溝橋ニ向ケ前進シ北平ト宛平トノ交通ハ庶
 斷サレタ、日本側ノ屢々變ルソノ態度ハ何レモ、
 謀略ナル事ガ分ツタ。彼等ハ事ヲ延バスタメ戰ヒ
 時ヲ豫グタメニ和ヲ計ツタ。開戦後日ナラズシテ
 彼等ハ吾ガ軍ノ勢力ヲ見誤ツタ事ニ氣ガ付イタ。
 蘆溝橋方面ニ充分ナル防禦線ヲ引イタノミナラズ
 八寶山（北平ト門頭溝ノ中間ニ有ル）等ノ要地ニ
 テモ同ジク勝利ヲ得タ。日本側ハ最初我方ヲ過
 少評價シ、僅カニ天津駐屯軍一師團ヲ以テ是ルト
 見タ事ガ失敗デアツタ。日本側ノ諷刺ハ遂ニ暴露
 シタガ私ハ遠カラズ大戦ノ起リヲ豫見シタ、和平
 的、外交的ノ交渉ニ對シ望ヲ失ヒ北平ヲ發シ、門
 頭溝、長辛店經由宛平場ニ歸ツタ。
 ソノ後、戦闘ハ止ンダリ然マツタリシテ居ル中ニ
 再ビ七月二十二日ニハ停戦ノ聲ガ高マツタ、日本
 ハ支那當局ニ對シ敵對意識註盛ナ三十七師ヲ冀南

裏面白紙

1790-12

ニ轉出セシメ北平並ビニ蘆溝橋各地ヲ包圍スルニ
 三十二師ニ移管スルナラバ日本軍ニ對シテ
 スル事ニ關シ要求シ來ツタ。交渉ハ爾々進捗シタ
 ソシテ發砲停止ノ命令ハ下ツタ然シ白晝ハ發砲ヲ
 停止シタガ夜間ハ砲音ガ連續的ニ聞カレルノデ
 詰シタ處、敵軍掩護ノ爲ト稱シタ。七月廿六日
 突然、日本軍ハ廿四時同内ニ我ガ三十七師ニ北平
 ラ去ル可ク最後通牒ヲ發シタ。我ガ方ハ之レニ忍
 ビ得ズ當局ハ命令シテ、全戰線ニ亘リ進攻ヲ開始
 シ我ガ蘆溝橋並ビニ八寶山等ノ進駐軍ハ前進シ豐
 台ヲ猛撃シタ、二十七日豐台停車場ヲ奪取セ
 ントシタガ日本軍ハ其ノ總力並ビニ飛行機大砲ヲ
 並用シテ、廿八日南苑ヲ猛攻敵機ガ午後二時迄數
 イテ我ガ軍、師團長趙登禹並ニ二十九軍團長佟
 慶閣ハ不幸ニモ殉職シタ宋委員長ハ最高統帥ヨリ
 命ヲ受ケ、保定ニ趣キ指揮ヲナシ總帥、長自忠ハ
 北平ニ止マリ各種軍隊ノ協同作戰ニ因リ援護ス可
 ク訓令ヲ受ケタ、私モ亦此ノ時、命ヲ奉ジ軍ニ從
 ツテ保定ニ至ツタ。

以上述べシ事實ヨリシテ日本ノ侵略ハ計畫的ニシ
 テ系統的、其ノ計畫ハ一日ニシテ成レルモノデハ
 無カツタ事ガ直チニ判明スルデアラウ日本側ガ戰
 争責任ヲ全部負フ可キデアル。

河北省行政督察專員兼宛平縣々長王冷齋記述、

署名 捺印

裏面白紙

1937 (12)

本人...
ノルメ...
此のノ...
バレント...

21-8-7
P1946-1
三、249

ハレット大佐
7 Aug. 2

中華民國南京所在米國大使信附陸軍武官代理
アメリカ合衆國陸軍參謀本部口附ダウイド。テイ
1. バレット大佐ハ左ノ如ク供述且陳述ス。

余ハ一五三七年(昭和十二年)七月中華民國北平
所在米國大使信附陸軍武官補デアツタ。余ノ上官ハ
陸軍、武官「ジョセフ。ダブリウ。スチルウエル」
大將(當時大佐)デアツタ。一九三七年(昭和十二
年)七月九日ノ朝「ステルウエル」大佐ハ北平ノ南西
約十里ノ所ニアル小サナ、城壁ノアル町デ中國人ニ
ハ一役ニ直澤橋ト言ハレテキル宛平縣ヘ行クコトヲ
余ニ命ジタ。ソノ町ノ近クニハ「マルコポーロ橋」
トシテ一役ニ知ラレテキル橋ガアル。「ステルウエ
ル」大佐ハ中華民國第二十九軍ト後日間ソノ附近デ
演習中デアツタ日本軍トノ間ニ前日衝突ガ起ツタイ
フ報導ニ接シタノデ、余ニ對シ宛平ノ情勢調査報告
方ヲ命ジタ。

余ハ八時頃宛平ニ到着シタ所京門ハ閉鎖サレ防塞ガ
シテアツタ。門ノ近クノ小サナ家ガ致軒破壊サレテ
居タガ一見シタ所テハ町ノ外ニアル障地カラ打ツタ
白砲彈ニ依ルモノラシカッタ。一、二ノ歩哨ガ城壁
ノ上ニ見エタガ、市外ニハ中國兵モ一役中國人モ見

己未年十一月廿四日

1946-2

當ラナカツタ。門ノ上ノ城壁上ニ居タ一人ノ歩哨ガ町ニハ入レナイト余ニ向ツテ叫ンダ
ソコデ余ハ城壁ノ東北端ニ沿ツテ殆ド市ノ眞北ニ當ル地點ニアル平漢線ノ所ヘ歩イテ行ツタ。其處デ鐵路ノ北側ニ日本軍ノ歩兵一個大隊ガ集結シテキルノヲ見タ。敵人ノ歩哨ガ鐵路ノ土手ノ上ニキテ南方ニアル宛平ノ町ヲ監視シテキタ。余ハ鐵路ノ土手ノ近クニ一、二ノ日本兵ノ死体ガ横タハツテキルノヲ見タ。
鐵路ノ土手ノ背後ニアル日本軍陣地カラ余ハ次ニ城壁ノ西北端ヲ過ギテ、閉ツテハキタガ防塞ノ施シテナイ西門ヲ通ツテ宛平ノ中ヘ入ツテ行ツタ。敵人ノ中國軍歩哨ガ市ノ眞西ノ「マルコポーロ橋」ノ上ト橋ノ兩端ノ近クノ地點ニ居タ。
市ノ中ヘ入ツテ余ハ縣公署ヲ訪レタ。其處テハ警官ガ一見シタ所城外カラ打ツタ臼砲彈ニヨツテ生ジタラシイ損害ヲ余ニ示シタ。警官ハ縣長ガ北平デ市長ト協議中デアアル旨余ニ告ゲタ。警官ハ七月七、八日夜來ノ出來事ヲ余ニ説明シタ。此説明ハ余ガ讀ンダコトノアル森德純大將及王冷齋氏提出ノ供給書中ノ説明ト實質的ニ同一デアツタ。次デ余ハ北平ニ歸ツタ。

余ガ市ト隣接地域ヲ臨檢中城壁上ノ中國歩哨ト鐵

裏面白紙

19-6-3
路ノ土手蔭ノ日本軍トノ間ニ僅カナ散發的射撃ガ交換サレタ。

余ハ北平ニ歸ルト余ノ觀察シタコトヲ上記ノ通り具體的ニ「ステルウエル」大佐ニ報告シ、余ノ判定シ得ル範圍テハ衝突ハ小規模デアツテ一九三一年（昭和六年）九月十八日以來起ツタ多クノ衝突程ニ重大デハナイコトヲ述ベタ。尙余ハ支那側ニ攻勢的態度ノ兆候ヲ全然看取シナカツタノデ、日本側ノ眞實ニ希望スルナラバ事件ハ容易ニ解決出來ルト思フ旨ヲ述ベタ。

七月九日カラ廿五日ノ間、少クとも五回余ハ宛平ヲ訪ネタ。ソシテ此ノ内少トモ二回ハ陸軍武官「ステルウエル」大佐ト同道シタ。此ノ訪問中余ハ宛平附近テ日支兩軍間ニ於ル小規模ナ戦斗ノ證據ヲ見タシ又發射ノ射撃ノ音ハ聽イタガ實際ニ戦斗ヲ見タコトハ一同モナカツタ。日本ガ希望スルナラバ事件ハ何時デモ解決サレタトイフコトハ此期間ヲ通ジテ余ノ確乎タル信念デアツタ。本件狀態ニ關スル「ステルウエル」大佐ト余トノ數多クノ協議ニ於テ吾々ハ此ノ件ノ解決ガ假ニ北支ニ於ケル日本ノ軍事勢力ノ一層ノ擴大ヲ含シテモ、支那側ガ本事件解決ヲ拒否スルトイフ徵候ハ何等見ラレナイトイフ點ニ付意見ガ一致シタ。

1946-4

七月十二日頃「スチルウエル大佐ト余ハ事件ガ解決サレ、或ハ正ニ解決サレルコトニナツテ居テ、日本軍ハ宛平附近カラ撤退スル苦ダトイフ通知ニ接シタ。吾々ハ七月十四日ノ朝宛平ヲ訪レテ市ノ東方約一哩ノ地點ノ道路上ニ日本軍ノ集結シテヘルノヲ見タ、此ノ軍ノ一部ハ北平ニ向ツテ道路上ヲ東へ實際ニ移動シテキタ。

吾々ハ宛平ヲ訪レテ全ク平靜ナコトヲ知ツタ。併シ乍ラ北平へノ歸途同方面へノ日本軍ノ撤退ハ一見シタ所停止シテキルノヲ認メタ。ソシテ一部ノ軍ハ再び西方へ移動シテキルノヲ見タ。七月七、八日夜來ノ情勢ガ悪化シタコトヲ示ス線ヲ事ハ蘆溝橋内及其ノ周邊テハ何モ見聞シナカッタノデ、此ノ一見シタ所急激ナ進展ヲ説明スルノニ因却シタ。

七月二十八日ノ朝余ハ北平市南方地區ヲ日本軍飛行機ガ攻撃シテキルノヲ目撃シタ。余ハ北地區ハ北平ノ南約十里ニアル南宛飛行場デアルト思ツタ。當日後程ニ南宛飛行場へノ城門ノ一ツニ通ズル道路ニ沿フテ中國軍歩兵ガバラバラニナツテ北平ニ向ツテ居ルノヲ見タ。是等ノ部隊ハ戦斗ニ参加シタ機ニハ見受ケラレナカッタガ彼等ノ通常ノ軍隊組織ヲ亂ス様ナ何カノ事態ガ起ツタノデアラウ。

七月三十一日頃「スチルウエル」大佐ト余ハ南宛

裏面白紙

1944-5

飛行場へノ道路ガ通ル市ノ城門ノ外ニ出タ。門ノ南
約一哩ノ所ニ道路上ニ数百ノ人馬ノ死体ト多量ノ資
材ヲ見受ケタ。之ハ中國軍部隊ガ密集隊形ノ進攻隊
セラレタコトヲ示シタ。道路ノ兩側ノ溝渠ノ中ヤ近
クノ野原ニハ未ダ生キテキル多量ノ負傷者ガ居タ。
夏ノ暑熱ノ爲腐敗シタ、数百ノ死體ハ日本軍ガ攻撃
シタ時中國軍ガ乗來ツテキタ貨物自動車ノ中ニ尙詰
込マレテアツタ。中國軍ハ不意ヲ襲ハレテ展開スル
暇ガナカッタコトハ明白デアツタ。死體ノ認識章ハ
部隊ガ第二九軍第三七班ノ特別旅団デアルコトヲ示
シテキタ。

七月廿八日ノ日本軍ノ北平攻撃ハ南カラ行ハレタ
コト、又此ノ中國軍ハ攻撃ヲ受ケタ時北方ニ移動シ
シテキタコト等ニ鑑ミ、中國軍ハ何等攻勢的意圖ヲ
持タズ單ニ北平城内ニ撤退ヲ求メテ居タノダト余ハ
信ズル。

余ハ一九三一年（昭和六年）十月ヨリ一九三四年
（昭和九年）十月迄米國十五歩兵聯隊ト共ニ中華民
國天津ニ駐屯シテ居タ。其ノ間余ハ同聯隊ノ情報將
校補ト情報將校ヲ命ゼラレタ。一九三六年（昭和十
一年七月）再ヒ北平米國大使官附陸軍武官補トシテ
中國へ歸任シテ再來引續キ中華民國ニ在勤シタ。天
津ニ駐在シタ三年間及ビ日本軍ノ宛平攻撃前北平ニ

裏面白紙

1946-10

在勤シタ年間ニ於ケル任務ノ性質上、余ハ此ノ期間中中華民國ニ於ケル日本軍ノ行動ヲ觀察スルノニ絶好ナ機會ヲ得タ。

前記期間中中國軍ニ對スル日本軍ノ行動ハ傲慢テ攻勢的デアリ且多クノ場合其ノ行動ハ中華民國ノ主權ニ對スル侮辱ト直接ノ冒瀆デアツタト思フ。

一九三一年（昭和六年）十月末或ハ十一月ノ初メニ於テ少クトモ一週間ノ間中國巡警ト天津駐屯日本軍トノ間ニ衝突ガ起キタ。日本側ハ是等ノ衝突ガ天津日本租界隣接地區ニ屯スル中國警察ノ行動ニ依リ挑發サレタト主張シタ。余ハ事件ノ結果日本軍ノ採ツタ手段ヲ親シク觀察シタガ余ノ意見デハ其手段タルヤ事件ノ重大性ガ正當ト認メルモノヨリモ遂ニ苛酷ニシテ且大規模ナモノデアツタ。事件ニ起因スル緊迫期間中、或時日本軍ハ支那市街トシテ知らレテキル天津ノ大キナ重要地域ヲ攻奪シ得ル位置ニ展開シテ居タ。展開シタ日本軍司令官ハ或日ノ午后四時余ニ日本軍ガ該地域ニ對シツノ日ノ午后六時三十分ニ攻撃ヲ開始スル旨通告シテキタ。然シ攻撃ハ行ハレナカツタ。何故カ余ハ其ノ理由ヲ知ラナイ。

一九三二年（昭和七年）一月ノ最初ノ日日本軍ハ山海關ヲ攻奪占領シタ。日本軍ハ當時山海關駐屯ノ中國軍側ガ攻勢的行動ヲ採ツタカラ攻奪ヲ加ヘ

裏面白紙

1946-7

タト主張シタ。余ハ日本軍ガ山海關ヲ占領シタ二、三日後ニ同軍ヲ訪レテ情況ヲ綿密ニ調査シタ。余ハ中國軍ガ事件ヲ監視シタトイフ確證ナル證據ヲ發見出来ナカッタ。此處テモ日本軍ノ探ツタ手段ハソノ原因如何ニ拘ラズ、事件ソノモノノ重要性ニ比シテ全然釣合ガトレテ居ナイ様ニ思ハレタ。

余ノ考テハ一九三七年（昭和十二年）七月初週宛平附近ニ於テ日本軍ガ行ツタ夜間演習ナル行動ハ故意スル統獲的ナモノデアッタ。日本側ハ當時日支間ニ存在シタ緊迫シタ關係ト新ル演習中ニ起リ得ル誤解及麻痺ノ可能性ヲ知ラナイ筈ハナカッタ。滿洲カラ萬里長城ノ南方地域ヘノ日本軍大部隊ノ移動ガ日本軍ノ宛平攻撃後廿四時間ニ開始サレタトイフ事實ハ、宛平事件ガ日本ノ中華民國ニ對スル宣戰ヲ布告セザル戦争ノ第二段階ニ對スル用意周到ニ準備シタ言譯デアツタコトヲ暗示シテキル。第一段階ハ一九三一年（昭和六年）九月十七日、十八日ノ夜奉天ニ於テ開始サレタデアッタ。

署名 陸軍大佐

デビッド、デー・バレット

右ノ者一九四六年（昭和廿一年）六月 日本
官ノ面前ニテ署名シ宣誓セリ。

陸軍大佐 トマス・エツチ・モロ

煙草
人
月
了
孫
了

裏面白紙

15R76

E250
P.1743-1

國際陸軍局

編譯者川和高次

卷頭番號一七四三番

乘延芳大尉ノ陳述

一九四六年(昭和二十一年)四月七日

私ハ陸軍軍醫部ニ加ハツテ居リマシテ、支那軍
 ガ上海カラ南京ニ退却ノ後、ソシテ私達ガ南京ニ
 陸在シテ居ツタ時ニ、南京ハ占領サラレル様子デ
 シタ、私達ハ南京ニ陸リ、支那人負傷者ヲ看護シ、
 日本軍ガ同市ヲ占領シタ後モ陸ル様ニ命令サレマ
 シタ。私達ハ赤十字軍ガ何ノ防衛ノ役ニモ立タナ
 イコトガ判ツタノテ、日本軍ガ同市ヲ占領シマシ
 タ時ハ庶民限ヲ着テ避難民收容所ニ居リマシタ。
 十六日ニ我々ハ南京ニアル鴉子江岸ノ下門(一
)ニ送ク様ニ日本軍ニ命ゼラレマシタ。私
 ハ、四列ニ並ンデ五千人以上ノ者ガ行進シテ居ツ
 タト推定シマス。ソシテソノ行列ハ四分ノ三程ノ
 長サデシタ。私達ガ其處ニ到着シタ時ニ、江島子
 江(ニ近ク)一列ニ並ベラレマシタガ、列ノ前側及前
 面ニ機關銃及日本兵ガ居リマシテ、機關銃ハ列ノ
 方ヲ向イテ居マシタ。細ヲ観セタニ台ノ發射自動

21.8.7

250
10.4

車ガアリマシテ人々ハ後口手ニ五人宛ヲ一口トシ
 テ縛ラレマシタ、ソシテ、其ノ後ナ口体ノ中ノ者
 テ取所ニ日本人ニ小籠ヲ懸タレ、江ニ投ゲ込マレ
 タ人達ヲ逐ハ見送シマシタ。其處ニハセダン理自
 働車ニ乗ツテ居ル將校及其ノ他ノ將校ヲ舍メテ約
 八百人ノ日本人ガ居合セテキマシタ。私達ハ江ノ
 縁リニ沿フテ並バセラレマシタガ、手ヲ縛ラレル
 前ニ私ノ友人ガ此ノ後ニシテ死ヌノナラ寧口河ニ
 飛ビ込ンデ死ンダ方ガ良イト言ヒマシタ。私達ハ
 午後五時頃送難者收容所ヲ出發シテ、午後七時頃
 ニ江岸ニ到着シマシタガ、捕虜ヲ縛ツタリ射殺シ
 タリスルノハ、二時進軍キマシタ、ソノ時八月ガ
 輝イテ居マシタ、ソシテ其處ノ有様ガ見エマシタ
 シ、又時計ハ手首ニ在リマシタ。射殺ガ四時間頃
 ケラレタ頃ニ、私ノ友人ト私ハ逃ゲルコトニ決心
 シマシタ、ソシテ十一時頃友人ト私ハ江ノ方ニ逃
 ケ出シテ逃ビ込ミマシタ。私達ニ向ツテ砲門銃ヲ
 打ツテ來マシタガ中リマセンデシタ。江岸ニ險シ
 イ崖ガアリ、水ガ強カ厚ノ深サ位ナノデ、ソノ險
 シイ岸ノ下ニ隠レマシタガ爲ニ日本兵ニ見付
 カリマセンテシタ。然シ日本兵ハ砲門銃ヲ以テ私
 達ヲ撃チマシテ、私ハ肩ヲ穿タレマシタ。捕虜ヲ
 射ツコトハ午前二時迄頃キマシタ。捕虜ヲ
 私ハ負直ノタメ、氣ガ盡クナリ朝氣ガツイタ時ハ友

人ハ居マセシテシタ。彼ハ後ニナツテ私ガ死シタ
 モノト思ツタト語リマシタ。ソレヨラ私ハ江岸ヲ
 濱ヒ上ツテ、近クノ小屋ニ隠レマシタ。此ノ時ハ
 二時過テ日ノ出前デシタ。私ハ食物無シニ三日
 間此ノ小屋ニ居リマシタ、スルト日本兵ガヤツテ
 來テソノ小屋ヲ焼キマシタ。小屋ガ燃エテキル時
 私ハ濱ヒ出シタノテ日本兵ガ私ヲ見付ケマシタ。
 將校ノ一人ガ私ヲ訊問シタノテ、私ハ常民テ荷物
 ヲ運ブ爲ニ日本軍ニ雇ハレタ若力デアルト答ヘマ
 シタ。其ノ將校ハ私ノ言ニツイテハ尋ネマセンデ
 シタ。其ノ將校ガ家ニ歸ル通行證ヲ呉レタノテ歸
 ヘリマシタ。

彼等ガ選定者收容所テ皆ノ者ヲ並バセテ居タ時ニ
 姓名ノ列ヲナイ奴人ノアメリカ人ガ來テ、日本人
 ガ私ヲ江ノ方ニ行進サセルコトヲ止メサセヤウ
 トシマシタガ、退去スル後ニ命令サレ、此ノ處邊
 ヲ止メサセルコトニ成功シマセンデシタ。
 江ニ臨ビ込ンダ者ガ他ニ數名アリマシタガ、日本兵ガ
 直チニ射殺シタノテ、私ハソノ中デ逃ゲ避セタ者
 ガアルカ存ジマセン。私ノ知ツテ居ル限りデハ私
 ノ友人ト私ノ唯二人ダケガ逃レタモノト思ヒマス。
 射殺ノ行ハレテ居ル間ニ、一人ノ青年ガ「支那萬
 歳」ト叫ブノヲ聞キマシタガ、ソノ外ハ發砲ノ音

1743-11

ダケテ何モ...マセンテシタ。
私ハモウ一戻浦ヘラレテカラ終ニ非占領地ニ歸
ツテ來マシタ、一九三八年（昭和十三年）六月ニ
非占領地ニ戻ツテ來マシタ。
私ハ社大任ニ此ノ職ヲ擔シテ貸ヒマシタ、
ソシテ其ノ職ニハ関与ガアリマセン

證人

トーマス・エイチ・モロウ
社員 イン クワン大佐

一九四六年（昭和二十一年）四月七日

我好彼可

I like her

我好彼可 好可

I like her like

[Faint, illegible handwritten text]

Evidentiary Doc. 4134

21-8-7 (12) (1)

本戸章(侯爵)ニ對スル訊問ノ後章一

一九四六年二月十四日

三三七頁

問

貴方ハ「ナヤン」音讀ト影佐が一九三七年ノ日華事
變ノ結果起ツク侵略行動ノ首謀者ヲアワラト
言ヘマスカ。

答

ハイ、私ハ彼等ガ中心人物ヲアワラト信ジテ居マス。
尚、板垣モ同様日華事變ニ關係シテオマシタカ
ソウデス。

問

中華事變及之ニ引次イテ北華ニ起ワラ行
動ニ於テ重要ヲ指導ス者デアワラ人デ
貴方ガ今思出ス人ガ他ニアリマスカ。

答

唯今誰モ他ニ思ヒ出シマセン。

裏面白紙

No. 1
問答

Corrected 5 Higashi
Evidentiary Doc. 4105

21-8-7
(13)
not read

Doc 2943A-3
脱

問答 問答 問答

問
三四頁

本頁第一(侯爵)訊問、抜萃、一九四六年二月十五日

若シ領土擴張論者トシテ最モ攻撃的デアツク特
殊ノ人々ヲ含ム一名表ヲ作ルトスレバ、板垣、
石原ト共ニ彼スレノ中ニ入レナケレバナリマセ
ンネ。

一九四一年ニ起ツタ戦争ニ於イテ彼ハ活
躍シマシタカ。

彼ハ軍司令官ニアツタと思ヒマス。

彼ハ尚ホ中国ノ戦場ニ居マシタカ、又ハ

日本内地外テ活動シテ居マシタカ。

彼ハ彼ニ馬來ニ行ツタと思ヒマス。

貴方ノ知ツテ居ルトコロデハ、彼ハ英國

人トアメリカ人ヲアジアカラ驅逐ス

ル事ヲ主張シタ人デシタカ。ス、アジア

人ノアジア主義ニ彼ハ同意シテマ

シタカ。

彼ニ問スル明確ナ詰ハ聞イタコトガアリ

マシカラ私ヲ知ラセシム。

主として一版ニ板垣、石原及

トシテ人々ニ依ツテ著述奉ルモノアリ

アリマセンカ。

裏面白紙

No. 2

問答

問答

答

問答

Doc 4135

三頁

ハイ、ソウデス。
× × × × × × ×

貴方ノ日記ニ依レバ、北支守備軍ハ事ヲ
自ラ勝テニ處理シテ居ッタクハアリマセンカ。
ソシテ東京ノ參謀總長若シテハ日本政
府ニ相談シナイテ、中國ニ要求ヲ出シテ居
タクハアリマセンカ。

私ハ天津日本守備隊司令官テアツク梅
津ト林ケ重慶ニ行き、林陸相ガ會議
ノ爲ニ同地ニ居ルトイフ情報ヲ橋本陸
軍次官カラ聞キマシタ。ソシテ私ハソレ
ハ陸軍ガ自ラ勝テニ處理シテルトイフ好
イ知デアルト感シマシタ。

此ノ日本守備隊參謀長、酒井トハ石原
イ板垣ト密接ニ接傷シテ居マシタカ。
ソラダト思ヒマス。此ノ人ハ勲章ヲ貰ハテ

イトイフ事ニ不平ヲ抱キ恐ラクコノ不満ガ
彼ニ事件ヲ起シタノダト思ヒマス。

彼ハ華北ニ於ケル日本ノ勢力擴張運動
ニ活躍シテ居ッタクハアリマセンカ。
ソラダト思ヒマス。

ソシテ彼ト板垣ハ問題ヲ自分等テ勝テ

裏面白紙

No. 3

Doc. 4/35

答

ニ處理シ、交渉ヲ外務省ニ任セザイコトヲ
主張シテ斗タルハ事實デセウ。
彼等ハ外務省内ノ権力ヲ奪ヒ去ツテ陸
軍ニ持ツテ行カントシテ居ルトイフ非難
ガアリマシク。

裏面白紙

29

No. 1

Evidentiary Document #4185A

21-8-7
(4)

1P131 / 1P121

コリンズ少將訊問抜萃

一九四六年二月二十八日 四時一六時 一三頁一三頁

同、サウカ、次ニ板垣征四郎ニ就イテ訊ク。

貴方ハ彼ヲ知ツテ居ラカ。

答、彼ヲ知ツテ居ル。

同、貴方ハ何時彼ト知合ヒニナツタカ。

答、彼が関東軍参謀長、時始メテ彼ニ會フ。

同、其レハ何時デアツタカ。

答、一九三五年ノ冬、カウ一九三六年ニカケテマアル。

同、其ノ時貴方ハ彼ト話シタカ。

答、其ノ冬、嚴寒ノ候ニ余ハ露西亞國境哈爾濱、南

方及松花江沿岸ヲ興味深イ偵察飛行ヲ行フ

機會ヲ得テ、余ハ滿洲ニ於ケル六月間ニ往テ、冬期戰

闘状況ノ經驗ヲ親シク得ニカ為ニ、此ノ飛行ヲ願ヒ去ラ

ノデアツタ。ソレニ此ノ飛行ヲ歸テ来テ、旅行中日本

軍ノ向テ増大ニツツアルト余カ感ジテ、對露戰爭活

動ヲ幾分テモ抑ヘル為、余ノ經驗ヲ板垣カ參謀

達ニ話シテ聞カセル様ニ彼ニ提言カシタコトカアル。

同、其処テ一才話ヲ中斷スルガ、貴方ハ其処ニ在ツテ軍

隊ニ就イテトウ感ジタカ、其処、軍隊ニ就

氣付イテトウガアツタカ。

答、其処、軍隊内ニハ國境線ニ於テ露西亞ト紛争

ヲ交ハタイト云フ様、或ル活動及収束張ガアツタ。

ニ氣付イタ、其レハ一種、非常ナ緊張デアツタ。其処

露光量違いにより重複撮影

裏面白紙

原本不明瞭

Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and illegible due to the quality of the scan and the nature of the document.

露光量違いにより重複撮影

裏面白紙

原本不明瞭

N63
1911

Doc 4185

御体制ヲ作ル必要カアツタレアル。

同 当時彼等が中華民国及滿洲國ニ於テ用ヒテ居タ

防衛ニ就イテトシテコトガ云ハレテ居タカ。

答 今向ヲモウ一度繰返シテ世實ヒタイ。

同 滿洲、防衛ニ就イテ論ジコトガアルカ

答 滿洲ニ就イテ論シタ。何故ナラバ余、旅行ハ滿

洲、一部分ニ限定サレテ居タカラテアル。

同 サウカ

答 此、論議ハ全然軍事的見地ヨリモテアツタ。其

ノ後余が一九三八年ニ大使トシテベルリンカラ東京ニ

歸ツテ来タ時、余ハ再ビ陸軍大臣トシテ板垣ニ會

フタ。其時余ハ當時、支那事變ノ進展ニ就イテ

彼ノ意見ヲ聞イタ。何故ナラバ別ノ機會ニ求ベタ

如ク余ハ其時、独英鬪争ノ危険ヲ阻止セント

試ミシカラテアル。其処テ余ハ彼カラ日本軍ハ余ハ

留守中、中國ニ於テ死活ノ戰ヲ開始シタ旨ヲ聞

イタ時、余、政府ニ對シ、日本軍ハ現在ハ中國ニ於

ケル戰ニ全カヲ盡ス外ハ無イト報告シテアル。

同 板垣ハ中國ニ於ケル彼等ノ進撃手ニ就イテ

何ト言ワタカ。彼ハ其方ニ其処テ何が起ツテ

ルカラ話シタカ。

答 彼ハ唯、日本軍ハ其向更ニ進撃手シタト云フ一

般概況ヲ与ヘタケテアツタ。現在、余ハ其地

露光量違いにより重複撮影

裏面白紙

原本不明瞭

No 4

Doc 4185

名ハ覚エテキナイ。

向彼ハ何故日本軍ハ進撃シタト言フタカ。如何ナル理

由ノ為ニカ

答 蔣介石打倒ヲ定遂スル為ニデアル。

向彼ハ其レカ目的デアルト言フタカ。蔣介石ヲ敗ル事カカ

答 彼ハ戦ニ勝ツ為デアルト言フタカ。

向戦ニ勝ツ為ト言フタカ。

答 此、戦ハ其ノ向ニ死活ノ戦ニ進辰シテキターデアル。

向彼ハ日本軍が押切フテ対支戦ニ勝ツベキデアルト言フテキタカ。彼ノ態度ハトウデアツタカ。

答 彼ハ陸軍大臣デアツタカラ、

向ソレハ知ツラ居ル。彼ハ何ト言フタカ。

答 彼ハ陸軍大臣デアツタカ。彼ハ勿論余ニ死活ノ戦ヲ

以下次頁

露光量違いにより重複撮影

裏面白紙

原本不明瞭

No. 4

1200 4/85

名は...
向彼ハ...

向彼ハ... 如何...

由...

答...

向彼ハ...

...

答...

向彼ハ...

答...

向彼ハ...

...

答...

向彼ハ...

答...

以下...

露光量違いにより重複撮影

裏面白紙

原本不明瞭

No 5

Doc 4185

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

今我々ハ戦ツテ居ル。我々ハ全軍ヲ興テ此ノ
 戦ニ勝クネバト言フ。ト言フ。ソレデハ彼ハ日本ハ全資源及全兵カラ傾ケルモソレ
 アルト言フ。ソレカ。
 然リ。ソレデハ彼ハ日本軍ガソレデ押切ツ事ニ賛成シテ居
 タカ。他今サウデアッタラウ。彼ハサウ言フ。ソレカ。
 彼ハハッカリトソウハ言ハナラウ。彼ガ貴方ニ言フ事カラ推測シラカ。
 余ハサウ結論シテアル。サウカ。彼ハ中國ニ於ケル戦ヲ止ムコトニ就テ貴方ハ
 彼ニ何カ言フ。何モ言ハナラウ。少シ言ヒ足シタイ事ガアルカ云フテモ
 イカ。当時余ノ主要関心ハ日本ハ他ノ國ニ對シ何
 モ冒險ヲ行フ事ガ出来ナイト云フ事。ソレヲ日本
 ハ其ノ目的ニ限定サレテキルト云フ事ヲ聞キ之
 ヲ独逸ニ報告スルニアッタデアル。彼ハ其時日本ノ目的ハ何デアルカ貴方ニ話シタ
 トカアルカ。
 唯中國ト戦ニ勝ツト云フ事ガデアル。中國ト戦ス。彼ハソレガノールヲ離ラサハ何カ云フカ

露光量違いにより重複撮影

裏面白紙

原本不明瞭

No 6

Doc 4185-

答

否、否、一言モ云ハケル。之ニ関シ彼トハ個人的ニ行
 之話ニ合ハナカッタガ、板垣ノ演シタニ番日ノ後割ハ一
 九三九年ノ独逸、日本、伊太利諸國間ノ軍事同盟交
 渉ニ及ボシテ彼ノ影響者デアル。當時彼ハ陸軍大臣デアル
 ト思フ、之等ノ交渉ノ遂ニ失敗ニ終ラタ。余ノ言又々印
 象ヲ、陸軍ハ或ル程度、又板垣自身トシテモ此ノ
 種ノ同盟ニ賛成デアル様デアルガ、遂ニ海軍ノ意見
 見ニ従フ事ニシタ。彼等ハ戦艦部隊構成ニ先
 合進歩シテ居ナカッタノデ、戦争ノ場合、自衛的ニ行
 動スルト云フ義務ガ規定セラレナイ同盟ニ参加ス
 ルコトハ出来ナカッタノデアル。然レシ余ハ之等ノ問題
 ニ、就テ板垣ト直接話シタ事ハナク、其ハ余
 ノ受タタ印象デアル。独ソノ協定ガ締結セラレタ
 平沼内閣ガ辞職シタ時、彼モ辞職シタ。概
 シテ、板垣ハ日本陸軍ノ指導者ノ中、最モ才智
 有能ノ人物ノ一人デアル。

裏面白紙

Doc 219P (4)

改訂

世界、總て一國の極東ニ於ケル新狀態ニ關シテ明確ナル
 認識ヲ持ツ可キナル。又即ニ於ケル平和ト獨立カ帝國三
 義の野ニ基テハ外國列強間ノ角逐ノ結果トシテ、
 オレオレニテ表ラセテハ歴史ノ明ニ示ス所ナリ。日本ハ此ノ
 狀態ニ於テ根本的ニ改革ヲ行フ必要ヲ認メ、五ツ正義
 義ニ極東ニ新ニ平和的組織ヲ樹立セント欲ス。日本ハ
 外國列強ノ協力ヲ排除セザルコトハ言フマタス。且又日本ハ
 支那ニ於ケル諸國ノ合法的ナル權利ヲ侵害セントスル
 意圖ヲ有セズ。若シ列強ガ日本ノ真意ヲ理解シ、極東ノ新
 狀態ニ合致セル政策ヲ請フナラバ、日本ハ極東ノ平和
 ヲニテ其等ト協力スルニ務メラズ。吾等ハ日本ガ共產主義
 トハ徹底的ニ戦フト心底カラ決心セルヲ知ツテ、
 黨ノ意圖スル所ハ極東ノボルシエヒズム化ナリ。吾等
 和ノ機ヲ設ケル。

日本ハ徹底的ニ改革ヲ以テ、ボルシエヒズムノ禍根ヲ又、其
 石炭權ノ所屬長期抗戰ノ背後ニアル彼等ノ破壞的
 活動ヲ鎮圧セント欲ス。吾等ニテ反コシテ、
 我カ同盟國タル然速及ヒイタリ！ハ共ニ極東ニ於ケル日
 本ノ意圖ヲ理解シ、今次事變ニ於テ日本國民ヲ大ニ支
 勵スル所、精神的援助ヲ差シ伸ベタリテ、
 我々ハ之等ノ國ニ對シ深甚ナル感謝ヲナスモナラズ。今次事變
 ハ更ニ、
 外國關係ニ對シシムル必要ヲ我々ニ確信セシメ、

外國關係ニ對シシムル必要ヲ我々ニ確信セシメ、

裏面白紙

21-2-3 (53) 9 Hayashi
Doc 2895
not read

一九〇六年二月十四日 荒木貞夫ノ誤ヨリノ後章
五頁

同、黄下ハ愛國ノ一部ニハ非信ニヨク答ヘラレマ

シタガ、他ノ一部ニハマダ答ヘテ后ヲレマセ

ン。即チ該ガ一九三八年一―一九三九年ノ同、

答、陸軍省ノ責任ヲアリマスカ。

同、陸軍省ト云ヒマス。

同、陸軍大臣ニ答フベキデセリ。

同、陸軍省ハ如何デシカ。

同、本都内ノ昔年時役ノ中ノ或者ガ多少ノ責任

ヲ持ツテホト云ヒマスガ如何ハ答シマセン。

裏面白紙

一
下
子
と
又
子
一
ハ
4
3
E
3
3
P
ハ
シ

207 II

P219P(77)

合衆軍重細重機隊司令長官(アーネル) / YARNELL / 宛

事務長官宛

(上海) 一九三七年 / 昭和十二年 / 十一月二十六日(午前) 午後

支那上海 一九三七年 / 昭和十二年 / 十一月二十四日

親愛なる將軍閣下、過立日(四日)向上海及び揚子江流域ニ行ハシメ
リタル戦闘行爲ノ結果トシテ、任瓦及同市ノ生命ヲ維持スルヲ主
トシテ、業確蓋死傷ノ數ハ少ク、予ニ能クヨシシヨリ

日本政府ハ公認ニ且ツ反復在中國華民ノ外ニ植民地ヲ得ル事ニ
明シスル。之ニ反シテ、吾等ハ無視シテ戰闘行動初期ニ於テ、實
ニテシテ、諸別隊ノ尚施行セラル。此ノ事實ハ吾人ヲ以テ上記ノ
實ナリシヤヲ疑ハシムルモノナリ。

高平全平 / 檳榔浦 / POINT ISLAND /

解和島 / 或ハ浦東ノ四半ニ業 / 倉庫地帯ニ於テ、吾人ノ如ク經營
為スルヲ制限セラルカス。全ク阻止サレツツアリ。大ナルアバ
トメニス

モガドナリ / GARDEN BRIDGE / 此橋ニ於テ、空軍ニテ
居レモ、居住者ハ虹口或ハ共同租界ノ北部、及び西部ニ於ケル租界

路ノ第一住宅地ニ於テハ、斷ルニテ、居住ヲ不可能ヲラシムルガ如ク
苛酷ニ制限スルニ非レバ、自己ノ居住ニ自由ニ入ルヲ許サス。

虹口及共同地ニ於ケル實際ノ戰闘行爲ハ略々ニケ月以前ニ終
セリ。制限ニ依然然ニ終リテリ。

虹口、揚子江、浦東、及同市西部住宅地ニテ掠奪ノ起リタル事

裏面白紙

219P(77)

傳へアルモノノ所有若ハ自己ノ財産ヲ占領スルハ適宜監視ヨリ
ヲ權利ヲ認メラレラス
余ハ在上海大、英、佛、伊、米、及上海、市、務、會、同、會、ヨリ、モ、セ、シ、レ、
凡、當、時、官、署、ニ、テ、同、封、ス、之、等、ハ、上、三、指、摘、セ、ル、如、キ、思、ハ、ベ、キ、情、況、
如何ニシテ、範圍ニ行ハレアルヤ、示スモノナリ、之、等、ノ、表、ハ、何、等、ノ、
モノ、又、武、力、以、外、ノ、何、等、ノ、權、利、モ、其、ク、フ、ト、ナ、ク、今、ヲ、捕、セ、ラ、レ、ル、
中、ニ、小、船、船、等、ノ、財、産、所、持、ノ、否、認、檢、査、ヲ、行、為、自、己、所、有、性、
完、ニ、居、任、ノ、否、認、等、ヲ、檢、査、ス、ル、事、例、ヲ、示、ス、モノ、ナ、リ、之、等、ノ、表、ハ、
ナル、乃、處、ニ、行、ハ、ル、モノ、ナ、リ、

外交關係 一、七五八―七五九頁

裏面白紙

21-8-7-2
P.1752
Doc 1752 P

Aug. 7

巻一七五二

軍令部第二部長王至承將軍ヨリ文部省附随員發察官向哲孝氏秘書
ヘンリ氏ニ宛テタル書翰

拜啓

「沈没期間（自昭和十二年七月七日至昭和二十年八月）中ニ於ケル中露軍
ノ死傷統計表」一部同封仕リ候間「ヘンリ」合衆國マコウ（MORROW）大佐
宛御提出方相煩度

敬白

昭和二十一年五月二日

王 至 承

送 書 段

裏面白紙

Doc 1752 f 2

年度	負傷	殺死	行方不明	小計
昭和十二年	二四三三三	一二三〇	一	三六七三六
同十三年	四八六〇〇	二四九二六	一	七三三〇六
同十四年	一七六九九	一六九六一	一	三四六五〇
同十五年	三三三三八	三三六三〇	一	六七一八八
同十六年	一三五二五	一四九一五	一七三二	二九六八三
同十七年	一一四八〇	八七九一七	四三〇七〇	二四七一六七
同十八年	八一九五七	四三二二三	三七二一五	一六三八九五
同十九年	一〇三九九六	一〇二七一九	四四一九	二一〇七三四
同二十年	八三三八三	五七六五九	二五六〇八	一六八八五〇
總計	一七三六八一三	一三一九〇〇七	一三〇一二六	三二〇七九一八

抗戦期間（自昭和十二年十二月七日）中
至昭和二十年八月
ニ於ケル中國軍ノ死傷統計表

昭和二十一年二月十六日調製

裏面白紙

7 Aug 3

10, 103

27-8-7
P. 10103-1
E. 253

支印

七子

自一九三八年（昭和十三年）至一九四一年（昭和十六年）間重要ニ於ケル重要被害統計
一 一人死傷者数

區分	人	員
合計	一五、七三七	
死亡	六、五九六	
負傷	九、一四一	

二 財產被害（中華民國通貨券ニヨル）

區分	被害當時ノ價值	一九四三年（昭和二十年）ノ評價
合計	四一、三七七、〇二二	六六、二二五、九〇九
一人財產	一〇、五三八、九六二	一八、四九三、二六六
私有財產	三、七三一、三三六	一、七〇三、六〇六
爆及火災	六、八〇七、八八八	六、七五〇、六六〇
市公署施設	七、二二五、二二九	一、六九〇、九九一
各級市街家屋	三、〇二七、三三〇	一、二八四、〇〇四
市公署水道電氣	一、四三二、九六一	四、七六〇、六四三
局道管人共施設	二、一四六、三三一	一
現金損失	一、三二七、四一九	一、五八一、八三四
美ノ他人船隻ノ防空	七、〇四四、六四三	七、五九三、一七四
防空設備被害	六、二二九、三三〇	八、二二三、〇〇八
公共施設防空		
施設被害		

裏面白紙

10103-2

出所 一 本表ハ重慶守備隊本部及重慶市公署各部署
ニヨリ供給サレタル資糧ヨリ作製サレタル
モノナリ

一九四六年（昭和二十一年）四月二日

重慶市公署統計局長 幸 意 圖

裏面白紙

21.8.8.

E254
P.1948-1

千九百三十七年

月日

日本軍ニ依ル中華民国軍暴徒略年表

七。七	遼瀋、魯南ノ發生
八。一三	吳淞、上海地區戰斗發生
九。二六	日本軍張家口占領
九。二四	日本軍保定占領
一〇。一四	歸綏占領
一一。九	太原占領
一二。一〇	上海占領
一二。一三	南京
二五	衡洲
三一	濟南

千九百三十八年

月日

日本軍所調占領

五。一九	蘭州
六。六	馬尾
二七	九江
二五	信陽
一〇。一二	廣東
二〇	漢口
二五	岳陽
一一。一一	

裏面白紙

22.

1942-2

千九百三十九年

三月二十六日

四〇一二

日本軍南昌占領

中國軍開封ヲ奪還

一一〇五一一

日本軍昆崙山ヲ攻撃シタルモ奪還

二二三

龍州ニ上陸

二四

南寧占領

千九百四十年

四月四日

四〇二四

日本軍尋慶園ヲ占領

六〇一二

日本軍宜昌占領

三〇

中國軍尋慶園ヲ奪還、尋慶撤退

一〇三

南寧奪還

千九百四十一年

四月二日

四〇二一

日本軍龍洞ニ上陸

九〇三

中國軍瀘州奪還

一〇一〇

中國軍宜昌ヲ奪還

一二

日本軍宜昌ヲ奪還

千九百四十二年

五月五日

五〇五一〇

日本軍龍陵及通遠占領

裏面白紙

E 255
P10101-1
22

武蔵章中將ノ訊問調査

日時、昭和二十一年（一九四六年）四月十

六日午前十時ヨリ十二時迄。

場所、日本国東京所在梶場洞務所。

出席者、武蔵章

「エルトン。エム。ハイダー」氏

訊問者

佐「ペドロ。ロベズ」

訊問者

ス。キルドイル」氏

通譯

「クレエア。ステファネリ」嬢

速記者

「ハイダー」氏主宰ノ下ニ通譯ノ宣誓、

「ハイダー」氏「貴君ハ、全能ナル神ノ前ニ、此

ノ手續ニ於テ要求サレルニ従ヒ、英語ヨリ

日本語ヘ又日本語ヨリ英語ヘ眞實ニ正確ニ

通譯シ又翻譯スルコトヲ、嚴肅ニ宣誓スル

モノデアアルカ。」

「キルドイル」氏「然ウデス。」

「ハイダー」氏ニ依ル訊問、

問、「據テ、貴君ハ東條ガ昭和十六年（一九四一

年）十月首組トナツタ時カラ貴君ガ軍務局長

ヲ辞メル迄ノ間、東條ノ總テノ政策ニ就テ同

意シタ。然ウデハナイカ。」

スーパース
（文部省）

E 255
P10101-1
22

武蔵章中將ノ訊問調査

日時、昭和二十一年（一九四六年）四月十

六日午前十時ヨリ十二時迄。

場所、日本國東京所在梟鷲刑務所。

出席者、武蔵 章

「エルトン。エム。ハイダール」氏

訊問者

豊直少佐「ペドロ。ロベズ」

訊問者

「デニス。キルドイル」氏

通譯

「クレエア。ステファネリ」嬢

速記者

「ハイダール」氏主宰ノ下ニ通譯ノ宣誓、

「ハイダール」氏「貴君ハ、全能ナル神ノ前ニ、此

ノ手續ニ於テ要求サレルニ従ヒ、英語ヨリ

日本語ヘ又日本語ヨリ英語ヘ眞實ニ正確ニ

通譯シ又翻譯スルコトヲ、嚴肅ニ宣誓スル

モノデアルカ。」

「キルドイル」氏「然ウデス。」

「ハイダール」氏ニ依ル訊問、

問、「據テ、貴君ハ東條ガ昭和十六年（一九四一

年）十月首相トナツタ時カラ貴君ガ軍務局長

ヲ降メル迄ノ間、東條ノ總テノ政策ニ就テ同

意シタ。然ウデハナイカ。」

裏面白紙

裏面白紙

答、「内閣ノ意見ハ一致シテ居マシタ私ハ閣員

十七年(一九四二年)四月迄ノ事項ダケヲ思
ヒ出シマス。此ノ日以後ハ前線ニ出サレタノ
デ何モ知リマセン。」

問、「其レデハ貴君ノ回答ハ完全ニ東條ニ同意シ
タト言フコトデアルカ。」

答、「然ウデス。」

問、「其レハ合衆國ト英國トノ關係ニ就テ特ニソ
ウデアアルノデセウ。」

答、「然ウデス。」

問、「昭和十六年(一九四一年)ノ物資ノ準備ト
集積トニ就テモソウデセウ。」

答、「私ガ己ムヲ得ズ同意シナケレバナラナイ地
位ニ在ツタ爲ニ是等ノ線テノ政策ニ同意シタ
カドウカト言フコトハ、自己ノ信念カラ同意
シタト言フコトトハ違ヒマス。誤言スレバ、
私ハ命令ニ服サナケレバナラナイ地位ニ在ツ
クノデス。」

問、「東條ノ政策ニ不同意デアツタナラバ、閣員
スルコトガ出来タノデハナイカ。」

答、「十月カラ十一月ノ間ニ私ハ兎も願ヒ出デ
マシタガコトノ間キ入レラレナカッタノデ、私ハ
十七年(一九四二年)四月迄其ノ職ニ留リマ
シタ。」

問、「東條ハ屢々貴君ノ進言ヲ採用シ、又貴君ノ處

- へ意見ヲ求メニ來タ。ソウデハナイカ。」
- 答、「彼ガ數回ソウシタト思ヒマスガ、具體的ナ
事例ヲ思ヒ出シマセン。」
- 問、「軍務局長トシテ貴君ハ十月カラ昭和十七年
(一九四二年)ノ四月迄ノ間ニ陸軍省デ陸軍
大臣ト屢々協談シタデセウ。」
- 答、「然ウデス。彼ハ數回參リマシタ。」
- 問、「ソシテ、東條大將ハ、準備ガ全ク完了シ、
軍ハ合衆國ニ對シテ成功裡ニ開戦シ得ル立場
ニ在ルカドウカ、ニ就テ、貴君ト屢々協談シ
タデセウ。」
- 答、「私ハ東條大將ニ資料ト物質トニ關スル狀況
ガ思ハシクナイコトヲ數回語り、東條ノ贊成
スル開戦ニ反對意見ヲ述べマシタ。」
- 問、「ロベズ」少佐ニヨル訊問、
- 問、「何時ノ事カ。」
- 答、「其レハ合衆國トノ會談ガ進行中デアツタ昭
和十六年(一九四一年)十一月末頃デアリマ
ス。」
- 問、「十一月ノ最後ノ週間ヲ指シテ居ルノカ。」
- 答、「然ウデス。真珠灣攻撃ノ直前デス。此ノ會談
ガ進行中統帥部ト協談シ、統帥部ト陸軍大臣
ノ意見ヲ外務省ニ取次グ必要ガアリマシタ。」
- 問、「外務大臣東郷氏ハ、合衆國ト戦争スルコト
ノ道否ニ就テ貴君ノ意見ヲ訊ネタデセウ。」

裏面白紙

答、「否、●ハ一度モ合衆國ト戦争ス●コトノ道

否ニ就テ助言ヲ求メタコトハアリマセン。レ

問、「彼ハ合衆國ト戦争スルコトノ道否ニ就テ何

ノ話モシタコトハナカツタカ。レ

答、「新様ナ事項ハ大本營連絡會議デ取上ゲラレ

マシタ。レ

問、「合衆國ト戦争スルコトガ適當カ否カニ就テ

貴君ノ個人的意見ヲ連絡會議ノ委員ニ知ラセ

タカ。レ

答、「私ハ連絡會議デ話ス權限ヲ持ツテ居マセン

デシタ。レ

問、「ソレハ既ニ貴君カラ了得シテ居ルコトデア

ルガ、併シ乍ラ以遊局長トシテノ貴君ノ意見、

特ニ陸軍省ヲ準備ニ就イテ、連絡會議ノ他ノ

委員ニ知ラセタカ。レ

答、「私ハ要求サレタ場合ニノミ話スコトヲ許サ

レテ居リマシタ。レ

問、「貴君ハ貴君ノ意見ガ連絡會議ノ委員ニ全然

知ラレテ居ナカツタト今言フノデスカ」

答、「非公式ニハ私ハ屢々海軍省ノ岡海軍少將ト

星野内閣書記官長ニ開戦ノ不得策ヲ語りマシ

タ。レ

問、「貴君ハ何時彼等ニ話シタカ。レ

答、「此ノ事ヲ度々上述ノ人々ニ話シマシタ。レ

問、「此ノ二人ヲ除イテ貴君ハ連絡會議ノ委員ノ

裏面白紙

誰ニモ貴君ノ意見ヲ話シタコトハ一度モナイ
カ。

答、「否、彼等ハ一度モ私ノ意見ヲ聞キマセンデ
シタシ、其レガ何デアルカモ知りマセンデシ
タ。」

問、「貴君ハ東條總理大臣兼陸軍大臣ニ貴君ノ意
見ヲ告ゲタカ。」

答、「告ゲマシタ。」

問、「海軍ノ島田氏カラ貴君ノ意見ヲ求メラレタ
カ。」

答、「否。」

問、「鈴木氏カラ貴君ノ意見ヲ求メラレタカ。」

答、「否。」

問、「貴君ガ其ノ準備ニ手ヲ貸シタト言フ詔書ニ
應ヘルガ、貴君ノ他ニ誰ガ合衆國ニ對スル宣
戰ノ詔勅ノ準備ニ協力シタカ。」

答、「岡、星野、ト私ガ連絡會議ニ手交シテ承認
ヲ求メル詔勅ノ草案ヲ準備シマシタ。」

問、「岡、星野及ビ貴君ガ草案作成委員會ヲ構成
シタカ。」

答、「然ウデス。」

問、「岡、星野ハ海軍ヲ、星野ノ連絡會議ヲ、貴君
ハ陸軍省ヲ代表シタノデセウ。」

答、「外務省カラ参加シタ代表ガアツタノヲ覺エ
テ居リマス。彼ノ名前ハ確カ山本デシタ。」

裏面白紙

問、「然シ黄若ハ陸軍ヲ、岡氏ハ海軍ヲ、ソシテ
星野氏ハ連絡會議ノ書記官長トシテ連絡會議
ヲ代表シタノデセウ。」

答、「然ウデス。」

武藤中將ノ訊問調査（四月二十日ノ分）

「ハイター」氏ニ依ル訊問、

問、「貴君ハ昭和十七年（一九四二年）十一月ニ
中文軍參謀トナツタデセウ。」

答、「然ウデス。」

問、「同軍ノ司令官ハ誰デアツタカ。」

答、「松井大將。」

問、「貴君ハ十一月上旬ニ就任シタカ、大凡ノ日
時ヲ思ヒ出セルカ。」

答、「下旬デアリマス。」

問、「南京ハ十二月ニ陥落シタデセウ。」

答、「然ウデス。」

問、「ソシテ貴君ハ十二月カラ何時迄南京ニ居タ
カ。」

答、「私ハ十二月二十四日カ二十五日頃上海ニ歸
リマシタ。」

問、「南京ハ大凡十二月十三日ニ陥落シタデセウ。」

答、「然ウデス。十三日カ十四日頃デス。」

問、「ソシテ貴君ハ約二週間後ニ去ツタデセウ。」

答、「然ウデス。私ハ其處ニ約十日間居リマシタ。」

問、「ソシテ當時ノ貴君ノ地位ハ何デアツタカ。」

裏面白紙

答、「參謀長副官デシタ。」

問、「彼テ、貴君ハ南京降服當時ノ日本軍隊ノ變行ヲ知ツテイタカ。」

答、「當時松井大將ハ筋結核ニ罹ツテ居テ後方ニ居マシタ。私共ハ接收儀式ニ參列スル爲南京ニ來マシタ。私ハ十日間滞在シマシタ。當時市街ハ既ニ清掃サレ私共ガ瀕リ歩キシテモ安全デシタ。日本兵ノ暴行ニ就イテハ聞キマセシデシタ。」

問、「ソレハ南京城内ニ入ル前ニモデアアルカ。」

答、「私ハ事件ニ就テハ參謀長デアツタ上官塚田カラ聞キマシタ。」

問、「彼ハ何ト貴君ニ言ツタカ。」

答、「南京占領ノ原命令ニハ、唯選抜シタ模範部隊ノミ市街ニ入城スベキコトヲ示サレテ居マシタ。獨餘ノ部隊ハ郊外ニ留ルコトニナツテキマシタ。然ルニ全部隊ガ市街ニ入城シタ爲ニ、松井大將ハ此ノ行動ニ就テ幕僚カラ非難サレマシタ。私ハ塚田カラ窃盜、殺人、殴打及強姦事件ノアツタコトヲ聞キマシタ。ソコデ市街ニ留ル保安部隊ヲ除ク全部隊ニ對シテ市街カラ立去ル命令ガ發セラレマシタ。」

問、「彼テ、如何ナル理由デ選抜隊ノミガ市街ニ

入城スルコトヲ要求シタ命令ガ發セラレタノカ。曾テ他ノ都市ニ於テ軍隊ノ變行ガアツタ

ノカ。レ

答、「若シ餘リ多數ノ軍隊ヲ南京ニ留ルコトヲ許シタナラバ、是等ノ軍隊ガ上海ニ於テ艱難辛苦ヲ嘗メタ事ニ鑑ミ、紛擾ガ起ルト感ゼラレタノデス。

兵隊ハ永イ間壓迫ノ下ニアツタノデ、彼等ヲ市街ニ留マラセルコトハ都合ガ悪イト考ヘラレタノデス。レ

問、「松井ハ勿論是等ノ報告ヲ知ツテ居タノデセウ。レ

答、「松井大將ハ是等ノ事件ヲ後ニ聞キ、ソノ行爲ニ關シ全ク憤慨シタ。レ

問、「彼ハソレヲ貴君ニ言ツタノカ」

答、「私ハ松井大將ガ此ノ事ヲ聞キ且非難サレテ居タ時其ノ場ニ居マシタ。レ

問、「誰ニ」

答、「參謀長ニデス。レ

(通譯、誤譯ヲシマシタ。「松井ガ狂氣トナリ部下ヲ怒鳴リツケタノデス。レ」)

問、「ソノ報告ハ新義ナ事件ヲ多數擧ゲテ居タ。然ウデハナカッタカ。レ

答、「報告ニハ多數ノ事件ガ擧ゲラレテ居マセンデシタ。此ノ事ガ發表サレルヤ否ヤ直チニ、憲兵ニ對シテ新義ナ行爲ヲ抑制シ、如何ナル共犯者ヲモ逮捕スルヤウニ命令ガ發セラレマ

シタ。』

問、「貴君が其ノ命令ヲ發シタノカ。』

答、「其ノ命令ハ松井大將ニヨリ發セラレマシタ。』

問、「何時彼ハソレヲナシタカ。』

答、「命令ハ彼ガ事件ヲ聞クヤ否ヤ直チニ發セラレマシタ。憲兵ハ通常此ノ任務ガアリマシタ。餘シ乍ラ、命令ハ規則ヲ一層嚴重ニ履行スルヤウ命ジタノデス。』

問、「ソノ命令ハ貴君ガ出發スル前ニ發セラレタノカ、ソレトモ後カ。』

答、「私共ガ儀式參列ノ爲南京ニ到着スルヤ否ヤ彼ハ報告ヲ受ケ、直チニ命令ヲ發シマシタ。』

問、「報告サレタ事件ハ昭和十二年(一九三七年)十一月ニ起ツタノカ。』

答、「否、十一月デハアリマセン。事件ハ南京入城後始メテ起リマシタ。』

問、「其レハ大凡何時頃カ。』

答、「南京入城ハ十二日カラ十四日迄ノ間デシタ。私ハ是等ノ事件ハ其ノ頃始マツタト考ヘマス。』

問、「貴君ハ松井軍ガ南京市ヲ攻略セントシツツアツタ時ニソレニ加ハツタノデセウ。』

答、「然ウデス。恰度其ノ前デス。』

問、「貴君ガ軍ニ加ハツタ時軍ハ市カラ何ノ位ノ位置ニ在ツタカ。』

答、「貴君ガ軍ニ在ツタカ。』

答、「軍ハ未ダ上海近郊ニ居マシタ。」

(以上)

武藤中將ノ訊問調査(四月二十二日ノ分)
ハイダ！氏ノ訊問

答、「私ハ軍法會議ガ一ツアツタコトヲ確カニ知ツテ居マスガ、他ニモ在ツタヤウニ思ヒマス。」

問、「此ノ報告ニハ事件ガ別々ニ擧ゲラレテ居タカ、其レトモ單ニ多クノ兵士ガ市街ヲ掠奪シ住民ニ強盜ヲ働イタト報告サレテ居タカ。」

答、「私ハ或報告ニ支那民衆ガ掠奪サレ夜盜ニ遇ヒ、其他強盜等ニアツタト報ジテアツタト覺エテ居マス。」

問、「日本軍ニヨツテカ」

答、「然ラデス。」

問、「是等ノ事件ハ數千、數百ノ事例ヲ擧ゲテ報告サレタカ、其レトモ如何ナル數字ガ擧ゲラレテ居タカ。」

答、「十乃至二十ノ事件ガ報告サレテ居マシタ。」

問、「他ニ報告ガアツタカ。」

答、「松井大將^虎下ニ二人ノ軍司令官ガ居マシタ。ソシテ^{松井}ニ違ベタ數ダケガ報告サレマシタ。」

問、「松井^虎下ノ司令官ハ誰々デアツタカ」

答、「^{松井}香官ガ一軍ノ司令官デアリ、^{柳川}中將ハ亡クナツタト思ヒマス。私ハ^{柳川}中將ハ「ス

マトラニ行ツタ時亡クナツタト聞イテ居リ
マス。」

問、「朝香宮ハ東京ニ居ラレルカ。」

答、「私ハ知りマセン。」

問、「親テ、實際ノトコロ、貴君ハ是等ノ事件ノ
數ハ十餘件デナク、數千ニ上ツテ居ルコトヲ
承知シテ居ル等デアル然ウデハナイカ。」

答、「私ハ其ノ級ニ多クノ事件ガアツタトハ想像
出来マセン。」

問、「親テ、貴君ハ當時ノ新聞紙ヲ讀ンダデセウ
、ソレニハ數千以上ノ事件ガ擧ツテ居リ、結
局南京ニ於テ數萬ニモ上ツテ居ルト記載サレ
テアツタデセウ。」

答、「私ハ新聞ヲ讀シマセンデシタ。」

問、「勿論貴君ノ「南京ニ於ケル強奪」ト呼バレ
ル事件ガアツタコトヲ知ツテ居ルデセウ。」

答、「私ハ北支那へ行ツタ時、其ノ後ナ本ガ南京
ノ強奪ニ關シテ亞米利加ニ於テ出版サレタコ
トヲ聞キマシタガ、私ハ電話ガ讀メマセンカ
ラ、其ノ本ヲ讀ムコトガ出来マセンデシタ。」

問、「親テ、斯様ナ事件、即チ日本兵ニヨル
強人、強奪、強 等ノ事件ガ數千モアツタコ
トヲ知ツテ居ナカツタカ。」

答、「私ノ答ハ以前ノ答ト同ジデス。」

問、「ソレデハ貴君ハ南京ノ強奪ニ於テ數千ニ上

ル新様ナ事件ヲ全ク知ラナイト云フ言質ヲ與
ヘル積リデアルカ。」

答、「私ハ南京市正式入城ノ様松井大將ニ從ツテ
行キマシタ。ソシテ當時十乃至二十ノ事件ガ
アリマシタ。尙南京市ハ可成リ良ク清掃サレ
テ居リ、十日後私ハ上海へ歸リマシタ。私ハ
數千ニモ上ル事件ガアツタトハ全ク信ズルコ
トモ信ズルコトモ出来マセン。」

問、「ソレデハ貴君ノ答ハ「然リ」デアルカ。」
（証人ハ質問ガ日本語ニ翻譯サレナイ内ニ答
ヘタ。）

答、「此ノ事ヲ記録スルコトニ關シテノ貴君ノオ
言葉ニ對シテ私ハ是等ノ事件ガ數千ニモ上ツ
タト云フコトヲ想像スルコトガ出来ナイト云
フ様這ヲ繰返シマス。」

問、「想テ、當時ノ貴君ノ地位ハ參謀長閣官デア
ツタデセウ。」

答、「然ウデス。」

問、「貴君ノ任務ハ何デアツタカ。」

答、「參謀長ヲ補任スルコトデシタ。」

修正寫

1203

第一九四二年/昭和十七年四月十六日附 武蔵章ノ認問

調書

一頁二頁、三頁、四頁カラノ抜萃

ハイタリクニヨル質問

問 貴方一九三九年/昭和十四年/軍務局長ニナツテカラ

一九四二年/昭和十七年ノ間ニ於テ軍務局長ハ停虜取扱ヒ

方針ヲ決メタノカ

答 イ、エ、實際ノ停虜收容所ガ我々ノ部ノ指圖ヲ建

テシマシタ、信虜ニ因ル政策ハ停虜ノ情報局ガ建

テシテカラ以後ニ信虜情報局ヨリ發セラレマシタ

リシマセンガ

一九四一年/昭和十六年/昭和十七年/昭和十七年

一九四二年/昭和十七年

一九四二年/昭和十七年/昭和十七年

問 シカソノ時述ハアツタノ局ガ停虜待遇ヲ扱フ

政策ヲキメテオクテセウ

答 ソウデス

問 ソシテ、勿論、中國軍カラノ停虜ガアツタ譯デスネ

答 イ、エ、中國人ヲ捕ヘラシタ者ヲ停虜トシテ宣言ニス

ルカ否カノ問題ハ全ク問題デアリマシタ、ソシテ一九

三八年/昭和十三年ノニ、遂ニ、中國ノ戦争ハ公ニ事

變トシテ知ラレタマシマスノデ、中國人ノ捕ヘラシタ者ハ

信虜トシテ取扱ハレナイトイフ事ガ決定サレマシタ、

シカンレバ、此ノ度、モシ宣戰ガアレハ、全テノ捕ヘラン

テ中タ者ハ捕虜トシテ取扱ハレル事ニナリマシタ

No. 1

裏面白紙

問 實際上ノ問題トシテ、支那事変ハ如何ニシキヤ
十カワタカニテ

答 實際上ハソウデス。シカン日本政府ハソレヲ事変
ト見ナシマシタ

問 ソレデ、一九三九年/昭和十四年ノ貴方ガ軍務局長トナ
リタ時貴方ハ中国人ノ捕ヘラレタ者ヲ俘虏トシテ
取扱ハナイト云フ方針ヲ實行シマシタカ

答 ハイ

問 俘虏トシテ取扱ハレナイ中国人ノ取扱ハトシテ規則
ヲ之ニ及ボシタノデスカ

答 軍務局長ハ此ノ事ニハ全然自係加ナカッタ

ソレハ總マテ汪精衛下ノ南京政府ニ依リ取扱ハレタ
南京政府樹立前ニ此等ノ事柄ハ華中及ヒ華北ニ在
ル中国(復讐)政府ニ依リ取扱ハレタ

問 ソノ政府ハ勿論日本ニ操ラレラ傀儡政府デアワケクシ
カ答 ソウ言フテモ宜シクモウ。然レニ私自身ハソウカシ
ハ思ヒマセン

問 一九三九年一九四〇年、一九四一年(昭和十四、十五、十六年)ニ日
本軍ハ中華民国ヲ戦ワテ居タ、ソノ通りデスカ

答 ソウデス

問 彼等ハ澤山俘虏ニシタ、ハ
答 只今申上ケマシタ通り、此等ノ事柄ハ中国政
府ニ依リ取扱ハレタ、我々ハ俘虏カ何人アツタカ
ノ報告ハ受ケス、唯新南デ重慶軍ノ斯々ノ部隊
カ投降シタト謂フタデス

問 日本軍ハ俘虏カノ民国兵ヲ捕ヘタ後南京政府

裏面白紙

ハ此等者ヲ同政府軍ニ編入シマシタ

問、日本軍ハ兵隊兵隊トシテ屢々勸カセマセシテシタカ

答、日本軍カ現ニ彼等ヲ使用シタカ又ハ彼等ガ日本

人契約者ニ依リ使用サレタカハ知りマセン。

問、アテタハ一九三九年(昭和十四年)ニ中國ニ居リマシタカ

答、ハイ一九三九年十月迄

問、日本軍ハ度々停虐カニシマシタカ

答、此ノ頃ニハ停虐カハ極少数シカナカッタ

ハ華北政府ニ引渡サレ兵士トシテ使用サレマシタ

問、誰ノ軍隊カ停虐カノ此等ノ兵士ヲ利用シタカ

答、彼等ハ三ノ北中國軍(中國人)ニヨリテ使ハレタカ

何トカ呼ハレテ平ヲガ今私ハ思ヒ出セナイ

問、ソレハ日本軍ニ協力シタ 中國軍ニテスカ

答、ハイ

問、戦闘中ニ貴方ガ捕虜ニシタ 中國人ノ處置ニ関シ

テ貴方ハドシナ命令ヲ出シマシタカ

答、コレヲ命令ハ暫時實行サレタカデスカ、私ガソコニ

タ問ニ、私ハ新シイ命令ヲ出シタ覺エハアリマセン

問、アテタノ實行シタ命令ハ何デスカ

答、ソレハ私ガアテタニ申述ベマシタ通りデスカ 即チ彼等

ヲ北中國軍ニ渡スベシトイフコトデスカ

問、貴方ハ貴方自身ノ抑留所ハナカ、ワトイフデスカ

答、停虐收容所ハアリマセンシタ、彼等ハ停虐トミ

ナサレス、從ッテソノ区別カ何カカ之ミ入ッテキテハ

Doc 10/01

NO. 4

私達ハ一度彼等カ武器ヲ捨テ、降伏スルハ普通
ノ市民トシテ扱ハレ中国軍ニ引渡セルト感ハマシタ
問、アナタノ捕ヘタ後辱ヲドノ中国政府ニ引渡シテキタノ
デスカ

答、北中国假政府デス

問、ソレハカレノ政府デスカ

答、王克敏デス。最初ノ字ヲ中国語デハ「ワント」讀
ムノカトオモヒマス。他ノヨミニカハ知リマセン

問、ソノ政府ハ蒋介石政府ノ下ニアツタノデスカ

答、イ、エ

問、ソレハ蒋介石ニ反対カツタノデスカ

答、ハイ

問、ソシテソレハ日本政府ニ対シ好意アルモ、テレタカ
答、サウデス

武蔵中將ノ訊問調書(四月二十日ノカ)

「ハイタ」云ニ依ル訊問、

問、「貴君ハ昭和十二年(一九三七年)十一月ニ中支軍
參謀トナツタデセウ」

答、「然ハウデス」

問、「同軍ノ司令官ハ誰デアツタカ」

答、「松井大將」

問、「貴君ハ十一月上旬ニ就任シタカ、大凡ノ日時ヲ
答、下旬デアリマス」

答、「出セルカ」

裏面白紙

裏面白紙

問「南京ハ十二月ニ陥落シテセウ」
答「然ラデス」

問「ソレテ貴君ハ十二月カラ何時迄南京ニ居タ
カ」

答「私ハ十二月二十四日カ二十五日頃上海ニ帰りマシタ
内「南京ハ大凡十二月十三日ニ陥落シタデセウ」

答「然ラデス。十三日カ十四日頃デス」

問「ソレテ貴君ハ約二週ノ後ニ去ツタデセウ」

答「然ラデス。私ハ其處ニ約十日間居リマシタ」

問「ソレテ当時ノ貴君ノ地位ハ何デアツタカ」

答「参謀長副官デシタ」

問「扱テ貴君ハ南京降服時ノ日本軍隊ノ進行
ヲ知ツテイタカ」

答「当時松井大將ハ肺結核ニ罹ツテ居テ後方ニ居マ
シタ。私共ハ接收儀式ニ参列スル爲南京ニ来マ
シタ。私ハ十日ヲ滞在シマシタ。当時市街ハ既に
清掃サレ私共が独り歩クニテモ安全デシタ。日本
兵ノ暴行ニ就イテハ南キマセンデシタ」

問「ソレハ南京城内ニ入ル前ニモ又入ツタ後ニモデ
アルカ」

答「私ハ事件ニ就テハ参謀長デアツク上官返回カラ
南キマシタ」

問「彼ハ何ト貴君ニ言フタカ」

答「南京左領ノ原命令ニハ唯選抜シタ擧範部
隊ノ市街ニ入城スベキコトカ示サレテ居マシタ」

隊ノ市街ニ入城スベキコトカ示サレテ居マシタ」

裏面白紙

孫令ノ部隊ハ卸外ニ留ルコトニナリテ申マシタ。然レニ
 全部隊カ市街ニ入城シタ爲ニ、松井大將ハ此ノ行動
 ニ就テ幕僚カラ非難サレマシタ。私ハ塚田カラ窮
 盜、殺人、政打及強姦事件ノアツタコトヲ南キマシタ
 ソニテ市街ニ留ル保安部隊ヲ除ク全部隊ニ対シテ
 市街カラ去ル命令カ發セラレマシタ。
 向「扱テ、如何ナル理由デ、選抜隊ノミカ市街ニ入城
 スルコトヲ要求シタ命令カ發セラレタノカ。曾テ他ノ
 都市ニ於テ軍隊ノ暴行ガアツタノカ。」
 答「若シ余リ多數ノ軍隊ヲ南京ニ留ルコトヲ許シ
 タラバ、是等ノ軍隊カ上海ニ於テ艱難辛苦
 ヲ嘗メタ事ニ鑑ミ、紛擾カ起ルト感セラレタ
 ノデス。」

立隊ハ永ク向圧迫ノ下ニアツタノデ、彼等ノ市街
 ニ留マラセルコトハ都合カ悪イト考ヘラレタノデス。
 向「松井ハ勿論是等ノ報告ヲ知ツテ居タノデセウ。
 答「松井大將ハ是等ノ事件ヲ後ニ聞キ、ソノ行
 ヲ爲ニ固シ全ク憤慨シタ。」

向「彼ハソレヲ貴局ニ言ソクノカ」
 答「私ハ松井大將カ此ノ事ヲ聞キ且非難サレテ居
 時其ノ場ニ居マシタ」

向「誰ニ」
 答「参謀長ニテス。」
 (通譯「通譯ヲシマシタ。松井カ狂氣トナリ市
 下ヲ怒鳴リツケタノデス。」)

No. 7

Dec 10/101

裏面白紙

向「ソノ報告ハ斯様ナキ事件ヲ多敷擧ゲテ居タ。然レデハナカフカ。」

答「報告ニハ多敷ノ事件ガ擧ゲラレテ居マセン

デシタ。此ノ事カ發表サレルヤ否ヤ直チニ、官兵ニ

對シテ斯様ナキ行爲ヲ抑制シ、如何ナル共犯者ヲ

モ逮捕スルヤウニ命令カ發セラレマシタ。」

向「貴君カ其ノ命令ヲ發シタノカ。」

答「其ノ命令ハ松井大將ニヨリ發セラレマシタ。」

向「何時彼ハソレヲナシタカ。」

答「命令ハ彼カ事件ヲ聞クマ否ヤ直チニ發セラレマシタ。

官兵ハ通常此ノ任務カアリマシタ。然レテ亦、命令

令ハ規則ヲ一層嚴重ニ勵行スルヤウ命令シタノデス。」

向「ソノ命令ハ昔、君カ出發スル直前ニ發セラレタノカ、

ソレトモ後カ。」

答「私共カ儀式参列ノ爲南京ニ到着スルヤ否ヤ

彼ハ報告ヲ受ケ、直チニ命令ヲ發シマシタ。」

向「報告サレタ事件ハ昭和十二年(一九三七年)十一月

ニ起ツクノカ。」

答「否、十一月デハアリマセン。事件ハ南京入城後始メ

テ起リマシタ。」

向「其レハ大凡何時頃カ。」

答「南京入城ハ十二月十四日迄ノ事デシタ。私ハ

是等ノ事件ハ其ノ頃迄マツタト考ヘマス。」

向「貴君ハ松井軍ガ南京ヲ略セシツツソノ

夕時ニソレニ加ハツタノデセウ。」

Doc 10/101

No 8

答「然ウテス。恰度其ノ前テ匹
内「此ノ居ガ軍ニ加ハツタ時軍ハ市カラ何ノ位ノ位
置ニ在ツタカ」
答「軍ハ市カラ上海近郊ニ居マシタ」

(以上)

武蔵言「此ノ將ノ況内洞書(四月二十二日ノ分)
ハイター」
内「此ノ報告ハ事件ガ別々ニ與テ居タカ、共
トモ軍ニ與テ兵士ガ市街ヲ掠奪シ住民ニ恐
動イタト報告サレテ居タカ」

答「私ハ或報告ニ支那民衆ガ掠奪サレ夜盗ニ遇ヒ其
他強盗ニアラト報シテアソクト與エテ居マス」
内「日本軍ニヨリテカ」
答「然ウテス」

内「是ヨリノ事件ハ數千ハ數百ノ多倒ヲ擧ゲテ報
告サレタカ、其ハトモ如何ナル數中ガ與テ居
タカ」

報告

答「十乃百ニ事ノ事件サレテ居マシタ」
内「他ニ報告アリタカ」

答「松井大將麾下ニ二人ノ軍司令官ガ居マシタ。
ソレテ量ハ二逆ベヌ敷カケテ報告サレマシタ」
内「松井麾下ノ司令官ハ誰カ、デアツタカ」
答「朝香宮ノ一軍ノ司令官デアリ、柳川中將ガ他ノ
司令官デアリ」

内「其人達ハ生キテ平ラシルカ」

裏面白紙

No. 7

Doc 10101

裏面白紙

答「朝香宮ハ御健在デスカ柳川中將ハ亡クナソ
クト思ヒマス。ノ私ハ柳川中將ハ「スマトラ」ニ行
ツク時亡クナツト聞クテ居リマス。」

問「朝香宮ハ東京ニ居ラレカ。」
答「私ハ知りマセシ。」

問「報テ、實、陰、ノトコロ、貴、君ハ皇等、事件、數
ハナ敷件テナク、數千ニ上、テ居ルコトヲ承知シテ居
ル、デ、然、ロ、テ、ハ、ナ、イ、カ。」

答「私ハ其ノ招ニ多クノ事件カアツタトハ想像出来マシ
ト。報テ、皇、君ハ昔時ノ新聞紙ヲ讀ニタデ、ソレニ
ハ數千以上ノ事例カ擧テ居リ、結局南京ニ於テ

數万ニ上ワテ居ルハ記載サレテアツクテセウ。」
答「私ハ新聞ヲ讀ミマセシテシタ。」

問「勿論、皇、君ノ南京ニ於ケル強奪レト呼バレル事件
カアツタコトヲ知ワテ居ルデセウ。」

答「私ハ北支那ヘ行ツク時、其ノ報ナ本ガ南京ノ強奪
ニ関シテ、皇、君、加ニ於テ出版サレタコトヲ聞キマシタガ
私ハ其語カ、懐メマセシカラ、其ノ事ヲ讀ムコトカ、出
来マセシテシタ。」

問「報テ、其ノ報ナ事件、即チ日本兵ニテ殺入
強奪、強奪等ノ事件カ、數千モアツタコトヲ知ワテ
居ナカハ、イ、カ。」

答「私ハ答ハ以前ノ答ト同シデス。」

問「ソレハ、皇、君ハ南京ノ強奪ニ於テ、數千ニ上ル
新聞ナ事件ヲ全ク知ラナイト云フ言質ヲ與

ス。

答「私ハ答ハ以前ノ答ト同シデス。」

問「ソレハ、皇、君ハ南京ノ強奪ニ於テ、數千ニ上ル
新聞ナ事件ヲ全ク知ラナイト云フ言質ヲ與

ス。

答「私ハ答ハ以前ノ答ト同シデス。」

問「ソレハ、皇、君ハ南京ノ強奪ニ於テ、數千ニ上ル
新聞ナ事件ヲ全ク知ラナイト云フ言質ヲ與

ス。

No. 10

Doe 10/10/

ハル續リテア

答「私ハ南京市正式入城ノ際私井大將ニ従ツテ
行キマシタ。ソレテ當時十乃至二十ノ事件ガ
アリマシタ。尚南京市ハ可成り良ク清掃サレテ居
リ、十日後私ハ上海へ帰りマシタ。私ハ數千ニモ上ル
事件ガアツタトハ全く信ズルコトモ想像スルコトモ
出来マセン」。

向「ソレハ貴君ノ答ハ「然」デアルカ」。

(漢人ハ貴君ノ答ハ日本語ニ翻譯サレナイ内ニ答)

答「此ノ事ヲ記録スルコトニ関シテノ貴君ノ言葉

ニ対シテ私ハ是等ノ事件ガ數千ニモ上ツタト

言フコトヲ想像スルコトガ出来ナイト云フ陳述ヲ

繰返シマス。

向「扱テ、貴君ノ地位ハ參謀長ニ副官デア

ラデセウ」。

答「然ラウデス」。

向「貴君ノ任務ハ何デアソクカ」。

答「參謀長ヲ輔任スルコトデシタ」。

裏面白紙

E256
P10102-1

高橋義次

總價六元

日 時 昭和廿一年(一九四六年)一月十日

自午三時三十分至五時

場所 日本。東京。桑島町

出席者 總價六元

出席者カール W. ヒギンス
出席者タマス。E. モロー大佐

2/1-8-3
東京(文部省)

カール W. ヒギンス
E. モロー大佐

同 日 駐米参事部ノモロー大佐トヒギンス兵方ニ

ホテ居テ、若シ元ガ善ンデ欲聞ニ答ヘラレ、

且又、御意文ナケレバ、元ニ善シク度イト

云フミラ元ニイヘテ賞ヒ度イ。

答 元ハ何事ナサイマシタ。

同 元ハ何事ナシカ。

答 亦ル七月デ六十七ニナラレマス。

同 若シ軍ノ學校ノ事ニデアツタトスレバ、元ハ

ドンナ事ナシカ。

答 元ハウエスト。ポイントト云フ事ノ事ニ

事ノ事ニ答テス。ソレカラ云フ事ニ答テ

事ニ答テ大ニ答シマシ。

E256
P10102-1

高橋鑑次

題後六元三紙開卷

日時 昭和廿一年(一九四六年)一月十四日

自午三時三十分至五時

場所 日本。東京。森島洞窟

出席者 鑑次六元

私語者カールライル 留。ヒギンス

私語者タマス。E。モロイ六元

私語者デニス。キルドイル

送配者クレア。フアレル

ヒギンス氏ノ語

臣等モ部ノモロイ大佐トヒギンス氏ガ度ニ

来テ居テ、若シ先ガ客ンデ私語ニ分ヘラレ、

且更、御意文ヲケレバ、元ニ私語シ度イト

云フミラ元ニヘテ貴ヒ度イ。

答 元ハ私語ナサイマシタ。

問 元ハ何意デスカ。

答 亦ル七月デ六十七ニテラレマス。

問 若シ軍ノ學校ノ事ニテアツトスレバ、元ハ

ドンナニシテ居デシタカ。

答 元ハウエスト。ポイントトテ、軍士官ト

モノ臣身デス。ソレカラ、軍士官トシテ

莫ニ軍大ニラシマシ。

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

元帥ノ兵衛ハ何科デシタカ。
答 元帥ニ何科ラニモシタノデモアリマセン。元帥
ノ科ハ砲兵デスガ、
元帥シタノデハアリマセ
ン。

日本赤十字會士官ニシテニ在官シタノハ何時デ
シタカ。
答 明治三十四年（一九〇一年）ニ少尉ニ在官シ
マシタ。

元帥ハ何ノ科ノ何ウ云フ科ニラニツテキマシタカ
答 元帥ハ第十六師團砲隊員ニナリマシタ。併シ元
帥ハソノ正務ナリ時ハ登エテ居ラレマセン。長
官ノ昔ノ年デ、少尉六十五年（一九二二年）
デセウ。昭和元年（一九二六年）ニハ第一工兵
隊員ニナリマシタ。

元帥ハ日本本土以外デハドンナ任ヲ果シマシタカ。
答 昭和十一年（一九三六年）カラ昭和十二年（一九
三七年）迄臺灣軍司令官デアリマシタ。昭和十三年
（一九三八年）ニハ中文派陸軍訓練司令官デアリマ
シタ。

元帥ハ昭和十三年（一九三八年）二月十七日ニ司
令ノ任ニシキマシタカ。
答 ハイ。元帥ハ支那派陸軍訓練司令官ニナリマシタ。
元帥ハ松井石根大將ノ前任ニナツタノデスカ。
答 元帥ハ中支デハ松井大將ノ前任ニナリマシタ。サ

原本不明瞭

裏面白紙

ウシテ支那駐屯軍司令部ニナツタ時ハ西尾大將ノ後任ニナツタノデス。

西尾大將ノ遺司令部ハ何處ニアリマシタカ。

南京ニアリマシタ。

松井大將ノ司令部ハ何處ニ在リマシタカ。

最初ハ上海ニ、ソレカラ南京ニ移リマシタ。

元帥ガ司令部トシテ最初ニ支那へ行ツタノハ何時デシタカ。

昭和十三年（一九三八年）デス。

元帥ガ支那大員ニ最初ニ行ツタ時ハドンナ司令ヲ持ツテ居マシタカ。

昭和十二年（一九三七年）ノ八月ニ行ツテ陸軍

總監ニ就任シ、昭和十三年（一九三八年）長ビ支那へ行キマシタ。支那駐屯軍ガ勃發シタ時ニハ元帥ハ密着ニ居リマシタ。

元帥ハ其ノ司令ヲ直接カラ支那へ發シタノデスカ。イ、エ、元帥ハ東京へ歸ツテ來マシタ。ソレハ全ク異ルニツノ作戦デアリマシタ。ソレデ元帥ハ陸

軍總監ニ就任スル氣ニ東京ニ居ツテ來マシタ。當時支那ニ於ケル事情ハ甚メテ小事情デアリマシタ。元帥ガ行方ニ支那へ行ツタ時ハドノ位ノ兵力ガ元

帥ノ司令部ニ在ツタノデスカ。

元帥ガ支那ニ支那へ行ツタ時ハ五師団ガソノ司令部ニ在リマシタ。

171024

原本不明瞭

裏面白紙

同 答

約八萬ノ兵方デシタカ。

元朝ハ記述シテ是リマセンガ、モウ少シ多カツタト元朝ハ思フテ居マス。例ヘバ、福諭部臣ノ後ニ此ノ兵力ニ附記シタ部臣ノ部臣モアリマスカラ。

同 答

ソレ等ノ軍隊ハ日本本土カラノデシタカ、或ハ此ノ軍隊ハ福諭部臣ノ何レカ、ソレトモ福諭部臣ノ軍隊カラ記述サレタ大ニ軍デシタカ。

同 答

全部日本本土カラノ軍トデシタ。元朝ノ命令下ニ在ッタ部臣ノ部臣ハ第三、第六、第九、第十三、第十四、第十八、福諭部臣デ全部日本本土カラノデス。

同 答

ソレ等ノ軍隊ハ元朝ガ命令ノ在ニ在イタ、本土カラ移動サレタノデスカ。

同 答

松井大將ノ命令下ニ在ッタノヲ元朝ガ引付イダノデス。

同 答

松井大將ノ在ラ部臣ニ元朝ガ委任サレタ部臣ラ元朝ハ知ツテ居マスカ。

同 答

ハイ。松井大將ノ軍隊ノ自給ハ前記攻陣ト同時ニ進行サレタノデ、攻陣ノ後ノ和平工作ヲ主要目録トシテ元朝ハ部臣ニ委任サレタト元朝ハ思フテ居リマス。元朝ノ命令ハ上掲、前記、部臣カラナル三合部臣ノ部臣ノハ委任サレハナイ、ソウシテ元朝ハ部臣ノ部臣ニ委任スルニナツテキタ、

原本不明瞭

裏面白紙

10102

又、若シ元帥ガ此ノ三角形ヲ既出スル必兵ヲ認メ
タナラバ、大本營ノ命令ヲ仰グ事ガ存疑ダト雷フ
ノデス。

同 元帥ハソノ三角形ヲ既出スル後ニ大本營ノ命令ヲ
受ケタコトガアリマスカ。

同 答 イ、エ、元帥ハ之ヲ既出シテ杭州ニ向ヒマシタ。
ソレハ既出スベカラズト云フ命令ヲ大本營カラ受
ケタレデシタカ。

同 答 イ、ニ、此ノ命令ハソノ三角形ヲ既出スベシト大
本營カラ受取ツタノデス。

同 同 ソノ三角形ヲ既出スベシト云フ命令中ニ元帥ハド
ンナ軍事使命ヲ承スルニ懸念テラレテキマシタカ。

同 答 杭州ノ攻取ガ元帥ノ受ケタ目的デアリ命令デアリ
元帥ガ該命令ヲ受ケタ當時ノ元帥司令下ノ兵力は
後ハドレダケデシタカ。

同 答 此ノ杭州攻取ノ案ニ北軍カラ軍令ガ送ラレ、此ノ
軍令ハ既出シテ乃至五箇日カラ出ツテキタト元
帥ハ申シテ居リマス。

同 同 ソノ軍令ハ既ノ司令下ニアリマシタカ。

同 答 ○ 元帥ノ司令下ニ在リマシタ。
X X X (八行略)
北部カラ南下シテ来た是等軍隊ノ冬備ノ兵力ハド
レダケデシタカ。

E256
P10102

原本不明瞭

裏面白紙

22

139

答 約三十萬乃至四十萬ト云々ハ思ツテキマス。デモ
 コレハ記憶ヲ違ツタダケデ、事實デハナイト元
 ハ申シテ居リマス。

問 杭州を以テノ軍ヲ行軍ニ於イテ元ニ對抗シタ
 支那ノ總司令官ハ誰デシタカ。

答 蔣介石自身デアツタニ違ヒナイト云々ハ思ツテ居
 マス。

問 往ノ行爲ヲ圖シタ時ヨリ杭州を以テマデドレダケ
 カ、ツタカ。

答 五ヶ月カ、リマシタ。

問 三角形地帯ト北部ヨリ南下シテ蘇州軍區トモ合メ
 テ此ノ作戦ニ参加シタ者ノ軍隊ノ數ハ凡ソ幾何デ
 アツタカ。

答 是等ニ對ヘテ、彼ニ、軍隊ガ三角形地帯ヨリ移動
 シテシマツテカラ此ノ三角形地帯ヲ引越ケルニ
 二、三ヶ月ガ時間シタノデ、此ノ形勢ニハ
 全部デ十一月至十二月間ガ間に居タリ。

問 冬間ノ利用シ得ル兵力ハどれ程デアツタカ。

答 冬ハ一月至三月間一萬六千ノ軍隊ト考ヘテキル
 長官ハ記憶アル事デアツタノカ、ソレトモ精
 充兵デアツタノカ。

問 ハイ、是等ハ記憶アル事デアツタ。因何故ハ
 浙軍總長サレタモノデアツタガ、伊ノハ全テ蘇州

10102-7

原本不明瞭

裏面白紙

シタ事蹟デアツタ。

勿論近頃後長サレタ事蹟モ、日本ノ徴兵制ニ基キ
事蹟後録ヲ受ケテキタノデアラウ。

答 問
X X X X (原文三行略)

於テ、記サレタ事、概テラシクモ、一書ノ録目ニ
於ケル死傷者ノ数ヲ知リタイモノデアアル。

其レハモウ何年モ前ノミデアツテ後ハ覺エテキマ
セン。之ハ「分音」ノ事デアツテ後ハ少シモ知ラナ
イノデス。ガ文書ニ於ケル全軍隊ノ總司令官ニナ
ツテカラノ數字ハ覺エテキル。

答 問
後ハ「前」ノ録目トシテ何年ノ録目シタカ。
十ヶ月デアツタ。一九三八年ノ二月カラ十一月迄
デアツタ。

答 問
其ノ後、後ノ録目下ニアツタ日本軍ノ戦死傷者
ハドレダケデアツタカ。

答 問
一寸「前」ヒガアル。一九三八年二月ヨリ十一月迄
後ハ中文ニ居タ。後ハ一九四一年ニ總司令官トナ
リ一九四四年迄其ノ地位ニアツタ。

答 問
十一月頃迄ノ後ハドレデアツタカ。
後ハ「前」ヲ覺エテキナイ。一九四一年カラ四四年
ノ間ニ「前」シタ數字ハ覺エテキルガ、早イ頃ノ後
ハ忘レテ了ツテキル。一九四一年カラ四四年迄ノ

原本不明瞭

裏面白紙

問 發ハ之ヲ文書ニ於ケルニ付ト見候シテキルノカ、ソレトモ是ナル目録ノ小部台ト見候シタカ。

答 其レハ安藤ニハ以テテハアツタガ、其レガ邊ヘタ
目リデハ是ニ文書ニ付テアツタ。其レ上ツレハ
發デアツタ。

問 X X X X (原文口十二行目)
大將ハ是ニ大ニテ見候ラセシメシタカ。

答 然リ。是レ大ニテ見候テシメシタカ。

問 文書ヲ見候シタリ、文書ニ付テ見候シタリモスト
東ヲシタ見候、其レハ一九二二年見候ノヤ、一九
二八年ニ見候シタ見候ガアルノヲ大將ハ知ツテキ
タカ。

答 其ノ見候ハ何ト見候バレテキルノカ。

問 九ヶ目見候ト見候バレテキル。

答 然リ。其レハ見候レラ知ツテキル。

問 ソレデハ見候ハソノ見候シテキルノカ。ソ
レトモ見候シテキナイト見候ハ見候タカ。

答 其レハ見候ノアルハ見候ツテキル。ガ邊ハ其ノ
見候ヲ知ツテキナイ。ソシテ其ノ見候ガ失敗ニ見
シタ見候、兵力ニ見候ヘルヨリ見候ノ見候ハナイト見候
レル。

問 ガ邊シ、平和ヲ見候シヤウト見候メルマデハ、其レ
ニ見候ヘテハナラヌト見候サレテアツタト見候ラドウ

原本不明瞭

裏面白紙

スル。

答 後ハ九ヶ月位迄ヲ余リヨクハ知ツテキテイ。後ハ
早ニソレガアルト云フ事ヲ知ツテキルダケデア
ヒギンス兵ニ依ル空同

問 陸軍ノ時、若シ有シテキタナラ、如何ナル地位ヲ
大將ハ日本陸軍内ニ有シテカカ。

答 第二軍司令官ノ地位ニアツタ。
其ノ司令官ハ何處ニアツタカ。

問 廣島ニアツタ。原子爆撃隊ヲ受ケタ時、彼ハ其
處ニ居タ。彼ノ頭ハ未ダスツカリ長クハナツテキ
ナイ。

問 文部省ヨリ来ル時、大將ハ何處ニ駐軍記録ヲ留イ
テ来タノカ。

答 是等ハ皆支那ニ在イテ来ラレタ。
大將ノ軍隊ガ三倉地ニ居テキタ時、民法ハ

問 領シ給ケラレ、ソシテ彼ハ司令官トシテ日本軍法
ニヨツテ治メ、之ハ彼ノ軍隊ノミナラズ一般人民
ニマデ及ボサレタノデハナイカ。

答 一定的ニハ法律ハ支那人ノ手中ニアツタト彼ハ言
ツテキル。

問 一定的ニトハ彼ハドウイフ意味カ。
支那軍法ニ關係ノナイ事ハ皆サウデア
答 X X X X

22
P1010at-1
E257

杉本石村

裏面白紙

問、貴下ノ軍隊ガ南京ニ於テ幾多ノ暴虐行爲ヲナ

シタト云。米ガ考ヘテキルトイフ事ヲ貴下ガ

隠イタトスレバ最初ニ隠イタノハ何時デスカ。

答、自分ガ南京入城ヲスルト殆下同時デス。

問、貴下ガ夫ニ就テ隠イタノデスカ。

答、左様デス。

問、如何ナル筋カラ夫ヲ隠イタノデスカ。

答、日本ノ外交官カラデス。

問、其ノ日本人外交官トイフノハ誰デスカ。

答、夫ハ經ク下ツ爵ノ外交官デ、自分ハソノ名前

ヲ記憶シテキマセンガ、南京駐在領事デス。

問、デハ、日本軍ガ南京へ接近シタ時、日本領事

ハ南京ニ居ツタト了解スルガ。

答、領事等ハ日本軍ト共ニ入城シタノデス。彼等

ハ入城ト共ニ治安維持ニ當ル爲、軍ニ隨行サ

セラレタノデシタ。

問、「ヴァイテック」トイフ人が嘗イタ「現代経京

史」ト云フノガアルガ、同氏ハ其ノ中デ、一

般支那人ガ總テ京ニ禁ヘラレタリ、機口銃デ

射撃サレタリシ、又婦人ハ日本兵用ニ淫賣屋

ニ入レラレタト云ツテ居リ、又多数ノ一般人

ガ銃創ヲ刺サレタト言ツテキル。貴下ハ此ノ

歴史家ガ何處デ此情報ヲ入手シタカ知ツテキ

10102-2

裏面白紙

マスカ。

答、私ハ存ジマセン。多分文部省カラト思ヒマス。

問、貴下ガ南京入城ラシタ時、此ノ意ノ語ヲ確キマシタカ。

答、否。

問、貴方ノ記憶ニ依レバ、貴下ハ外口ノ行政權ヲ否定スル公式發言ヲナシテキマス。余ハ猶滿ハシナイガ、貴下ハ何カ聲明ラシタノデスカ。

答。自分ハ期待ヲ拒絶シ又ハ行政權ヲ否定シタコトハアリマセン。事實私ハ上海及南京ニ於テハ支那國民義勇隊ノ爲米・突・鎗ノ供與官及領事等ト協力シタノデス。此ノ爲メニ任事ニ從事シテ居ツタ僑領國人宣教師ガ自分ニ接洽ヲ求メマシタノデ、自分ハソノ任事ニ請シ一萬圓ヲ與ヘテ居リマス。

問、貴下ハ其ノ人ノ名前ヲ宛エテキマスカ。

答、今、記憶シテキマセンガ、思ヒ出シテ見マセシ。

問、夫ハ一九三二年（昭和七年）デシタカ一九三七年（昭和十二年）デシタカ。

答、一九三七年（昭和十二年）デシタ。

問、南京ノ此ノ情報ノ爲貴下ハ司令官ノ職ヲ免ゼラレ二月原大將ト交代シタトイフ文章ガ又此

10104-3

裏面白紙

應ニアルガ。其ノ通りデスカ。

答、否、夫ハ理由トハナラナイ。自分ノ仕事ハ商
賈ヲ了シタト考ヘ、爾後ヲ慮イテ平和的業
務ニ務サハルコトヲ望ンダノデシタ。

問、貴下ハ一萬圓ヲ貴下個人ノ資金カラ個人宣後
師ニ貸ヘタト云ハレルノデスカ、ソレトモ夫
ハ貴方自身ハ勿論ダガ、日本軍又ハ日本ノ民
個人カラ徴収シタモノデスカ。

答、夫ハ軍ノ資金デシタ。

問、夫ハ上海周邊ノ支那難民ノ救済用ダツタノ
デスカ。

答、其ノ通りデス。

問、貴下ハ一九三八年（昭和十三年）司令官ノ職
ヲ交代スル様要請シタト考ヘテヨイデスネ。

答、左様デス。貴方ノ願ニ依リデス。

問、其ノ請求ハ參謀總長ニ宛テノデスネ。

答、陸軍大臣杉山大將宛デス。

問、夫ハ文書デシタノデスカ。

答、書簡デス。

問、夫ハ私書カソレトモ公文書デシタカ。

答、半バ私的、半バ公的デシタ。

問、貴下ガ交代スルト同時ニ瀋本侯三郎及ヒ朝香
宮鳩彦王並ニ約八十名ノ參謀將校ガ日本へ歸

10100-14

裏面白紙

返サレタト「アーベント」氏ハ語ベテキル。
貴下ハ夫ニ「シテ」記憶ガアリマスカ、又夫ハ
本營デスカ。

答、左様デス。乍然「アーベント」氏ノ推定ハ誤
デシタ。前記二名ノ騎銃ト八十名ノ歩隊騎銃
ノ語返還由ハ、在南京ノ十個師團ガ約五個師
團ニ渡セラレ、其ノ諸兵之等騎銃ガ元兵トナ
ツタ爲デシタ。南京ニハ二ツノ軍司令部ガア
リ、之ガ一ツニ渡セラレタノデス。

問、北支カラ來タ軍トソレカラ上海ニ在ツタ軍ト
ガアツテ、夫ガ貴下ノ麾下ニ入ツタノダト思
ヒマスガサウデスカ。

答、此ハ自分ガ日本へ歸還ノ後デシタ。
問、上海作戦ト南京占領ノ間ニハ、例へバ多分北
支カラ來タト思フガ第十軍ノ一部ヲ成ス谷將
軍麾下ノ第六師團ノ數ナ軍隊ガ若干アツタト
思フ。サウデスカ。

答、夫ハ上海カラ來タノデス。
問、第六師團ハ貴下ガ南京入城前、貴下ノ麾下ニ
入り、ソレカラ第十軍ガ入ツタノダト思フガ。

答、ハイ、其ノ通りデス。

問、南京占領軍ノ軍紀ハ非常ニ悪カツタトイフ責
任ガ又問ハレテキル。

10101-2

裏面白紙

答、自分ハ軍艦ハ運送デアツタト思フガ、行動ハ
然ラズト思ヒマシタ。

問、兵ニ就テカ。

答、サウデス。

問、夫ハ南京ニ於テデシタネ。

答、サウデス。自分ハ軍ノ中ニ若干不埒ナ分子ガ
居ツタト思ヒマス。

問、然ラバ貴下ハ、戦斗行動間兵ガ命令ヲ遵守ス
ル事ト兵ノ勤務下番中、本件ニ於テハ南京占
領後ノ兵ノ行動トノ間ニ區別ヲシテキルト
思フガ如何。

答、サウデス。

問、所チ、在南京市内ヲ管理スル時夜ハ、勿論
夜上番下番兩方ノ混合ノ兵ノ行動ヲ監督スル
義務ガアツタ事デセウ。

答、サウデス。

問、兵ノ行動ガ悪カツタトイフ見解ヲ何故貴下ハ
口ニスルノデスカ、貴下ハ何ニ基イテ斯カル
見解ヲスルノデスカ。

答、文部民衆ニ對スル兵ノ行動ト一様行動カラデ
ス。

問、貴下司令部ヨリ南京占領ニ先立テ一軍命令ヲ
出シマシタカ。然レセラレタル如キ南京占領

10104-7

ソシテ艦隊アル時彼ノ議定スルモノデアツタ
ノデスカ、ソレトモサウデハナカツタノデス
カ。

答、部隊ハ凡テ艦隊アル者ノ指揮スル艦隊アル部
隊デシタ。

問、貴下ハ之等部隊ヲ管ツテ指揮シタコトガアリ
マシタカ。

答、否。

問、貴下ハ之等軍隊ガ其ノ時迄支那ニ於テ勤務下
管中惡イ行動ヲナシタトイフコトヲ信イタコ
トガアリマシタカ。

答、否。此ノ軍ハ日本カラ來タ新編成部隊デシタ
ガ、多クノ經驗アル老練兵デ編成サレテ居マ
シタ。之等ノ部隊ガ支那ノ何所デデモ非道ナ
行動ヲトツタトハ信キマセンデシタ。

問、然ラバ滿洲デハ。

答、否。

問、部隊ノ一部ハ上海周邊ノ作戦ニ参加シテ居リ、
又北支カラ來タ部隊ハ北平天津周邊デ前哨隊
ニ参加シテ居ツタトイフガ、其ノ通りデスカ。

答、一個師団ハ北平、天津地區カラ來マシタ。
問、朝鮮中將官ハ最初ニ南京入城ヲシタ軍ノ一部
ヲ監督スベキ野戦指揮官デアツタト言ハレテ

裏面白紙

10104-8

キル。朝香官が新カル位階ニ在ツタコトハ本
當デスカ。

答、サウデス。夫ハ本當デス。

問、デ、朝香官ハ明治天皇ノ息女ト結婚ナサレテ
キルノデスネ。

答、ハイ、其ノ通りデス。

問、朝香官ハ前京事件ニ對シ重大責任ガアルガ、
皇族關係ノ爲、殆ドト云フカ、全然ト云フカ、
夫ニ就テ彼是言ハレナカツタノダト言フ人ガ
アルガ、サジカネ。

答、否、自分ハサウハ思ヒマセン。朝香官ハ前京
入獄ノ儘カ十日前ニ部隊ニ入ラレタノデアツ
テ、本部隊ニ召集シテカラ恒時日デアツタノ
ニ備ミテ、自分ハ朝香官ガ責任ガアルトハ思
ヒマセン。師團長ガ責任ノ當事者デアルト自
分ハ言ヒタイデス。

問、貴下ハ十七日ニ前京入獄ヲシタト陳述シテキ
ルガ、貴下ハ一殺人ナリ、婦人ナリ、子僕ナ
リノ死傷ヲ見マシタカ。何カ其ノ様ナモノヲ。
答、夫等ノモノハ入獄前ニ全部片付ケラレテアリ
マシタ。自分ハ霞門附近デ二三ノ文部兵ノ死
傷ヲ見マシタ。

裏面白紙

10104-9

裏面白紙

147

問、數十萬人ノ非戦斗員ガ殺害サレ、十三日ノ占領直後南京ハ火災ト掠奪ニ達ツタト、支那戦争犯罪調査委員会ハ言ツテキル。貴下ノ陳述以外ニ南京ガ占領ニ際シ、誰イ處置ヲ受ケタトイフ證據ガ他ニ何カアリマシタカ。

答、夫ハ絶對ニ間違ツテキマス。類カル罪狀ニ對スル理由ハ絶對ニアリマセン。自分ハ名譽ニ響ツテ之ヲ陳述スルコトガ出来マス。

。。。。。。。。。。

問、南京占領後最初ニ「ハレツト・アーベント」ニ達ツタノハ何時カ。

答、自分ハ支那デ彼ニ逢ヒマシタ。自分ハ南京入城多分一ヶ月後ニ初メテ「アーベント」氏ニ逢ツタト思ヒマス。

問、「アーベント」氏ガ會見ヲ申込ンデ會見シタノデスカ。

答、否、自分ハ風評ヲ聽イテ居リ、又「アーベント」氏ノ前デ事實ヲ述べ風評ヲ打消シタイト思ヒマシタノデ、當方カラ會見ヲ求メマシタ。

問、貴下ト「アーベント」氏ハ何ニ就テ語り又何ヲ話シマシタカ。

答、自分ハ南京ニ於ケル外國權益ノ尊重ニ關スル自分ノ見解ヲ「アーベント」氏ニ説明シマシ

裏面白紙

タ。又中立國ノ財産利益ニ損害ヲ及ボサヌト
イフ自分ノ希望ヲ説明シマシタ。尙自分ハ平
和ヲ達成シ、又戦斗ヲ中止シタ支那軍ニ對シ
テハ友情ノ手ヲ差延べルコトガ、自分ノ希望
デアルガ、抗戰ヲ繼續スル支那軍ヲ磨滅スル
コトハ自分ノ義務デアルコトヲ述べマシタ。

。。。。。。。。。。

問、二月貴下ガ日本へ歸還シテ後、參謀總長ナリ、
陸軍大臣ナリ又ハ其他ノ者ナリカラ、南京ニ
於ル貴下部隊ノ行動ニ關スル報告ヲ要求サレ
マシタカ。

答、自分ハ東京へ歸還後直チニ豫備役ニ編入セラ
レタノデ、シツカリシタ事ハ分リマセンガ、
調査ヤ報告ガアツタニ違ヒナイト思ヒマス。

問、貴下ハ南京ニ於ル部隊ノ行動ニ關スル此ノ風
評ニ付報告ヲ要求セラレ又ハ訊問セラレマシ
タカ。

答、否、自分ハ報告ヲスルコトハ要求セラレマセ
ンデシタ。万一斯カル事件ガ有モアツタナラ、
自分ハ自分ノ責任ニ於テ當然報告ヲナシタコ
トデセウ。若シ貴下ガ報告登ヲ求メルナラ夫
ハ復員局ニアル答デス。

。。。。。。。。。。

問、貴下ハ一九三六年（昭和十一年）及び一九三七年（昭和十二年）中ノ南京及び上海ニ於ケル貴下ノ行動ヲ示ス書類、書信若クハ日記ヲ持ツテキマスカ。

答、自分ノ日記類ノ唯一ノ記録ハ南京ニ於ル支那人強姦ニ關スル一名ノ將校ト多分三名ノ兵ノ軍法會議ニ關スルモノデス。

問、日時ハ何時デシタカ、又軍法會議ノ判決ハ如何デシタカ。

答、將校ハ死刑ニ處セラレ、兵ハ鞭撻サレタト思ヒマス。之ハ自分ガ記録者ニ對シ似難ナル證據ヲ主張シタ結果デス。

自分ハ上海ニ居タ當時、本營ノ報告ニ據シ、其處デ日記ニ記載シタモノデス。

問、貴下ハ其ノ寫ヲ營方ニ下サルコトが出来ルデセウネ。營方ノ寫ニ入手シテモラヘマスカ。

答、此ノ日記ヲ始メ自分ノ記録ハ全部燒ケテシマヒマシタガ、自分ハ燒刺ニ關セラル、場合、復ニ立ツダラウト思ツテ其ノ後ノ記憶ヲ遺ツテ作ツタ記録ガ多少アリマス。自分ノ家ハ燒刺ノ爲燒ケタノデス。

問、夫ハ何時デシタカ。

答、八月二十六日。

堀野三郎

1949
E. 258

自分ハ「イギリス」砲艦「レデーバード」ヲ通過シタ時迄「バネー」事件ニ関シテハ何モ知リマセンデシタ。自分ハ「レデーバード」ヲ砲艦シテ之ヲ拿捕シテ居マシタ。ソノ時「レデーバード」ノ司令官ガ私ニ、彼ハ「バネー」遭難ノ報ヲ聞イタノデ救援ニ赴ク處デアルト話シマシタ。之ガ其ノ事件ヲ知ツタ最初デシタ。

××××× ×××××

「之ハ柳川中將ノ命令ニ依ツタモノデアリマス。之等ノ命令ハ次ノ如キモノデアリマス。」

「南京ハ戒嚴令下ニ在リ、敵軍ハ湖航シテ脱出セントスル模様アリ、橋本大佐ハ南京ニ向ツテ航行スル船舶ハ全部ソノ口籍ノ如何ヲ問ハズ撃沈スベシ」
「之等ノ命令ハ南京陥落二日前ニ出サレタモノト私ハ信ジマス。」

裏面白紙

「バナイ」騒動

新ル騒動々昭和十二年十二月十二日我軍ノ南京攻
 奪ニ際シ意廷サレタル米商運「バナイ」騒動ノ
 不詳事件ハ右ニ列スル「ヤンヤ」シヨナルナ新
 報道ト相俟テ騒動ノ一筋ヲ述リ居タル米商民ノ
 感情ヲ又々再度ニ激發セシメ本件ニ付テハ帝國政
 府ノ強宣ヲ待タル慎重ニ依リ漸ク善ナキヲ待タリ
 ト云ヘ夫「ボイコット」運動兵艦ノ形勢ト共ニ一
 時暴動ノ難容易ナラサルモノアルヲ思ハシメタ
 リ

尙「バナイ」騒動ニ關スル新聞新聞ヲ掲記スレ
 ハ左ノ如シ

△「ワシントン。ポスト」(昭和十二年十二月十
 五日)

- (1) 「バナイ」騒動ニ關スル米商政府ノ抗議ハ
 世界大戦中ノ最烈抗議以來ノ最烈ナルモノナ
 ルコト日本ハ即時ニ謝罪シ賠償スヘキコト
- (2) 本事件ハ米商ノ激憤ナル外交政策ニモ責任ア
 ルコト米商ノ要求ハ激憤的平和主義者ノミニ
 依ツテ代表サルルモノニ非サルコト
- (3) 既に對日外交ノ條ノ關係ヲ三強シ或ハ米商飛
 行機ノ市進集中ヲ三強スル者ナキニアラサル
 モ日本政府ノ強硬ナル態度ニ對シ新ル強硬手
 段ハ不必事ト思ハル然シ米商議會力中立法ノ
 不適用ヲ決議スルニ於テハ英日ノ經濟關係ノ
 準備トシテ受立ツヘク又日本軍閥ノ現在支離
 全ク崩壊スルノ虞ヲ中止サスヘキ上ニ於テ利

21-8-8
 1454-1
 (2)

南京
 ハ+イ

益アルベキコト

△「ヘラルド・トルビュイン」(同前十二月十六日)
所載「ウォルター・リッブマン」(同前)「米領ノ
日所載」(同前)

(1) 今次事件ニ關シ米領ノ主權セル所ハ正當ナル
權利ノ主權ニシテ不賦條約ヲ九段條約ヲ云々
シ居ルニ非ス

(2) 「ブラッセル」ニテハ大韓通ヲ斷シ其條約行
動ヲ以リ得サシリモ此處ハ韓通ハ小ナルモ米
領ハ具體的行動ニ出ル決意ヲ持チ居ルコト

(3) 日本ハ米領カ極東ヨリ撤退スヘシトスル一切
孤立條約ノ説ニ遂ハサレ韓通ノ報ヲ廢ムヘキ
ニ非ス大統領カ執ルヘキ途ハナカルヘシ

裏面白紙

219
090
Dec 190

天寿神 第一九種

和文ニ於テハ各該道ノ軍事的地理要點ヲ記シテ

昭和十一年十二月二日 大正部駐屯軍司令部

陸軍次官 古井 幹 郎 殿

多田 敬

二頁題ノ件ノ別冊ノ通報也又

No. 1



21-8-8 (in 21)
陸軍次官 古井 幹 郎 殿
(九種 敬)

裏面白紙

No. 2

Doc 935

昭和十一年十一月末

子子子

並友ニ於テ各銃道ノ軍事的處理要領書

支那駐屯軍司令部

既布一
實東軍
一
歩上

関參長五
下
天
實東軍線区司令部 三
歩一

裏面白紙

裏面白紙

支友ニ於テ各鉄道ノ軍事的處理ニ對シテ
第一方針

一、各鉄道ニ對シテ各鉄道ヲ統制シテ下ニ置キテ
之ヲ利用シテ作戦目的ノ達成ヲ因メ如ク處理ス
之ヲ應カテ支友ノ側各鉄道ニ官署ヲ置キテ自ラ
運管セシムル如ク指導ヲ加フルモ狀況ニ依リテ自ラ
リノ一部又ハ大部ヲ占領押收或ハ官署ヲ置キテ
疎離ス

第二 = 要領

一、各鉄道局幹部以下ヲシテ支友自治運動ノ精神ト
官署ノ態度ヲ理解セシメテ萬一官署ノ出動ヲ阻シ
モ支友ニシテ之ヲ擁護スヘキヲ暗示シ從者ヲ懷柔シ
(既ニ實施中)
二、南支政府ノ各款運輸材料及物資ニ對シテ如カメテ
之ヲ南支政府ニ之ヲ為力ナク各種物資ヲ輸送スル
ニ支友ノ輸送ニ對シテハ要スル威力ヲ以テ之ヲ相制ス
感テ使用ニ至リテハ南支政府ノ抗日戰備ニ對スル
自衛並ニ軍事輸送ノ保護ヲ名目トス(此等事トハ協定
ノ結果ニテ八月ノ宣言ニ於テ實施中)
三、支友ニ對シテ作戦上鉄道ノ軍事的確保ノ範圍及之
占領押收ノ要否ヲ概テ如ク決定ス

鉄道名

支領押收ノ要否ヲ判斷
一、支友ノ監督指導ニテ可
二、支友ニ依リ威圧ヲ加フルハ滿鉄並ニ
支友ノ一部物資ニ依リ利用シ得ヘシ
初期支友部隊等ニテ占領押收
ノ要アリ

裏面白紙

陸上レテ平一漢鉄路上 曹州 徐州 (合マス) 以テ 要トモテ爆撃ヲセシメテ兩鐵道ヲ
 分断スルトモラニ様ヲ失セス事ヲ河及徐州ノ線ニ兵ヲ
 多ク派シテ支ニ於ケル鐵道交通ノ自由ヲ確保ス
 諸般ノ狀況右ノ企圖達成ヲ許ササル場合ニ於テニカノ
 順徳及濟南以北ノ鐵道確保ニ望ム
 (3) 平一綏鉄路ハ五卯之ヲ監視シ作戰ノ進持ニ伴ヒ之ヲ
 利用シ得ル如ク準備ス
 (4) 膠濟鉄路ハ増強ヲ青島利用ヲ顧慮シ豫言見
 テ之ヲ利用ヲ講ス又津浦鉄道ニシテ若シ遠征ニシ
 ル場合ニ於テハ膠濟鉄道輪軸材料ヲ北ニセシメテ
 中継運送行セシメ狀況ニ依リテハ海路ニ青島ヲ
 山東省進入ヲ豫期ス
 (5) 臨海鉄路ハ我軍ノ徐州附近進出トシテ其ノ以東ノ
 占領シ徐州以西ニ對シテハ所當ニ應ジテ中継運送等ノ
 平一漢線ニ沿フ地区ノ北上ヲ牽制スル如ク利用ス
 八軍軍輸送ノ為ニハ努力メテ支那側輪軸材料ノ
 利用ニ努ムルモ從來運送シツアル重要ナル材料ハ
 鐵道ヲ管理スル場合ノ外狀況許ス限リ運送行フ能
 使センメニ般交通ヲ杜絶セシメス
 又輪軸材料ノ不足分及固東軍ノ國內ニ勅メテ
 輸送ハ滿鉄車輛ヲ使用ス
 九各鐵道ノ利用ニ當リテハ成ル可ク支那側ノ管理權
 ナクシテ管理セシムル如ク努力スルニ各鐵道ハ其ノ軍用
 司令即支那側ノ統制ニ且成ルヘク多數ノ人員ヲ
 以テ監督指揮スルニ當ラシム

21-8-7
in 5
P. Doc. 928 F. 20
E. 260

⑤

裏面白紙

第八節 支那事變關係

第一款 事變發生ニ因ル人事應急措置

十二年七月七日夜半蘆溝橋附近ニ於ケル支那兵ノ不法射撃ニ端ヲ發シタル日支兩軍ノ衝突事件ニ因シ帝國政府ハ同日ノ國議ニ於テ重大決意ヲ爲シ北支派兵ニ關シ政府トシテ執ルヘキ所莫ク措置ヲナス事ニ決シタルニ付之ト相俟テ在北支公館ヲ強化スル爲メ不取敢ノ手配トシテ近ク閉鎖ノ豫定ナリシ在營口三村兩領事及片岡書記生並在郷家屯有久副領事及望月書記生ニ對シ北支出張ニツキ待機方訓電シ森島參事官ハ出發日ヲ繰リ上ケ單身北京ヘ赴任セシメラル、コト、ナリ又在京米内山領事ニモ北支出張用意方内命下サレタリ斯クテ翌十二日三村及有久兩副領事ニ對シ北支出張方發令スルヤ之レト行違ヒニ右兩副領事並ニ片岡及望月兩書記生ニ關シ兩館共機務整理完了何時命令ヲ受クルモ直ニ出發可能凡ユル準備ヲ整ヘ居ル旨在滬大使ヨリ電報アリタルニ依リ先ツ片岡書記生ニ對シテ出張方電命セルヲ手始メトシ人事ニ關シ大體左ノ如キ應急措置ヲ講シタリ

高橋俊次

第二十五 大島大使に期待す

昭和十六年一月十五日(大島大使駐行会に於ける挨拶)

松田伊三

22

E 473
DOC 473

本日茲に大島駐独大使の駐行會を挙行せらるるに當り、所感二端を述べ置かざることは、私共最も敬快とする所ありませう。皇紀二千六百一年の新春を迎へたるに當り、近界の情勢を

見まわると愈々容易ならざる形相を呈し来りて居ることは、諸君の均しく痛感せらるる所であらうと思ひます。今や

歐洲に於ては独伊封鎖の戦争は益々激烈となりつつあり、

亞細亞に於ては東亞新秩序建設のため皇軍は既に三年

有平に亘り、聖戦に從事して居るのみならず、而して独伊

封鎖の戦争の結果如何、又皇軍の東亞新秩序建設の成否

如何に依りて世界歴史は根本的に一変するものなることは申す

迄もふいふありません。

即ち滿洲事變に始まる我々の東亞に於ける新秩序

建設の努力と独伊の歐洲に於ける左レサレニ體利打開の努力

とは其の根本的に於て相通するものあり、何れも新しい世界

秩序の建設に邁進して来たのみならず、此の日独両軍が

三互同盟條約によつて結合せられたるも、決して偶然の口口く

單なる利害を共通にする者の盟約と起へ共通の理念に因り、

固き精神的結合を作つたと言ふ得るものがあります。

No. 1

裏面白紙

此の如く我々は已に離るべからざる關係に置かれ、我々外交の指導する程
 とも云ふ可き日独伊同盟の負ふあり、文字通り一身分一體とあつて、
 473 今日困難を切抜り明日の建設に進む可き独逸に、大島浩閣下が再
 度大使として赴任せらるゝことは、諸君と共に衷心より喜ぶとする所と
 あり、大島大使は曩に陸軍武官として又帝命大使として、独
 逸に駐在せられたるのみならず、大使の独逸研習は既に數十年の
 長きに及んで居るのみあり、獨逸の事情に造詣深きは申
 す迄もふく、又独逸政府首腦者とは膝を交へて談すことの出来る絶
 大なる個人的信用を得たる者あり、此の事は今日大使が
 親任せらるゝや、早と独逸側より熱烈なる歡迎の意が表され、
 のに依つて明ふことあります。大島大使の赴任に依り、今後益々公
 務とふるべき日独關係は、真に適任者を得、今後の協力關係を
 増進し得るのみならず、三同盟條約に依り、礎石を築かれたる日独
 關係も、其の活用は偏に今後に俟つべしとあり、大島大使に就て
 振る盾く分野は廣汎であると同時に、昨今の實際情勢の裡に於て、
 東亞と歐洲と於ての運の打用に収めつつある兩ふの將末を想ふ時、
 盟邦に使せらるゝ大使の責任も亦輕からざるものあり、茲に日独關係
 の將末に思ふに至る時、我々民が大島大使に期待するも甚だ大なる
 ものがあると思はれるのであります。茲に一言大島大使の壯途を祝し、
 御活躍を希望し、私御挨拶とするを空言でありませぬ。

DOC

No. 2

大島浩閣下は、曩に陸軍武官として又帝命大使として、獨逸に駐在せられたるのみならず、大使の獨逸研習は既に數十年の長きに及んで居るのみあり、獨逸の事情に造詣深きは申す迄もふく、又獨逸政府首腦者とは膝を交へて談すことの出来る絶大なる個人的信用を得たる者あり、此の事は今日大使が親任せらるゝや、早と獨逸側より熱烈なる歡迎の意が表され、のに依つて明ふことあります。大島大使の赴任に依り、今後益々公務とふるべき日独關係は、真に適任者を得、今後の協力關係を増進し得るのみならず、三同盟條約に依り、礎石を築かれたる日独關係も、其の活用は偏に今後に俟つべしとあり、大島大使に就て振る盾く分野は廣汎であると同時に、昨今の實際情勢の裡に於て、東亞と歐洲と於ての運の打用に収めつつある兩ふの將末を想ふ時、盟邦に使せらるゝ大使の責任も亦輕からざるものあり、茲に日独關係の將末に思ふに至る時、我々民が大島大使に期待するも甚だ大なるものがあると思はれるのであります。茲に一言大島大使の壯途を祝し、御活躍を希望し、私御挨拶とするを空言でありませぬ。

E 263
D766-1

「オーストラリア」
「オーストラリア」
「オーストラリア」
（文部事務）

亞米利加合衆國

海軍省

「ワシントン」「コロンビア區」、

一九四六年（昭和二十一年）二月二十一日

海軍省が海軍省で繰込マシタ、支
上流約二百二十一運附近ニ於テ
二年一月二十一日ノ合衆國
海軍省ニ喪失トニ關スル總テ
ノ事情ヲ調査スル爲、合衆國「アジャ」艦隊司令
長官ノ命ニ依リ合衆國海軍省「オースタ」號上ニ
召集セラレタ査問裁判所ノ手續ノ記録カラノ事實
ノ判定ノ部分ノ直接復寫寫眞デアルコトヲ證明ス
ル。

海軍法務部長附

書記官室

私ハ是ニ依リ前記説明文書ニ署名シタ「デ」。エ
ル。ラツセル。ガ署名當時海軍法務部長附デアツ
タコト、及び彼ノ證明ニハ十分ニ信頼ト信用トガ
與ヘラルバキコトヲ證明スル。
此ニ私ハ此ノ證明文書ニ當一九四六年（昭和二十
一年）二月二十一日自ラ署名シ且命ジテ海軍省ノ
封印ヲ貼附セシムルモノデアアル。

「オ」。エス。カルクル」

海軍法務部長

海軍長官代理

E 263
D766-1

22

亞米利加合衆國

海軍省

「ワシントン」「コロンビア區」、

一九四六年（昭和二十一年）二月二十一日

私ハ是ニ依ツテ別紙綴ガ海軍省デ届込マシタ、支那ノ揚子江ニ英船上流約二百二十一噸附近ニ於テ一九三七年（昭和十二年）十二月十二日ノ合衆國宣艦「バネー」號、ノ煙囪ニ喪失トニ關スル總テノ事情ヲ調査スル爲、合衆國「アジャ」艦隊司令長官ノ命ニ依リ合衆國宣艦「オースター」號上ニ召集セラレタ査問裁判所ノ手続ノ記録カラノ事實ノ判定ノ部分ノ直接復寫寫眞デアルコトヲ證明スル。

「デビッド・ニル・ラツセル」

海軍法務部長附

書記官室

私ハ是ニ依リ前記説明文書ニ署名シタ「デビッド・エール・ラツセル」ガ署名當時海軍法務部長附デアッタコト、及び彼ノ證明ニハ十分ニ信頼ト信用トガ與ヘラレバキコトヲ證明スル。此ニ私ハ此ノ證明文書ニ當一九四六年（昭和二十一年）二月二十一日自ラ署名シ且命ジテ海軍省ノ封印ヲ貼附セシムルモノデアアル。

「オースター・カルクル」

海軍法務部長

海軍長官代理

裏面白紙

166-2

嚴 秘

裁判所ハ、空同ノ必要事項ニ關シ總テノ事實ト事情トヲ徹底的ニ調査シタル上、以下ノ事項ヲ見出シタ。

一、一九三七年（昭和十二年）十二月十二日ニ合衆國「アジア」艦隊揚子江警備艦、合衆國軍艦「パネー」號ハ揚子江ニ於ケル合法ナル命令ニ從ヒ行動シテ居タコト。

二、合衆國軍艦「パネー」號ノ直接任務ハ、同艦ヲ保護シ、支那南京所在合衆國大使館事務所及ビ支那漢口駐在「アメリカ」大使館ノ通信ヲ維持シ、南京ガ軍作戦行動ニ依リ非常ナ恐畏ヲ受ケテ居ル期間合衆國大使館員ニ臨時事務所ヲ準備シ、又「アメリカ」人及ビ他國人ニ避難所ヲ提供スルコトデアツタコト。

三、南京周圍ノ濃密砲火ニ依リ合衆國軍艦「パネー」號ハ屢々命中ヲ避ケル爲礎泊場所ヲ變更シ、一九三七年（昭和十二年）十二月十二日ノ朝「ソコ」ニ。デアキニ。アム。石油會社所屬船、重ニ汽船「メイビン」號、「メーシア」號及ビ「メイアン」號ニ依ル船團ヲ組ミ何ヲ避江シタコト。

四、終始日本軍當局ニ合衆國軍艦「パネー」號ノ行動ヲ報知スルコトヲ確保スル爲適宜ノ措置ガトラレテ居タコト。

五、正規乗組員ノ外ニ合衆國軍艦「パネー」號ニ

裏面白紙

746-3

ハ當時四人ノ「アメリカ」大使館員、四人ノ合衆國人、及び四人ノ外人ガ乗組ンデ居タコト。

六、上流ニ向ケ舵ヲ取リツアツタ九時、四十分ニ合衆國軍艦「バネ」號ハ日本ノ上陸用舟艇ノ信號ニ答ヘテ停止シ、日本陸軍警備隊直將校ガ乗込ンデ來テ、合衆國軍艦「バネ」號及ビ船員ハ南京上流二十八哩ノ碇泊所ニ向ヒ航行中デアルコトヲ告ゲラレタコト。遭遇スル可能注ノアル危険ニ付、如何ナル警告ヲモ與ヘラレナカツタコト。

七、一九三七年（昭和十二年）十二月十二日十一時頃合衆國軍艦「バネ」號及ビ船員ハ揚子江上ニ緊急集団ヲナシテ、吳淞ヨリ約二百二十一哩即チ南京上流二十八哩ノ地點ニ碇泊シタコト。

八、合衆國軍艦「バネ」號ハ白色ニ塗ラレ上層部ト煙突ハ黃褐色ニシテ、上甲板日覆上ニ二個ノ大キナ平面ノ旗ヲ曳キ、旗ニ大キク西旗ヲ揚ゲテ居タコト。

九、「ソコ」ニ。デアキニ「アム」所有船「メイビン」號、「メイシア」號及ビ「メイアン」號ハ孰レモ大形ノ數多クノ水平及ビ垂直ノ「アメリカ」國旗ヲ揚ゲテ居タコト。

嚴 秘

一六二頁

嚴 秘

十、十三時三十分合衆國軍艦「バネ」號ノ乗組員ハ平常ノ日曜勤務ニ從ヒ、汽船「メイビン」號

766-4
乗組ノ八人ノ訪問組ヲ除キ總テ乗船シテ居タコト。
十一、十三時三十八分頃、**柳形**隊形ヲ組ンダ三臺ノ日本ノ双發飛行機ガ可成リノ高度ヲ取ツテ下流ニ向ヒ頭上ヲ通過スルノガ見ラレタコト。此ノ時他ノ船舶ハ合衆國軍艦「バネ」一號及ビ船團ノ近傍ニハ存在セズ、船團ガ危険區域ニ在ツタコトヲ信ズル理由ハ何モ無カツタコト。

十二、警告無シニ此等三臺ノ日本飛行機ハ發發ノ爆彈ヲ投下シ、其ノウチ一二個ガ合衆國軍艦「バネ」一號ニ命中シ或ハ其ノ艦首ニ至近彈トナリ、又他ノ一彈ハ汽船「メイビン」一號ニ命中シタカ或ハ至近彈トナツタコト。

十三、最初ノ攻撃ノ爆彈ガ合衆國軍艦「バネ」一號ニ相等ノ損害ヲ與ヘタコト即チ前部三吋砲ヲ操作不能ニシ、艦長其ノ他ノ者ニ重傷ヲ負ヘセ、舵手室及ビ病室ヲ破壊シ、無線設備及ビ機関燃焼室ヲ働カナクシタ爲ニ有ラユル動力ガ喪失サレタコト。及ビ艦体ニ漏孔ガ開ケラレタ爲ニ船首ヲ深ク水中ニ没シ、右舷ニ傾キ其レガ爲結局艦ノ沈沈スル結果トナツテシマツタコト。

十四、其ノ直後六臺ノ單發復葉機ノ一四ガ前方カラ個々ニ急降下シテ合衆國軍艦「バネ」一號ニ集中スル如キ態勢テ攻撃シテ來タコト。合計約二十發ノ爆彈ガ投下サレ多クハ艦ノ至近彈トナリ、破片ト荷動トニヨリ艦ト乗組員トニ莫大ナ損害ヲ與

766-5

ヘタコト。此等ノ攻撃ハ約二十分間繼續シ、其ノ間少クモ二機ハ機銃デ攻撃シテ來タコト。一機銃攻撃ハ上陸ノ爲負傷者ヲ察セタ儘ノ短艇ニ眞直ニ向ケラレタ爲更ニ數名ノ負傷者ヲ出シ彈丸デ短艇ニ穴ガアケラレタコト。

十五、全攻撃中天氣ハ晴天、視界良好、良アリトスルモ微風デアツタコト。

十六、合衆國軍艦「パネ」號及ビ船團ノ攻撃ニ参加シタ飛行機ハマガヒモ無ク操縦カラ日本ノモノデアルコトヲ見分ケラレタコト。

十七、第一ノ爆彈命中直後、對空班ガ呼集サレ、三十銃口徑砲廓ガ砲火ヲ開キ攻撃ノ殘存スル間飛行機攻撃ニ從事シタコト。三時砲廓ハ呼集サレズ、シカモ三吋砲彈ハ一度モ發射サレナカッタコト。是レハ艦ノ對空表ト一致シテ居ルコト。

十八、爆撃中多クノ者ハ飛ビ散ル破片ト衝撃トデ負傷シ、誰モガ第一彈ノ衝撃ヲ受ケタコト。艦長ハ臀部骨折ヲ負ヒ酷イ衝撃ヲ受ケタコト。其ノ直後ニ副長「アンダ」大尉ガ彈片デ咽喉ト手トニ負傷シ話スカヲ失ツタコト。機關銃技「ガイスト」海軍中尉ガ脚ニ破片ヲ受ケタコト。

海軍少尉「ビワ」スレガ衣服ヲ吹キ飛バサレ酷ク

嚴秘

一六三頁

嚴秘

衛隊ヲ受ケタコト。是ノ事ガ甚ノ總テノ士官ヲ含
ンデ居ルコト。艦長ガ備ケナクナツタノ事、艦長
ガ奮闘テ命令ヲ具ヘテ其ノ職務ヲ執ツタコト。
彼ハ機密ヲ守リ、出航シ、空襲スベキ命令ヲ
發シタコト。損害ノ大ナルニヨリ出航ハ防衛サ
レタコト。

十九、十四時、艦ヲ救助スルコトハ不可能ト居
ヒシカモ、乗客者ノ救助被テラニツノ小サナ艇係ニ
移ラセ上陸セシメルニ必要ナ時間ノ長サトテ幸感
ノ上、艦長ハ艇ヲ抛棄スルコトヲ命ジタコト。是
ノ事ハ十五時頃完了シタコト。此ノ時既に中甲板
ハ沈ハレ「バネー」號ハ沈没シツツアルニ見受け
ラレタコト。

二十、重傷者全部ハ第一上艦係ニヨリ救助セラ
レタコト。艦長ハ自分自身ノ都合ニ乗進シタコト
も、艦長ハ乗客ノ乗進早ヤ職務ヲ執レテクナツタ時、
シカモ乗客少部「ビワイズ」ガ乗進上陸困難ツテ
居タコト。

二十一、「バネー」號ガ抛棄サレタ後一等乗員
兵曹「マイルマン」、ト二等乗員兵曹「ワイマー
ス」トガ、艦ノ艇係ニ乗ツテ必需品トテ積ツテ來
ル爲ニ「バネー」號ニ引返シタコト。
彼等ガ川岸ニ引返シツツアル間ニ二等兵ヲ救助シ

76-7
タ日本ノ小惑氣艦ガ「パネー」艦ニ近ク接近シ艦
艦ヲ射撃ヲ開始シ、風面ヲ強クテ艦ハシ、五分以
内ニ立去ツテコト。

二十二、日本ノ隨從艦ガ立去ツテ僅ク十三時
三十分分ニ「パネー」艦ハ右舷ニ横撃シ水深七乃
至十尋、大略北緯三十一度十四分三十秒、東經百
十七度一十七分ノ點ニ沈没シタコト。實際上復位
アル國有財産ハ何モ引揚ケラレナカッタコト。

三十三、「パネー」艦ノ左舷ガ川ノ左岸ニ到
着シタ後、艦長ハ後方ガノ預備、直撃シテ艦長士
官ノ受ケタ預備ト衝突ガ先存ガラ艦ニスル全艦
ガナサレルカモ知レナイト云フ懸念トラホヘ合セ
テ、預備モセズ、艦上作戦及ビ文部局ニ艦ヲ合
衆國艦ノ「エフ・エヌ・ロバーツ」大尉ニ從ノ
艦下ニ從ノ直撃代艦トシテ艦ヲコトヲ求メタ
「ロバーツ」大尉ハ此ノ夜ヲ乗艦ガ一九三七
年（昭和十二年）十二月十五日「オアフ」艦ニ乘
着シテ歸國スル途程ヲ受シタコト。

二十四、合衆國大使館長「アチニソン」及ビ「
バックストン」兩氏ハ岸ニ上ツテカラ非難ニ有登
ナ仕事ヲシタガ、其時テ彼等ノ口土ト管轄トニ對
スル如ク艦ヲニ責ンダ管轄ヲ防衛ト稱シテ、
乗艦長ノ安全ニ對シ非難ヲ受メナシタコト。

裏面白紙

二十五、上陸シテ約五十時間、其ノ間全乗組員ハ支那ノ親切ナ援助ヲ得テ分緩和シタトハ云フモノノ非常ナ困難ト曝露ノ危険ニ惱マサレタ後、彼等ハ合衆國軍艦「オアフ」號及ビ英國軍艦「レディー・バード」號ニ歸リ乗船シタコト。

二十六、曝露ナ先例モ知ラズ豫見モシナカツタ功撃ノ最初カラ最後ノ窮着迄合衆國軍艦「バネー」號ノ乗組員及ビ乗客ハ非常ナ危険ト打テ續ク困難ヲ堪ヘ忍ンダコト。新様ナ状況下ノ彼等ノ行動ハ海軍ノ最上ノ範疇ニ沿フテ居タコト。

最 秘

一 一六四頁 一

最 秘

二十七、「バネー」號ノ乗客ノウチ、「サンドロ、サンドリ」氏ハ一九三七年（昭和十二年）十二月十三日十三時三十分負傷ノ爲死亡シ、「ヂェー・ホル」^{「バワクストン」}、「エミール・ガシ」^{「ロイ・スクアアズ」}ノ諸氏ノ負傷シタコト。二十八、曝露ノ初期ニ於テ「スタンダード」石油ノ汽船ガ航進シ得タコト。「メイビン」號ト「メイシア」號トハ「カイユアン」波止場ニ浮橋ヲ築ギ「メイアン」號ハ航行不能トナリ左岸寄りノズツト下流ニ坐礁シタコト。總テ是等ノ船ハ曝露ノ第一過程

766-9

ニ於テ損傷ヲ受ケタコト。『メイビン』艦上ノ猛烈
ナ火事ハ自分ノ艦ニ歸ルコト出来ナカツタ八人ノ『
パネー』號訪問艇ノ手ヲ消止メラレタコト。

二十九、『パネー』號功績終了後『メイビン』艦及
ビ『メイシア』號ハ尙モ日本海軍艦ノ功績ヲ受ケ、
火事ヲ發シ破壊サレタコト。此ノ海軍直前艦上被止
場近クノ日本軍部隊ガ日本ノ旗ヲ振ツテ此ノ爆撃ヲ
避ケヤウシテ居タコト。彼等ハ成功セズ、多少ノ死
傷者ヲ出シタコト。『メイシア』號ノ船長『カール
ソン』ハ死亡シ、『マイシヤル』『ヴァインズ』及
ビ『ビカリング』ノ諸氏ガ負傷シタコトガ知ラレテ
居ルコト。此等汽船ノ支那人船員中ノ死傷者ハ多數
デアツタガ完全ニ確定スルコトハ出来ナイコト。

三十、『パネー』號乗組員中下記諸員ハ船上ノ石油
トノ火事ヲ消止メヤウトシタガ不成功ノ爲『メイビ
ン』號ヲ離レ上陸シタコト。下記一時期間兵曹『ヴィ
エフ・ブケット』、二等掌砲兵曹『ヂェー・エイ・
グレーンズ』、一等水兵『ヂェー・エイ・ドイルンホ
ツフアー』、一等看護婦兵曹『デー・エイ・コール
マン』、四等掌砲兵曹『ヂェー・エイ・ボンコスキ
ー』、四等電氣兵曹『アール・エル・ブラウニング』
一等機師兵『ヂェー・エル・ホワデ』及ビ三等機師
兵曹『ダヴリユー・デー・ホイール』。此ノ諸員ハ陸

裏面白紙

上テ日本兵士ニ會ツタガ彼等ハ「アメリカ」人ト分
ツタノテ敵對シナカツタコト。

三十一、一等機關兵「チエー・エル・ホツヂ」ヲ
除キ「メイビン」號カラノ「バネー」號組員ノ總テ
ハ翌日ニ至リ英帝國軍艦「ビー」號ニ救助サレル迄
陸上テ一四トナツテ居タコト。「ホツヂ」ハ「ウイ
フ」ヘ道ヲ取り、日本ノ海軍機ニ乘リ一九三七年（
昭和十二年）十二月十四日上海ニ歸還シタコト。

三十二、生存者ノ搜索ト救助ノ際英國海軍ノ「ホ
ルト」海軍少尉、英國軍艦「ビー」號及ビ同「レディ
ー・バード」號乗組ノ士官及ビ兵ハ試験ト困難ナ事
情ノ下ニ最モ有效ナ援助ヲ與ヘ、是ノ專ニ依ツテ救
助ト協力ノ立派ナ精神ヲ示シタコト。

三十三、二等倉庫番「チャールズ・エル・エンス
ミンガー」ハ合衆國軍艦「バネー」號爆撃中蒙ツタ
負傷ノ爲一九三七年（昭和十二年）十二月十三日十
三時三十分支那ノ「ホーシエン」テ死亡シタコト。
及ビ彼ノ死亡ハ任務遂行中ニヨルモノテ、自己ノ失
策ノ結果テハナイコト。

三十四、短艇長「エドガー・シー・ハルシーブズ」
ハ、合衆國軍艦「バネー」號爆撃中受ケタ負傷ニ依
リ一九三七年（昭和十二年）十二月十九日六時三十
分支那ノ上海ニ於テ死亡シタコト。及ビ彼ノ死亡ハ

766-11

原本不明瞭

裏面白紙

任務遂行中ニヨルモノデ自己ノ失墜ノ結果デハナイ
コト。

原 巻

一 一六三頁

原 巻

三十三、陸軍少佐「デニームズ・デニー・デス」

海軍大尉「アーサー・ニア・アンダース」海軍中

隊「ジョン・ダブリュー・ガイスト」、一等海軍騎手

「ジョン・エツチ・ラング」、一等海軍兵「ロバ

ート」；アール・ヒーバード」、二等海軍兵「ケネ

ス・ジエー・ライス」、二等海軍兵「カール・エツ

チ・パータ」、一等水兵「チャールズ・ジュロイヤ

ー」三等海軍兵「アレックス・コザック」、三

等海軍兵「ベアーズ・デー・シーグラール」、及ビー

等海軍兵「ニュートン・エル・デヴィス」等ハ任務遂行中

自己ノ失墜ニ係ルモノシテ責任ヲ負フタコト。

三十六、陸軍少佐「クラーク・デー・グレイ

デアー」、陸軍少尉「チェニス・エツチ・ビワース」

三等海軍兵「チャールズ・エス・アダムス」、三

等海軍兵「トニー・バルバ」、二等海軍兵「ジョ

ン・エー・ボンコスキー」、一等海軍兵「アーネス

ト・シー・ブランチ」、二等海軍兵「レイモンド

エル・ブラウーニング」、二等海軍兵「ウネーター・デ

766-12

原本不明瞭

裏面白紙

一タム、一等水兵「トーマス・エイ・コイル
 マン」、一等水兵「ジョン・エイ・ダインホッフア
 ー」、一等食糧給仕「ユアン・デー・アル」、二等
 船匠手「フレッド・デー・ファイビテンマイア」、
 一等給水兵「ニメリ・エイツシャー」、三等
 船匠手「ミカエル・ゲレント」、一等水兵「セン
 ル・ビー・グリーン」、一等船匠手「ジョン・エル
 ホッデ」、二等給水兵「フオン・ビー・ハツフマン
 三等船匠手「カール・エツチ・ジョソン」、短
 兵「カール・エツチ・アースケ」、一等船匠手
 「ピーター・エツチ・クルンバース」、一等水兵「
 ウイリアム・ビー・ランダ」、一等船匠手「ア
 ーネスト・マールマン」、一等船匠手「ワイリアム
 エー・マツグケープ」、一等水兵「スタンレー・ダ
 ブリュエー・マツグケープ」、三等船匠手「デ
 ームズ・エツチ・ベツク」、三等船匠手「レイノ
 ールド・ベターソン」、一等船匠手「ザアリン・
 エフ・ブケット」、一等食糧給仕「キング・エフ・
 サング」、一等水兵「ハリ！・ビー・タツク」、三
 等船匠手「クレオ・イー・ワツクスラー」、二等
 船匠手「ジョン・デー・ウニーバ」、一等食糧
 給仕「フアーゼット・ウエング」等ハ任途途中過
 失ニ依ラズシテ艦艦ヲ受ケタコト。

766-13

三十七、流日誌、運長ノ在任命令、陸軍執行
 用ノ最新海圖、特給支費帳簿、陸軍日誌、職員名
 簿、公金及公文運書ハ引上げラレナカッタコト。
 陸軍ノ衛生簿ハ保存サレ、合衆國軍隊「パネー」號
 ノ軍需ノ手カラ運書等ニ手交サレタコト。
 三十八、陸軍ノ秘密及ビ陸軍機密ハ陸軍機密シタ
 時陸軍機密全庫内ニ隠シテアツタコト。

1
 一六六頁
 1

原本不明瞭

裏面白紙

1%

E264 P488 484-

2/1-8-8、13
484-1
（予備的資料の追加）

同和十三年十二月三十一日發行

注

香本 欣五郎 著

侯が附いてゐた部隊は、蕪湖に留て揚子江岸に沿う
て南京に攻め入ることになつてゐた。ところが南京
陥落の二日前に突如として命令が來て、「今南京か
ら多数の支那兵が蕪湖沿で上流方面へ退却中だから、
それらの船を全部砲撃せよ」といふのだ。
そこで直ちに蕪湖へ引き返し、その江岸の陸上へ
重砲、野砲、榴弾砲を並べ幾々一里餘にわたる砲
列を布いた。時をたかも蕪湖下流数千米トルのと
ころに敵軍兵を乗せた運送船らしいもの数隻が漂り
かゝつたから、これに砲撃を加へた。

その船の中に固らずも英軍艦があつて、これに
我が砲撃の敵撃が命中して開港にならなるといふ話で
あるが、皇軍として砲撃の處置を取つたに過ぎな
い。

一三一四

23
197

E264 P488 ~~434-D~~

昭和十三年十二月三十一日發行

革新ノ必然性

著者 秋五郎 著

裏面白紙

僕が附いてゐた部隊は、無事に留て揚子江岸に沿う
 て南京に攻め入ることになつてゐた。ところが南京
 陥落の二日前に突如として命令が来て、「今南京か
 ら多数の支那兵が運送船で上流方面へ退却中だから、
 それらの船を全部砲撃せよ」と、いふのだ。
 そこで直ちに砲艦へ引き返し、その江岸の陸上へ
 野重砲、野砲、機銃等を並べ幾々一里餘にわたる砲
 列を布いた。時あたかも運送船下流数キロメートルのと
 ころに砲撃兵を乗せた運送船らしいもの数隻が漂り
 かゝつたから、これに砲撃を加へた。
 その時の中に四らずも英艦隊があつて、これに
 砲が砲撃の攻撃が命中して同二になつたといふ語で
 あるが、皇軍として砲撃の威力を感つたに過ぎな
 い。

裏面白紙

まる二年にわたる専横の各段階ごとに、英臣は決して第三回ではなく、まさしく、正面の敵国であることが露呈された。抗日露政權に武器を貸へ金を貸へ、法幣を支持するなどの傍ら、再三再四日本へ抗議を送りつたり、その他の外交手段を弄したりした皇軍の活動を制討する正真正正の敵と知りつゝ、之に敵愾心が起らぬといふのはどうしたか。

(管見の間にもしても支那事變が容易に片付かないのは、總的にいへば英臣が蔣介石の尻押しをしてゐるからだ。ロシアの尻押しなどは高の知れたものだ。要するに、具體的に抗日露政權を助け、露露米を呼び入れて、抗日包圍網を展開しつゝある元兇は英臣だ。)

支那事變解決の第一義、東亞新秩序建設の要諦は西京から英臣勢力を掃蕩するにある。

一九二〇

仁義道

今後の世界は、英米露を根幹とする自由主義的民主主義国家群と日獨伊を軸とする全權主義國家主義的國家群との二大陣營に分れるのは不可避の現象であり、更に、その対立は尖鋭な事實として進行中だ。

二〇

(英佛露と日獨伊の討討、自由主義進衛と全體主義聯盟との對立は決して單なる對立に留まらず、食ふか食はれるか、生か死かの決戦であり、直みどろの戦ひだ。二六障壁の中間にあつて日和見をしながら甘い汁を吸へるやうな中立地帯はない。白か黒かだ。中ぶらりんでゐる國は踏み潰されてしまふ。

獨伊の結盟は、日本でいはずの仁義に基いてゐる。ヒットラーとムソソリニは口の先や紙上の約束で協同してゐるのではない。男と男との仁義によつて固く誓ひ合つてゐるのだ。

若し獨伊のどちらか仁義外れをやれば、英佛露進衛の手で獨も伊も共に打のめさることは明白だ。この兩者は縁慮なしに仁義を守つて一區となり、積極的な經營りの段法に出るしか途がない。舊秩序に従ふか、新秩序を創り出すか、衰亡か發展か、二途擇一の絶境に立つてゐる。

日本はすでに防共協定の名によつてこの仁義仲間に入つた以上は仁義を徹底するが男の道であり、生きる道だ。今さら尻込みする手はない。日獨伊協定は防共に限るとか何とかしみつたれを言ふな。結盟は遠かに政治、經濟、文化、軍事の全面にわたり最高度に強化されるべきだ。

獨伊と結ぶ

歐洲では今や獨伊が立ち上がった。不逞の勇往
 進心をもつて舊秩序の破砕に敢りかゝつた。英佛
 露連衡の民主主義的舊秩序維持軍と獨伊血闘の
 君主制的新秩序創設軍とは、既に火蓋を切つた。
 獨伊の奮起は近東における皇軍が蔭介石を首魁と
 する英フランス露、露の抗日露に對する露戰を遂行
 しつゝあるのと相呼應する史的動向だ。世界新系
 序への舊同級敵だ。

(我も多忙を感めつゝ、ちりとにいへ、この時にと
 そ能ふ限りの兵艦海軍助を獨伊に送つて仁義を盡
 すべきだ。仁義外れをやればやがては滅亡の運命
 に向ふのは古今東西戦を一にして社會人情の示す
 ところではなにか。)

(當面の支那問題を片付るためにも、抗日の
 元兇英とこれに附隨する偽露を叩き出すのに絶好
 のチャンスではなにか。オーケーと直ぐに書ふの
 が仁義だ。)

(日本が獨伊時をきめ込んであるため、第一獨伊
 が敗れるやうなこともあれば、次には直ちに英
 米露連衡が全力を傾けて向けて日本打倒と来る
 ことは目に見えてある。仁義外れをした者がどち
 らへ勝んでもいゝ子にされる筈はない。第一、獨伊
 が叩かれた後には第二の三四千島が日本に来るに
 きまつてゐる。これを防ぎ、いゝを機動的に極東か
 ら悪者を牽制するため、唯一の最上の方法は獨
 伊との同盟を最前線に立くして敵に當ることだ。)

488-5

相手は一聯

(この病に正んてまだ「日露協約の強化は露日關係に益するがよい」など重んずる者があるやうだ。その短見や疑ふべしである。)

(重ねていふに、我日本の真敵はロシアに非ずして、英露だ。しかし、日露協約も決して露日でない。何かのはずみには露日協約を疑ひ、日本として露日一連とのみ疑ひ、他の國はみんな中立を守つてくれれば露日協約は都合であるが、そんな甘い工合には行つて行つてくれぬ。日露協約は露日協約に或る程度その一切の露日協約を供するは露日のこと、露日協約にも、外交的にも露日協約に全力をあげ、露日協約を露日に増強して日本軍制を試みる位のことには必ずやる。日本としては露日とだけ疑ふといふやうなまいたしを見てはいかぬ。相手は必ず露日の一連と考へねばならぬ。最近、露日の間に疑はれた露日は「露日に及ばず」と、露日政府當局が疑はれた露日を喜んでゐる露日政府が日本に及ぶやうであるが、その懸や及ぶべからず。)

(假りに、日露協約となり、露日協約が向ふに加はつた露日協約にも、まさか露日協約兵がシベリアの露日協約へ出かけることはあるまい。たゞそれだけの意味で、露日協約は「露日に及ばず」といふに過ぎない露日を疑にして、日本が露日と共に露日協約と疑ふにしても、日本軍がライン協約に立つ必要は露日協約からう。それだけの意味では、日露協約露日協約は「露日に及ばず」と重んずるべからう。)

裏面白紙

487a.

英日通商へ

ソ連の巨ざす共産主義も世界の害毒には違ひないが、
具法的に最も悪く世界の進歩と國民生活の繁榮を妨
げてゐるのは英日だ。「大英帝國の領土上に全く
目殺することなし」自ら領土の大を誇つてゐるの
は、彼等が最も世界の諸民族を壓制、擄取しつゝ
ゐることを自由するに等しい。」

(英日はユニオン・ジャックの光りを自慢するが、
それは「光」でなく、實は妖霧だ。これを打ち掃は
ねば、東洋の平和も世界の新秩序も危れてゐない。
一時は恰も好し、目下の情勢では英日征伐は易々
たるものだ。) 日本はたゞ居直ればよい。上海を
押へ、香港を奪ふぞと言へばよい。支那で負けれ
ば次にはすぐ印度へ火が付くことを英日は知つて
ゐる。

一一四

國家は一つの生命體である。無機物ではない。これに一定
の指導原理と目標がなければ發展の可能性はない。
日本は、神武天皇の國功にある通り、八紘一宇
といふ永久不變の指導原理を有してゐる。

三五

さて現在の日本をつらつら考へてみるに、何處
の到達目標も指導原理も存在しない有様である。
爲めに、人心は浮動して、追従する所を知らない
状態である
何は着いても先づこの體態せる國家に一定の目標
を與へることが現下第一急務の必要である。

三六

裏面白紙

182

488

最近における世界の流れは、おぼむぬところ
と思ふ。

その一つは、巨國の無力化より、今次の歐洲
戦争に至る間において、いづれの巨も全權主義巨
家の位置に移らんとすることである。(自由主義
の巨が、その陣營を守らんとすること自身がす
でに全權主義の巨的的な政變を齎せるものだ。)

第二の現象は世界のブロック化である。各國が
自己一己を以てしてはその生存を確保發展す
ることができなくなり、彼ヶ巨でブロックを形成し
て政體、經濟、國防、文化等にわたり緊密な協同
動作を成らうとする傾向になつて來た。

このブロックは過去の國家同盟とは異り、ブロ
ック内の國家はその性格までも共にせんとするも
のである。そして來たるべき世界は、モンロー主
義の西米ブロック、東洋民族の東洋ブロック、歐
洲方面のヨーロッパ聯盟の三大ブロックに分裂して
この三者が離離を争ふ時代が來ると思ふ。

(かく世界が全權主義化し、またブロック化する
ことが近來の讀者を驚愕せしめんとするならば、わ
が巨もまたこの大勢に則つた進退としなくては、
平衡を保てないのは運の當然である。)

(新進の巨) 以上は大衆的見地を以てした
世界の動向であるが、をば第二次的に起こりつゝ
ある傾向を見のがしてはならぬ。

488-8

裏面白紙

その一つは経済に對する政治の優越といふことである。(今までの自由主義時代には、経済が政治に先んじ政治を動かして来たけれども、世界が漸次變遷して大衆黨に運送するにつれて、経済の優越性が崩れ、主客顛倒の形で、政治が先に立ち経済は政治に伴はなくては國家生命體の活動が出来ないことになつて来た。)

をほ一つは資本を傾向は、経済において、従來金の優越性に代つて、物と人が絶對的地位を占めるに至つたことである。従つて、経済の場面では、従來の金匱支那に代り、將來は企業配時代に移らねばならぬといふ傾向を呈してゐる。

以上の如き、第一變の大勢と第二變の傾向とを取つてもつて來るべき日本國家前途の蓋然とすべきである。

三八

日本の國際的地位を進めるために、蓋然となるべきは日露文ブロックである。

この日露文ブロックは、諸外國に對する關係にかいて少くとも日露支三の生存體を完全に確保するだけの形勢と實力を持たねばならぬ。そのためには、日露文ブロックが單なる政治的結合では意味をなさない。政治的結合に加ふるに強固なる経済的結合をもつてして、始めて生存體確保の機能を發揮し得るのである。

四一

488-8

その一つは経済に對する政治の優越といふことである。(今までの自由主義時代には、経済が政治に先んじ政治を動かして来たけれども、世界が漸次變遷して大波瀾に遭遇するにつれて、経済の優越性が崩れ、主客顛倒の形で、政治が先に立ち経済は政治に伴はなくては自家生命體の活動が出来ないことになつて来た。)

なほ一つ優越を傾向は、経済において、従来金の優越性に代つて、物と人とが絶對的優位を占めるに至つたことである。従つて、経済の場面では、従来金の支配に代り、將來は企業の支配時代に移らねばならぬといふ傾向を呈してゐる。

以上の如き、第一義的優勢と第二義的傾向とを取つてもつて来るべき日本國家前途の差支とすべきである。

三八

日本の國際的地位を進めるために、差支となるべきは日露支ブロックである。

この日露支ブロックは、諸外國に對する關係において少くとも日露支三三の生存權を完全に確保するだけの形勢と實力を持たねばならぬ。そのために、日露支ブロックが單なる政治的結合では意味をなさない。政治的結合に加ふるに強固なる経済的結合をもつてして、始めて生存權確保の機能を發揮し得るのである。

四一

この意味より、自由支ブロックは近衛首相の言
ふが如く、完全な新秩序のかけるブロックでなけ
ればならぬ。新秩序とはすなはち舊來の英米露ソ
等による舊秩序の徹底的破壊を意味する。

従つて汪兆銘は決して英米保存であつてはな
らぬ。そして英米保存に非ずといふ以上は元寇條
約の門戸開放、機會均等を無條件に許さずといふ
こととなる道理である。つまり日露支の生存權の
存続にあらぬ信託にかいてのみ、英米露日門戸
を開放すればよいのである。

(かくの如く汪兆銘の主張を規定することに
よりして、我々の外交政策が生れて来る。)

(即ち)舊秩序一掃とは、英米の東亞擴張主義排
露とソ聯の東亞赤化及び強行露の排露とになる
のであるが、然し當りは舊秩序の中核たる英米を
打倒するため、我々の外交は一時ソ聯と手を結
ぶことをも考へねばならぬ。

一四二

露外國は文部省の發見から日本の行動を快く
思はず、種々の形式で日本に迫を行つたが、これ
までは各口の見並が揃つて居らず、個別的な反日
行動を繰返したに過ぎなかつた。ところが今日で
は、これらの露外國が日本に迫つていて連絡を
保つて居つた。即ちコロンス事件、ノモンハン事
件、日米通商條約廢棄事件、それに日英會商など
の實績を正すれば、英米ソ等の露外國は手を廻り、
一つの聯動をなして日本を壓迫せんとしつゝある
ことは疑ふ余地がない。

405-10

裏面白紙

日包國等の諸島に立つのは英を先頭とする諸島の諸島が置かるに先んじて、首魁の英に一大打撃を加へるのは、他の諸島を辟易させる方法だ。英が開口すれば米だつてのさ張り出はしな。若しそれでも米が出て来れば各領土の法で米を叩くのは容易である。かりしたやり方が、日本の勝算を確保する唯一無二の妙法である。

六二

しかも、現在の歐洲情勢に備みると、日本にとつて今ほど好いチャンスはない。日清戦争時のやうに十三日一とか四十日一とかいふやうな孤立状態ではない。幸にして、歐洲の新銀二大巨が血闘の手を止しつてゐる。奥意大日本を創るか否かの瀬戸原である。今こそ、やればやれる勝算である。

六四

歐洲の大戦も露伊の英領に對する現狀打撃、新秩序建設の戦ひであり、又支那事案もアジヤに於ける英米の支那に對する日本及び支那民族の格闘の戦ひであることは今更云ふまでもない。寧ろ歴史の現実より見れば日本及び露伊等は既に英米の下のつばなを食らぬ戦をなしつゝあるのである。唯この事實を故意に否定するものが、英米依存である。

七一―七二

4-88-14

裏面白紙

支那事變を英米と協力するのでなければ解決出来ないと判断するそのことが、永久に事變を解決せないのである。英米を支那より棄絶するといふ方針を立てた瞬間に於て、支那は新しき秩序に向つて動き始めるのである。獨逸と協同戦線を結ぶと云ふ覚悟をきめるならば、直ちに歐洲の事變も一變するのである。(何時までも英獨が戦つて欲しいと空願みをしてゐるなれば、歐洲戦争は案外早く片付くかも知れぬ。)英米依存の態度を一掃して、日葡支ブロックに於て自給自足經濟を建設すると云ふ方針を確定した爲めに、始めて英米に依存せざる軍備生産力の發達の具體的計畫も立ち得るのである。(政府は親英米より脱却せる意圖の下に、經濟的具體案の研究立案をした事があるかどうか。)英米を失ふけれど、亞洲支那或は南洋は我がものとなる。

七三一七四

戦後も戦場だ。戦線は全國民の全力を盡してゐる國家總力戦の首戦だ。戦場と戦後とが戦時體制にならねば必勝を期し得ない。支那事變の完遂は武力戦と共に建設戦だ。之が爲には、經濟産業人も知識階級も凡ゆる國民が、戦場にある覺悟でやるべきだ。

八六

102

自由主義を迫らせよ

獨存は現状打破を欲し、英獨は現状維持を有利とする。ことは明白なる事實である。

その對立が現在の歐洲戦争を生んだから、歐洲は新舊秩序の競ひと見られるが、これを思想的に見れば、自由主義と全權主義との争ひである。

面白いことには、自由主義の擁護者として奮起した英國が、戰國力を強めるために、かなり強度の經濟統制を行つてゐる。フランスも共產黨に大擧げを加へて自由の傳統を放棄した。つまり從來の自由主義至上方針の國が自由主義を守らんとして競ひながら、知らず知らずのまに全權主義國家に變形しつゝある點は、興味深き現象であり、全權主義思想の勝利を宣言するに等しい。

九九

民族の試練

既に世界大轉換の指向は決定した。即ち外は世界新秩序の建設、内は國家新體制の確立である。むしろ、(この大勢は世界歴史の大潮流として進行けられたものである。而して、)この大潮流は到底人爲を以てせき止めんとして、せき止め得るものではない。

(顧みれば第一次歐洲戦争後、第二次歐洲戦争の勃發を抑へずべく各國共絶大の努力を拂つたが、奈なるべきものは来たてはなにか。

日支事變當初に於て事變の劇大を極力避けんとしたが、事變は種々として強大の一途をたどり、最早事變の善象は米國であるまでに進展したてはなにか。日清伊同軍必兵の急なるを論ぜられて既に二ヶ年、冬道の阻止運動が試みられたが、遂に今日に於ては何等の疑問の存する餘地なく、その成立を見たてはなにか。日清事變以來、國家革新は如何の速を辿つたけれども、今や常軌の如く新の叫びは津々霜々にまで響いたてはなにか。

(新しく起れば歴史は人が作ることもなく、環境が作ることもなく、神が創るが如くその向はざるべからざる歴史は、何等の障礙なく斜に石が落ちるが如く加速度を以て進み來つてゐる。之れをその時代に生存せる者より見れば、運々として、その進行の速きに驚嘆を感ずるが、歴史の進路より見れば實に急速度の變化である。)

(而して、その歴史の文脈を辿るものは、歴史の移行を正當に洞察し、之れに先んじて歴史の移行を力によつて押し進めんと死力を盡して、努力したるものの手を離すべきは、これ又歴史の證明する處である。)

(讀者！歴史の先を行け！歴史を作れ！)

488. 112

裏面白紙

(この紙、)日露伊同盟が韓満世界歴史の最後の
 局面に於て消滅せられた。(世界歴史の最後
 的に決定付けた事柄に於て、歴史的に意味は深刻
 重大である。時は世界歴史の宿願をわが日露伊
 同盟に託らしめた。第二兩國の協力を我が大和民族に
 求めしめた。神皇の加護何ぞ疑きや。)

唯望されたるはソ聯との外交交渉である。その
 成るの日は世界歴史の日である。

(初に、加爾各答大使閣下の御執事を望むるもの
 ある。)

(日露伊同盟の意義の重大なるは前述の通りであ
 るが、今の處その同盟は一の條文に過ぎない。
 條約の締結によりて兵刃たれば條約は死文である。
 六條約を指し示してこそ世界の國、日本の國は
 來るべきである。この條約の實行に於て決定せざ
 るべからざる最重大なる事項は大東亞共榮國の確
 立と、これを防衛すべき英米特に米國に對する強
 固なる態度の決定である。未だ英米に對する強烈
 なる態度の決定に猶豫しあるやの慮あるも、早
 時必ずや米國に對し強烈なる態度に出でざるべか
 らざるに至るべきは火を見るより明かである。
 支那事變當初に於て、徹底の態度を採る事に躊躇
 せし我國が遂には印、ビルマ・ルートまでに手
 を延ばさざるべからざるに至りしと同様、この度

一一一一二二二

も諸米決意を遂げざるべからざるに至るべきは
當然にして、專ら以來地位を狭きし對支政策が事
業を長延かしめたる事に思ひを致せば、この際所
乎飛躍的に諸米態度を決する事こそ、世界諸米の
値を過るべきと云ふべきである。

(この決心の定まる事によつて、初めて英米國は
確立せられ、その確立は自ら支那に交戦の機を發動
せしと同様の結果となり、支那と英米國の間に起
し、前進しては支那をして世界新秩序の旗に染ら
ざるべからざるの地位なきに至らしめ、支那事變
の世界政策的解決が成就すべきである。一に英米
解決のキーは、我が國の強固なる諸米態度に懸つ
てある。)

(口へつて口内の情勢を見るに、)日支事變既に
三ヶ年半、(日家の)時局は勢將に成らんとして未
だ成らず、生産力必すしも増加せず、物資需給未
だ回復せらば、國民爲に異常なる飢饉の辛慘を嘗
みつゝも強國完遂のため、自己の生活を犠牲とし、
真軍將兵の活躍に一途歩みんとしつゝあるの有様
は、實に國體の念深し得ざるものあるも(今後尙以上に)
國民の犠牲を要求せざるべからざるは強國に難くな
ら。)(前途の海外情勢と國內の運送状態は廿一日
と念追、強國を告げ、近き將來に於て、吾人が今
日強國せる以上の内外の要局を解決し、國民は急

非、屈辱の口め、一大試験を受くるに至り、初めて焦土より立ち上らざるべからざる氣魄を懐き、く感得するに至り、重宝も金銀財寶も、産業人も、自主主義者、習俗保持者も、若人も若人も、男も女も子供も、民族の一口となつて、國難に殉ぜざるべからざるの時氣は必ずや到来すべく、その時は倭寇にも来るであらう。この時こそ、恰も一家が厄災の幸修を乞ふたる後、慙々と立ち上るが如く、夫は夫の運命の運命の中に一蓮の光暈を見たるが如く、巨象も一大象隊に操會するであらう。

一一三

世界は新舊秩序の二分身に分れ、いま正に直轄中である。而して、日本は中立ではなないのだ。(支那事變の進行を以てしても明かなる如く、巨然として新秩序の切に於つて直轄中である。)吾人の論は、勿論、舊秩序の美米である。この時かたる理由を意味模範たるものとなし、當然として、美米に對する徹底的な態度を顯し、遂に米國に對し、強硬なる態度を以て應じ、遂の決心を求めんとして候々たる有様は、(何と評すべきであらうか。然るに、米國は強硬に遂により日本の新秩序を顧念せしむべく、却々としてその歩を進めつつあるは、もはや多ふべからざる事實である。にも係らず、前述の如き態度を採りつつあるは、)ま

一三〇一三

ことと奇怪千萬と云はねばならぬ。如何なる形をとるかは何とすも、日米の衝突はすでに必然の勢ひにある。(従りに鶴的態度を弄して違むことは國家をしてちり實にき、遂には怒ら能はざるの窮道に陥れるを、いまだして疑かである。立ち能はざるに陥つて、やむを得ず立たんとする時は、すでに深く、談議その極に達したる状態に陥つては何事をも期待し得ない。) 奇しう、遂んで、立ち能はざるの時に立ち、前方共策を確立し、(ちり實を事前に防止するの注意に出づべきである。)(吾人は、この際、何をか謀し、避避するやと云ふ、) 虎穴に入りてこそ虎兇を待るの方法を以て違むべきである。

一三一

日米衝突以来四年、内外の情勢は、文字通り重大非常時の暴風である。その重大非常時の暴風は二千六百一年の隕年であると云言して憚らぬ。

一三五

革新ノ必然性

橋本欣五郎著

書類番号 第四八八〇

二ノ一ノ一 (122)
新書
(122)

抜萃

一、僕が附イテキ部隊ハ、蕪湖ニ出テ揚子江岸ニ沿ウテ南京ニ攻メ入ルコトニナツテキタ。トコロガ南京陥落ノ二日前ニ突如トシテ命令が来テ、「今南京カラ多難ノ支那兵ヲ運送船デ上流方面ヘ退却中ダカラ、ソレラノ船ヲ全部砲撃セヨ」とイフノダ。

ソコテ直ニ蕪湖ヘ引キ返シ、ソノ江岸ノ路上ヘ野重砲、野砲、機關銃ヲ並べ、幾タ一里餘ニワタル砲列ヲ布イタ。時アタカモ蕪湖下流敵ノナートルノトコロニ敗残兵ヲ乗セテ運送船ヲシイモ、敵隻が通りカニツタカラ、コレニ砲撃ヲ加ヘタ。

二、ソノ船ノ中ニ圖ラズモ英國軍艦ガアツテ、コレニ我ガ砲弾ガ一發發ガ命中シテ問題ニナツタトイフ話デアルガ、皇軍ノトシテハ當然ノ處置ヲ取ツタニ過ヤナイ。(十三頁―十四頁)

三、ソノ時オモシロイ事ニハ英艦砲撃後南京ガ陥ルトスガ、蕪湖ノ前面ヘ日本ノ驅逐艦ガ上ツテ来タ。自分ハ直ニソノ停船ヲ求メルト、艦長ノ某少佐ガランチデ上陸シテ来

E252

革新ノ必然性

橋本欣五郎著

書類番号 第四八八号

沿革

一、僕が附イテキヲ部隊ハ、蕪湖ニ出テ揚子江岸ニ沿ウテ南京ニ攻メ入ルコトニナツテキタ。トコロガ南京陥落ノ二日前ニ突如トシテ命令が来テ、「今南京カラ勿論敵ノ支那兵ガ運送船デ上流方面へ退却中ダカラ、ソレラノ船ヲ全部砲撃セヨト、イフノダ。

ソコテ直チニ蕪湖へ引キ返シ、ソノ江岸ノ路上へ野重砲、野砲、機關銃ヲ並べ、懸々一里餘ニワタル砲列ヲ布イタ。時アタカモ蕪湖下流敵イナートルノトコロニ敵残兵ヲ乗セテ運送船ヲシイモ、敵隻が通りカニツタカラ、コレニ砲撃ヲ加ヘタ。

二、ソノ船ノ中ニ圖ラズモ英國軍艦ガアツテ、コレニ我ガ砲弾ガノ殺傷ガ命中シテ問題ニナツタトイフ話デアルガ、皇軍トシテハ當然ノ處置ヲ取ツタニ過ヤナイ。(一三頁―一四頁)

三、ソノ時オモシロイ事ニハ英艦砲撃後南京ガ留ルトスガ、蕪湖ノ前面へ日本ノ驅逐艦ガ上ツテ来タ。自分ハ直チニソノ停船ヲ求ナルト、艦長ノ某少佐ガランチデ上陸シテ来

裏面白紙

タカラス會見シテイロ情報ヲ交換シタリ。●●●ハ少佐ニ
向ヒ、コ實ハ今マデワレハ食ハズ飲マズテ弱ツテキルカラ、米ト
細ホアレバ少レ廻シテ呉レンカト、言フト、少佐ハスオ快活シテ
後カラ持参サセルト言ツテケレタ。

コレヲヨシト喜ンデ侍ツテキルト、間モテス海軍兵ガ米ヲ積ンデ
米ヲ吳レタガ、酒ハイトイフ。艦長ノ使者トシテ、コ實ハ酒モ
アツタリデスガ、南京カラコ、マデキタル途申ニ、敵兵ヲ殺マテ
シヤンフガ無敵ニ浮イテボタリヲ片ツ端カラ撃キ沈メタ。敵兵
ガ揚子江ノ餘ノ餌食ニナルノカト思フト、痛快デ任オガナリノ
デ、勝利祝ヒニ酒ヲスツカリ飲ミ乾シテ任舞ヒマシタ。エセラ
レナイテ残念デス。トイフコト上ダ。ヨロシイ。

實ハ、英艦デスラモ蕪湖沖ヲ通ラウトスレバ砲撃マレルト
イフコト、支那ノ運送船ハ蕪湖カラ上ハエレナイ。封岸モ
ステ、日本軍ガ占領シテキル。ソコデ南京ノ敵残兵ハ船へ
乗り込ンダモノノ上流モ封岸ヘモ逃ゲラレナイ。マルデ天龍ガ
家デモ存ンダヨウニ、南京ト蕪湖ノ間ノ江上ニ敵ノ艦ガ
動ケズニ密集シテオタリヲ、艦遂艦ノ砲ヲ撃チマカルノガ
ラ、定メシ有効カツ痛快ナコトデアツタラウト想像シ、
コナラモ慥シカツタ。(十四頁—十五頁)

三、新體制ノ要諦、第一、國體ノ飛躍的顯現デアル。即チ、

政治、經濟、文化、國防凡テガ、天皇ニ歸一シ、總力ガ一貫
ニ集中發揮セラルルモノタルヲ要スル。殊ニ従来、自由主義
乃至ハ社會主義ニヨツテ指導編成セラレシ、政治、經濟、文
化方面ヲ皇道一統主義ニヨツテ編成スルコトデアル。
コノ體制ハ、國家千年ノ大勢ヲ決スルモノタルト同時ニ、
最モ強カニシテ雄渾ナルモノデアル。世界國多シト雖モ、天皇
ヲ中心ニ歸一ニ体トナル國民ノ血脈的團結ニ此スベキ

裏面白紙

モハ新ジテアリ得ナイノデアル。

コノ意味ニ於テ、コノ新体制コソ、世界ノ混乱期ニ處シ、
独リ、我が八紘一宇ノ日國是、發揚ヲ完全テラシムルノミ
ナラズ、危機ヲ轉ジテ神機トナシ、我が國ガ世界新秩序
建設ノ指導權ヲ握リ得ルモノデアル。支那事變、如キモ
世界新秩序建設ノ緒戰タリ得ルノデアル。

從ツテ、新體制ハ、時勢ニ際シテ、我が民族本然ノ理
想ヲ顯現セント入ルモノデアルト共ニ、コレノミガ疾風怒濤
逆卷ク世界混乱ヲ指導シテ、八紘一宇ノ日國是顯現
ノ大道ヲ開闡スルモノデアル。故ニ、コレハ政策的意圖
以テ、モ、デアル。政策的必要ノモ、ナラバ、ソノ政策ヲ必要
トスル環境ガナクナレバ、新體制モイラナクナル。例ヘバ、
東米等トノ妥協成立スルヤウナ場合ヲ假定スレバ最早マ
必ズシモ、新体制ヲ必要トセヌカモ知レヌグトキ解デアル。
本然ノ國家体制ヲ作り、如何ナル環境ヲ生ズト入ルモ、八紘一宇
ノ國是ニヨリ、ソレヲ環境ヲ指導シ以テ自正道ヲ世界ニ
光被シ、世界新秩序ノ建設ヲ目的トスルモノデアツテ、同時ニ、
時局ノ急迫ヲ完全ニ解決スルノガ、コノ新体制デアル。

(五二頁一五三頁)

支那事變ヲ英米ト協力スルノデナケレバ解決出来ナイト
判断スルソノコトガ、永久ニ事變ヲ解決セナイノデアル。英米
ヲ支那ヨリ擊攘スルトイフ方針ヲ直テタ瞬間ニ於テ、支那
ハ新シキ秩序ニ向ツテ動キ始メルノデアル。独伊ト協同戰線
ヲ結ブト云フ覺悟ヲキメルナラバ、直ニニ歐洲ノ事態モ

一変スルノテアル。何時マデモ英独ガ戦ツテテ欲シト空頼
 ミヲシテアルナラバ、歐洲戦争ハ空外早ク片付カモ知レヌ。
 英米依存ノ態度ヲ一擲シテ、日滿支プロツクニ於テ
 自給自足經濟ヲ建設スルト云フ方針ヲ確定シタ場合ニ、
 始テ英米ニ依存セザル軍備生産力ノ擴張ノ具體的計畫
 モ立テ得ルノテアル。政府ハ親英米ヨリ脱却セル意圖、下ニ、
 經濟的具體案ノ研究止マテシタ事ガアルカドウカ。英米ヲ
 災ッケレド、滿洲支那或ハ南洋ハ我モトナル。
 句論、コプロツク建設ニハ多大ノ努力ガ必要デアツテ、英米
 依存ノ安易ナモノトハ、同旧ノ談デハナイ。而モ戰場ニ於ケル
 將兵ノ覺悟ヲ以テ當ルナラバ、困難ヲダケ得ル所ハ眞實ノ如
 テアリ、肉デアル。外國ノ物ヲ頼ツテアルヨリモ、苦勞ヲ積ンガ眞
 我物ヲ持ツコトガ、國家トシテ採ルベキ態度デアル。独伊ト結ビ
 支那ヨリ英米ノ勢力ヲ驅逐シ、事變ヲカクカクノオ報式及ビ
 規模ニヨツテ解決スルガ、我國ノ進ムベキ道デアルト確信スル
 テラビ、此處ニ於テ國內ノ諸計畫モ並チ、國民ノ向フベキ
 トコロモ一決シ、國民ハ苦難ヲ物トモセズ、將來ノ希望ニ
 燃エテラ全カヲ擧ゲテ事變解決ノ急ニ邁進スルコトガ
 出来ルノテアル。一時的ニカムルコトハ空想デアルトシテ、コトオ
 針ノ具體化ニ努力シテイリテハナイカ。現状維持力、現状
 打破力、ソノ何レカラ取ラネハナラヌ時期デアツテ、断シテ
 妥協ヲ許サテノテアル。我々ハ米内首相ニ対シ、此等ノ事ニ
 関シテ、政府ノ決意ヲ問ハントスルモノデアル。(七三頁―七四頁)

裏面白紙

E 265
P 852-1
22

陸軍大臣大塚敬久(九月二十二日)

以書翰上(譯)者文部大臣(譯)大塚「サー・ヒュー・
ナツチブル・ヒューゲツセン」氏ノ責備ニ付ニ「シ
テハ不致(譯)九月六日附在翰ヲ以テ回答ニ及ヒ得キタ
ル其ノ上(譯)及美ノ附近ニ於ケル取(譯)了セルニ
付本大臣ハ閣下ニ謝シ(譯)政府ハ左ノ通り回答セン
トスルモノナル旨(譯)スルノ光榮ヲ有シ候
長モ(譯)爾ナル(譯)ノ結果ニ依レハ八月二十六日午後
二時三十分日本(譯)行(譯)二(譯)ハ(譯)定ノ(譯)三(譯)ノ地
點ニ於テ(譯)兵ヲ(譯)中ノ(譯)「バス」(譯)ハ「
トラツク」ト(譯)信セラレタル自(譯)二(譯)ヲ(譯)セ
ルコト(譯)タル所(譯)定ニハ(譯)軍ノ(譯)アリ
八月十八日以來日本(譯)行(譯)ハ之ニ(譯)攻(譯)ヲ行
ヒタルノミナラス日(譯)行(譯)ノ(譯)ニ(譯)互
在中(譯)行(譯)ハレタル(譯)ニ(譯)候
在(譯)ノ(譯)ニ於テハ(譯)行(譯)コト(譯)ナルヲ
以テ「ナツチブル・ヒューゲツセン」大臣(譯)當時
ニ於ケル(譯)自(譯)位(譯)スル(譯)ノ(譯)ニ
在(譯)ハアリタルモ日本(譯)行(譯)ハ同(譯)カ
初(譯)シタリト(譯)セラレタル所(譯)ニ於テ(譯)ハ
然レトモ日(譯)ニ於テ(譯)時(譯)ナル(譯)ヲ(譯)ケ
タル(譯)自(譯)位(譯)ハ其(譯)初(譯)ノ(譯)候

裏面白紙

852-2

裏面白紙

ノ通り 太倉ノ南方六里ニ非スシテ正定ノ前方ナリシ
 ヤモ知レストノ地ニ到リて候
 敬上ノ次第ニ任ミ得ル政府ハ本意ハ
 使ノ自任ヲ用「パス」若ハ「トラツク」ト
 シタル日本銀行ノ行爲ナリシモ管ラレスト思
 ルモノニ之ノ如ク大使ノ使ハハヨリ故
 ニ出テタルニハ非サルモ日本銀行ノ行爲ニ
 ルヤモ許リキニ任ミ得ル政府ハ英國政府ニ
 シ深善ナル諸君ノ意ノ正式表示ヲナサントス
 ルモノニ有之候

「徳意委員ノ應分ニシテハ帝國政府ハ日本
 ニシテ故意ヲハ無意ニ因リ第三世人ヲ兼
 ト明セル事合ニハ所ナル處ニ於テハキコト
 勿ク次第ニ有之候

支那ニ於ケル既行存存ノ結果ニ至スヘキ非
 ニ對スル危殆ヲ出來得ル限リ局限セントス
 政府ノ希望シ且方針トスル所ニシテ在支
 對シ非ニ任ミ得ル政府ヨリ重ネテ議令
 附不所所所シキタル事ニ有之候
 右同所所所大臣ハ其ニ重ネテ閣下ニ向テ
 シ候

昭和十二年九月二十一日

外務大臣 戶田 弘毅

大不列顛聯合王國大使
 「ゼ・ライト・オノラフ・サー・ロバート・クレイギー」閣下

外務省情報部長談 (十月六日)

世界ハ人類ノタメニ兵ヘラレタモノテアル。正直ニシテ動盪ナル國民ハコノ地上イカナル所ニ於テモ幸ニ生存シ、生活ヲ享受シ得ル義務カアル筈テアル。然ルニ意圖ニシテ戦争ノ憂ニ依ツテ幸福ニ生活シテ居ルモノカアル一方正直ニシテ動盪ナル國民カ生存ヲ拒マレタトシタナラハコレ實ノ不公平カアルテアロウカ。英領事ニ「戦争ヲ禁サレハ曉ル」ト云フ言葉カアル、政府ノ義務ハ不平ヲシテ鳴ラシメサルコトテアル。コレハ國內政治ニツイテ然ルノミナラス國際政治ニ於テモ同様テアル。

日本ハ五十年間ニ人口ハ倍加シタ。然ルニ狭小ナル島外ニ成長ノ地ヲ求めントスレハ冬地ヲ避マレテキル。「アメリカ」合衆國カ彼カ島ヲ阻止シテキルコトハ人類ノ自然ノ法則ニ反スル。

日本國民ノ尤モ遺憾トスルトコロテアル。

然シ又世界ハ果ニ「待テル器」ト「待タナイ器」トノ差カアル。英領事談分譲ノ不公平ノ差カ甚クキ立テラレテキル。若シコノ不公平カ修正サレナイトスレハ、「待テル器」カ「待タナイ器」ニ對シテ權利ノ喪失ヲ招シタナラハ、コレヲ解決スル途ハ果シテニヨルノ外ハナイノテハナイカ。

シカシ英領事ハ「待テル器」トシテ要求ヲナスモノハナイ。西人ノ行動ニ反スル。然レニシテ正直ナル日本國民ハ人類ニ兵ヘラレタル世界ニ於テ幸福ナル生活ヲ

裏面白紙

受シ養ル十分ノ養分ヲ有スルコトヲ要求スルノテ
アル。

「アメリカ」大統領ノ演説カ支那事變ヲ全張ニ亙
テナサレタトスルナラハ、其ニ東洋ニ起リツツアル
陛下ノ禍患ニツイテモ前途ノ所説ヲ述ビテハスコトカ
出来ル。日本カ六臣ニ對シテ平和的解決ヲ行ハント
スルノハ日本人ノ幸福ヲ求ムル爲メノミナサズ支那
人ニモ亦同様ニ幸福ヲ與ヘントスルモノテアル。日
本ハ支那人ニ平和的解決ヲ求メテキルノテアル。然
ルニ支那カ或方テコレヲ拒ム故ニ今日ノ事變カ起ツ
タノテアル。ケレドモ支那ノ職者ハ必スヤ日本ノ真
意ヲ諒解シテ世界平和ノタメニ共存共榮ノ途ニ歩ム
コトヲ信シテ居ハナイ。